

官報

号外 平成十七年六月七日

○第百六十二回 衆議院會議録 第二十八号

平成十七年六月七日（火曜日）

議事日程 第二十五号

平成十七年六月七日

午後一時開議

第一 独立行政法人住宅金融支援機構法案（内閣提出）

第二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三 千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めの件

第四 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めの件

第五 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めの件

第六 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一 独立行政法人住宅金融支援機構法案（内閣提出）

日程第二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

平成十七年六月七日 衆議院會議録第二十八号

午後一時三分開議

○議長（河野洋平君） これより会議を開きます。

日程第一 独立行政法人住宅金融支援機構法案（内閣提出）

○議長（河野洋平君） 日程第一、独立行政法人住宅金融支援機構法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。国土交通委員長橋康太郎君。

独立行政法人住宅金融支援機構法案及び同報告書（本号末尾に掲載）

（橋康太郎君登壇）

○橋康太郎君 た、いま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、機構は、住宅建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすること、

第二に、機構は、住宅建設等に係る貸付債権の証券化支援業務等を行うこと、

第三に、機構は、国が承継する資産を除き、住宅金融公庫の一切の権利及び義務を承継すること等であります。

本案は、去る四月二十一日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同月二十七日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。五月十七日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました。

結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

た結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君） 日程第二、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長山岡賢次君。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書（本号末尾に掲載）

（山岡賢次君登壇）

○山岡賢次君 た、いま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、消費者の合理的な選択に資するため、流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格を導入するとともに、公益法人改革を推進するため、製造業者等に格付を行うことを認める登録認定機関について、

平成十七年六月七日 衆議院會議録第二十八号

独立行政法人住宅金融支援機構法案 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

一

平成十七年六月七日 衆議院會議録第二十八号

国の代行機関としての位置づけにかえて、公正中立な民間の第三者機関として位置づけることとする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十二日島村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、十八日質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

次いで、六月二日民主党・無所属クラブから修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第三、千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結につ

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の一部を改正する法律案

いて承認を求めるの件、日程第四、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長赤松広隆君。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(赤松広隆君登壇)

○赤松広隆君 ただいま議題となりました三件について、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国際海上交通簡易化条約について申し上げます。

各国の公的な機関が国際航海に従事する船舶の入出港に際して要求する手続及び書類は、国ごとに異なり、かつ、複雑であり、船主等にとって大きな負担となるため、こうした負担を軽減する方法が協議されました。その結果、昭和四十年に開催された海上旅行及び海上運輸の簡易化に関する国際会議において本条約が採択されました。

本条約は、締約国政府が、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、すべての適当な措

置をとることを約束すること等を定めるものであります。

次に、海事債権責任制限条約一九九六年議定書について申し上げます。

船舶の運航により生じた損害賠償責任については、一九七六年条約に定める責任限度額が、物価水準の上昇により損害額の現状に照らして著しく低い額となっており、被害者に対する十分な補償が行われなくなっております。このため、限度額を引き上げる条約改正の検討が開始され、平成八年に開催された危険物質及び有害物質並びに責任の制限に関する国際会議において、本議定書が採択されました。

本議定書は、条約において定められる責任限度額を引き上げること等を定めるものであります。最後に、中西部太平洋マグロ類条約について申し上げます。

高度回遊性魚類であるマグロ類は、その生息水域が広範であることから、地域ごとに関係国が適切な保存及び管理の枠組みをつくり協力していくことが必要であると国際的に認識されており、中西部太平洋においても、保存及び管理のための枠組みを設立することは有意義であるとして、多数国間ハイレベル会合が開催され、その結果、平成十二年に本条約が採択されました。

本条約は、中西部太平洋におけるマグロ類資源の保存及び管理のための委員会を設立すること等を定めるものであります。

以上三件は、去る五月十七日外務委員会に付託され、翌十八日町村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、六月三日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第六 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。環境委員長小沢鋭仁君。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(小沢鋭仁君登壇)

○小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、動物の愛護の推進等を図るため、環境大臣による基本指針の策定及び都道府県による動物愛護管理推進計画の策定について定めるほか、動物取扱業について、登録制の導入、その対象範囲の拡大、動物取扱責任者の設置等必要な措置を

講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めなければならないこととしております。また、都道府県は、同指針に即して、動物愛護管理推進計画を定めなければならないこととしております。

第二に、動物取扱業の規制について、届け出制から登録制に改めることとし、動物の飼養または保管のための施設の設置の有無にかかわらず、動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事または指定都市の長の登録を受けなければならないこととしております。

第三に、動物取扱業者は、事業所ごとに、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任することとしております。

第四に、動物を科学上の利用に供する場合に、その目的を達することができる範囲において、できる限り、動物を供する方法にかわり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮することとしております。

第五に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る六月三日環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平成十七年六月七日 衆議院会議録第二十八号

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会

出席國務大臣

外務大臣 町村 信孝君
農林水産大臣 島村 宜伸君
国土交通大臣 北側 一雄君
環境大臣 小池百合子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る五月二十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成十六年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告

男女共同参画社会基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成十六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

に基づく「平成十七年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書

一、去る五月二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「平成十六年度エネルギーに関する年次報告」

一、去る五月三十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第三条の規定に基づく「平成十六年度母子家庭の母の就業の支援の実施状況」に関する報告

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第三条の規定に基づく「平成十七年度母子家庭の母の就業の支援の実施状況」に関する報告

一、去る五月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十七年度交通安全施策に関する計画」の報告

一、去る三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成十六年度高齢者の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「平成十七年度高齢社会対策」についての文書

一、去る三日、内閣から次の報告書を受領した。

国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく「二十四年の国際労働機関第九十二回総会において採択された勧告に関する報告書

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成十六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

樹屋 敬悟君

補欠

高木美智代君

農林水産委員

金子 恭之君

補欠

小西 理君

上川 陽子君

福井 照君

鹿野 道彦君

橋本 清仁君

福井 照君

小西 理君

金子 恭之君

上川 陽子君

橋本 清仁君

福井 照君

鹿野 道彦君

橋本 清仁君

福井 照君

小西 理君

金子 恭之君

上川 陽子君

橋本 清仁君

福井 照君

鹿野 道彦君

橋本 清仁君

福井 照君

小西 理君

金子 恭之君

上川 陽子君

橋本 清仁君

福井 照君

鹿野 道彦君

橋本 清仁君

福井 照君

小西 理君

金子 恭之君

上川 陽子君

橋本 清仁君

馳 浩君 坂本 剛二君
山口 泰明君 竹下 巨君
塩川 鉄也君 佐々木憲昭君
竹下 巨君 早川 忠孝君
坂本 剛二君 馳 浩君
菅原 一秀君 大前 繁雄君
土屋 品子君 大野 松茂君
西川 京子君 江藤 拓君
早川 忠孝君 山口 泰明君
原田 令嗣君 園田 博之君
佐々木憲昭君 塩川 鉄也君

(議案提出)

一、去る三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

(議案付託)

一、去る五月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
郵政民営化法案(内閣提出第八四号)
日本郵政株式会社法案(内閣提出第八五号)
郵便事業株式会社法案(内閣提出第八六号)
郵便局株式会社法案(内閣提出第八七号)
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案(内閣提出第八八号)
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八九号)

以上六件 郵政民営化に関する特別委員会 付託

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号) 文部科学委員会 付託
農山漁村潜在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号) 農林水産委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)(参議院送付)
社会保険に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出第六三三号)(参議院送付)

社会保険に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出第六四号)(参議院送付)

以上三件 厚生労働委員会 付託

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号) 総務委員会 付託
刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(参議院送付) 法務委員会 付託
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)(参議院送付) 環境委員会 付託

(議案送付)

一、昨六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

通関案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

迷惑メール対策と通信の秘密保護に関する質問主意書(小宮山泰子君提出)
一、去る五月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

裁量行政の排除に関する質問主意書(島聡君提出)
米軍の各国への駐留に関する質問主意書(岩國哲人君提出)
喫煙あるいは飲酒が国家財政に与える影響に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外国人犯罪の防止対策に関する質問主意書(田中慶秋君提出)
東京国際空港(羽田)国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業実施に関する質問主意書(内山晃君提出)
家庭用治療器製造承認(認証)及び機器分類のクラス分けに関する質問主意書(内山晃君提出)
介護保険制度等に関する再質問主意書(山井和則君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大分県湯布院厚生年金病院並びに湯布院厚生年金保養ホームの存続及び充実に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

一、昨六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
靖国神社参拝に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

(答弁書受領)

一、去る五月二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則君提出介護保険制度等に関する質問に対する答弁書

平成十七年五月十八日提出
質問 第六二二号

介護保険制度等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

介護保険制度等に関する質問主意書

先般、介護保険法改正案が衆議院で可決されたが、改正の中で積み残しとなった課題も少なからず存在する。そこで以下の通り質問する。

一 現在、要介護認定の基準時間は一九九四年時点の施設の集団処遇の作業時間を基準にしているが、十年以上前の処遇方法が全く異なる状況での基準を個室ユニット型の施設に当てはめることについて見直しが必要ではないか。見直しの必要がないというのであればその根拠は何か。

二 一のように施設の作業時間を基準にされ、調理、清掃、洗濯等の生活行為は含まれていないが、このような中で在宅の高齢者の状況が要介護認定に反映できていないと国は考えるのか。また施設での基準を在宅に当てはめることは妥当でないと考えがこれを見直し予定はないのか。

三 国は介護保険制度を創設する際にドイツの介護保険制度を参考にしたが、ドイツの介護保険制度の対象者は日本の介護保険対象者とのように異なるのか。

四 今年二月に認知症高齢者グループホーム(以下「ホーム」)の介護職員による虐待殺人事件が起ったが、国はホームの運営実態、スタッフの勤務実態について全国的な調査をこれまでにしたのかどうか。夜勤時間帯に一人勤務となるホーム、夜間・深夜専従のスタッフがいるホームはそれぞれどれくらいあるのか。

五 介護労働者の労働条件が悪く、離職率が高い中で、国は介護サービス事業者が労働基準法を遵守しているかどうかについて全国的な実態調査をしたのかどうか。またどれくらいの介護サービス事業者が労働基準法を遵守しているのか。

六 介護保険三施設の利用者に対しては、これを居住施設と位置づける中で所得状況に応じて補給付されることになっているが、もともと居住施設である特定施設や認知症高齢者グループホームにおいて、利用料が払えないために入居できない利用者に対して補給付が行われないのは不公平ではないか。

七 例えば、どの施設・サービスを利用して公平に補給付が受けられるようパウチャー制度を導入することについて検討すべきと考えるがいかがか。

八 介護保険の対象であるなしにかかわらず、誰もが安心して居住できる仕組みを構築するため、居住コストに関しては介護保険の給付対象から外し、国として総合的な取り組みをすることが必要だと考えるがいかがか。

九 特別養護老人ホームにおいて、痰の吸引が必要な利用者は約一万人程度存在し、現行の人員配置基準では看護職員が二四時間対応できず、多くの施設では夜間看護職員がいながら、その間、どう対応しているのかという質問に対し、昨年の答弁書(内閣衆質一六二第一三三三)において「夜間に定期的に喀痰吸引の処置が必要な者

が特別養護老人ホームに入所している場合の対応状況のすべてを把握しているわけではないが、特別養護老人ホームの入所者で喀痰吸引の処置を行う必要がある者の中でも、当該者が就寝する前に、排痰を促したり、喀痰吸引の処置を行ったりすることにより、夜間に喀痰吸引の処置を行う必要がない者も存在する。また、看護職員が臨時に夜勤体制を組む等の対応を行う施設もあると承知している。」とあるが、そのような施設はどの程度存在するのか、またそのような施設以外はどのように対応すればよいのか。

十 要介護度四、五の利用者しかいない介護施設において、三対一の人員配置基準通りで身体拘束することなしに介護することは可能かという質問に対し、昨年の答弁書(内閣衆質一六二第一四四号)において「御指摘のような入所者の状況及び人員配置の場合であっても、身体拘束を行わずに介護を行うことは十分可能であると考えている。」とあるが、その具体的な根拠は何か。また三対一の人員配置で身体拘束することなく介護を実践されている施設を明らかにされたか。

十一 従来型の特別養護老人ホームと個室ユニット型の特別養護老人ホームが同じ三対一の人員配置基準で運営される根拠は何かという質問に対し、昨年の答弁書(内閣衆質一六二第一四四号)は「施設基準及び指定基準は、施設の状況が様々であることを踏まえつつ、最低限必要な人員配置を定めるものである。御指摘のような人員配置基準となっている。」とあるが、最低限必要な人員配置基準を三対一とする具体的な根拠は何か、また実際三対一の人員配置でユニットケアを適正に運営している施設はどれくらい存在するのか。

市町村から委託を受け、居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅支援サービス費及び居宅支援サービス計画費の請求に関する審査及び支払いを行っているが、不正給付が多いことから委託された手数料に見合った仕事が行われていないのではないかと。連合会において不正を見落とした場合には市町村に手数料の一部を返還してはどうか。

十三 介護療養型医療施設において徴収される介護サービス費以外の日常生活費や特別居室料などが利用者にとってわかりづらい仕組みであることから、地域別、施設ごとにわかりやすく表示すべきと考えるが、いかがか。また、このことについて全国的な実態調査をすべきであると考えるがいかがか。

内閣衆質一六二第六二二号
平成十七年五月二十七日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出介護保険制度等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員山井和則君提出介護保険制度等に関する質問に対する答弁書

一 について
要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定基準」という。)に規定する現在の要介護認定等基準時間については、平成十三年に行った施設や在宅における高齢者の介護時間に関する実態調査(以下「実態調査」という。)及び平成十四年に行った全国的なモデル事業の結果等を踏まえて従来の要介護認定等基準時間を見直し、平成十五年四月から

適用しているところである。御指摘の個室ユニット型の小規模生活単位型指定介護老人福祉施設については、同月の介護報酬の改定の際、指定介護老人福祉施設の一類型として介護保険制度に位置付けられたものであるが、このことにより、現在の要介護認定等基準時間を見直すべきかどうかについては、指定介護老人福祉施設の定員全体に占める小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の定員の割合やこのことによる指定介護老人福祉施設の入所者に対する介護時間への影響等を見極めつつ、今後検討してまいりたい。

二 について

一 について述べたように、認定基準の見直しに当たり、実態調査を行ったところであるが、その結果によれば、在宅サービスの利用者については、介護者の状況、住宅環境、地域性等の要因により、調査対象者ごとの介護時間が大きく異なっており、介護時間を標準化することが困難であったことから、実態調査により把握された施設サービスの利用者の標準化された介護時間を基に、認定基準の見直しを行ったところである。

現在、認定基準により要介護認定等を行い介護保険制度が運営されているところであるが、在宅サービスの利用者一人当たりの利用状況と在宅サービスの利用者の要介護度には一定の相関関係があり、現行の認定基準に基づく要介護度は、在宅サービスの利用者のニーズを正確に反映していると考えられることや、介護保険制度に係る様々な調査においても要介護認定等の妥当性については、おおむね良好な評価を得ていることから、在宅要介護者等に対する要介護認定等について、現時点においては見直しの必要はないものと考えている。

三について

日本の介護保険制度の被保険者については、六十五歳以上の者及び四十歳以上六十五歳未満の医療保険の加入者である一方、ドイツの介護保険制度の被保険者については、厚生労働省において調査した限りにおいては、原則として医療保険の加入者の範囲に相当する者であり、年齢による制限はない。

また、日本の介護保険制度の受給者については、要介護状態等となった六十五歳以上(要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する一定の疾病である場合は、四十歳以上)の被保険者となっている一方、ドイツの介護保険制度の受給者については、厚生労働省において調査した限りにおいては、年齢や要介護状態の原因疾病による制限はないが、要介護状態は、おおよそ日本の介護保険制度における認定基準に定める要介護三程度以上の者である。

四について

厚生労働省においては、平成十四年から、毎年十月一日におけるすべての御指摘の認知症高齢者グループホームを対象として、職員数、夜間の職員体制、利用料等に関する調査を行っており、平成十六年十月の調査によれば、夜勤時間帯に夜勤又は宿直の職員を一人だけ配置している事業所は、三千二百二十二か所となっている。なお、夜間又は深夜にのみ勤務する職員の有無については、同調査では把握しておらず、お答えできない。

五について

平成十六年に全国の労働基準監督署が、お尋ねの介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づくサービスを提供している事業場を含む二千七百三十五の社会福祉事業を行う事業場に対して監督を実施したところ、このうち二千百九

の事業場について何らかの労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等の違反が認められたところである。

六及び七について

第六十二回国会に提出した介護保険法等の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)においては、介護保険制度は要介護状態となった者に対して必要な介護サービスに係る給付を行うものであることから、介護保険施設における居住費及び食費について在宅と施設との間の負担の公平を図る等の観点から、居住費及び食費を保険給付の対象外とし、介護保険施設に入所している低所得者に配慮した特別の制度として、特定入所者介護サービス費を支給する制度を導入することとしている。

御指摘の補足給付は、特定入所者介護サービス費を指すものと考えているが、特定施設や認知症高齢者グループホームは、居住費や食費は入居者が負担することを前提に、特定施設等において提供される介護サービスに保険給付を行う仕組みとなっており、要介護状態となった者に対して必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とする介護保険制度において、特定施設等での居住費や食費について、新たに特定入所者介護サービス費に相当する給付を行うことは困難であると考えており、また、御指摘のパウチャー制度の導入は考えていない。

八について

高齢者が安心して居住できる仕組みを構築することは重要な課題と考えており、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)に基づき、高齢者向けの優良な賃貸住宅について整備や家賃の減額に要する費用の補助などによる当該賃貸住宅の供給支援、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録とこれに対する家賃債務保証制度の推進、持家に居住する

高齢者による持家のバリアフリー化を支援する住宅金融公庫による融資などの施策を実施しているところである。

また、介護保険制度においても、高齢者が在宅で安心して住み続けることができるよう、今後とも、在宅サービスの充実に努めてまいりたい。なお、六及び七について述べたとおり、法案においては、介護保険施設等における居住費を保険給付の対象外とすることとしている。

九について

先の答弁書(平成十六年十月二十九日内閣衆質一六一(第二三三)三)について述べたとおり、夜間に定期的に喀痰吸引の処置が必要な者が特別養護老人ホームに入所している場合の対応状況のすべてを把握しているわけではなく、看護職員が臨時に夜勤体制を組む等の対応を行う施設の数も、把握していない。

また、特別養護老人ホームの入所者のうち夜間に定期的に喀痰吸引の処置が必要な者の状況は個々に異なるものであり、各施設においては、入所者の処遇に支障が生ずることがないよう、看護職員を二十四時間配置したり、看護職員が臨時に夜勤体制を組む等の対応を行うほか、各施設が関係する医療機関に喀痰吸引の処置について協力を求める等の工夫を行うことにより対応できると考えている。

十について

介護保険施設において身体拘束を行わずに介護を行うためには、身体拘束に至る原因を把握し、当該原因を除去するために、職員の意識や介護の方法を改め、施設環境の整備を図っていくことが重要であると考えている。

例えば、入所者が徘徊しないように、車椅子や椅子に身体を縛っているような場合は、徘徊そのものを問題ととらえるのではなく、入所者が徘徊する原因や理由を究明した上で、対応策

を講じたり、転倒しても骨折等を招かないよう弾力のある床材を用いる等の環境整備をすること、点滴や経管栄養のチューブを抜かないように四肢をベッド等に縛っているような場合は、点滴や経管栄養に頼らず、口から食えることができるかどうか十分に検討したり、点滴や経管栄養を行うにしても、時間や場所を適切に選んで行うようにすることなどの工夫を行うことにより、身体拘束を行わずに介護することが可能であると考えている。厚生労働省では、こうした身体拘束をなくするための工夫のポイントを、平成十三年に「身体拘束ゼロへの手引き」として取りまとめ、事業者等へ配布しているところである。

なお、お尋ねの三対一の人員配置で身体拘束することなく介護を実践している施設については、調査を行っておらず、把握していない。

十一について

特別養護老人ホームの人員配置基準については、要介護度の高い者に対して適切な介護を提供する観点から、平成十二年の介護保険制度導入時に、介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、従来おおよそ入所者の数を四・一で除して得た数以上とするの基準を、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするの基準に改善したものであり、平成十五年に小規模生活単位型特別養護老人ホーム(以下「個室ユニットケア型特養」という。)の制度を創設した際、一般の特別養護老人ホームに合わせ最低限必要な人員配置基準として現行の個室ユニットケア型特養の人員配置基準を定めたものである。なお、個室ユニットケア型特養については、一般の特別養護老人ホームよりも高い介護報酬を設定しているところである。

また、社団法人日本医療福祉建築協会が、個室ユニットケア型特養に関し行った調査によれば、その運営状況は必ずしも明らかではない

が、平成十六年三月一日現在で個室ユニットケア型特養の介護報酬を受けている特別養護老人ホームであつて回答のあつた百三十二か所のうち、介護職員及び看護職員一人当たりの入所者数が二・五人以上三・〇人未満であつた施設は五か所となつてゐる。

十二について

各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「連合会」といふ)は、受給者情報、介護サービスの提供を行う事業所情報、ケアプランの内容等に関する給付管理票情報と介護サービス事業者の介護報酬の請求内容を突合して審査及び支払の事務を行っているところである。

御指摘の不正請求は、ケアプランの作成者と介護サービスの提供を行う事業者が示し合せて行うものなどであり、これは連合会の見落としによるものではないことから、「委託された手数料に見合った仕事が行われていない」というものではないと考えており、また、審査支払手数料を返還する必要があるとは言えないと考えている。

なお、不正請求への対処については、市町村からの受給者に対する介護給付費通知書の送付の推進等により、更に厳正に対処するよう指導しているところである。

十三について

法案においては、介護サービス事業者がその提供する介護サービスに係る情報を都道府県知事に報告し、都道府県知事が当該情報を公表する仕組みを設けることとし、法案の成立後、平成十八年度から、公表する情報等の準備が整つた介護サービスについて、順次実施していくこととしており、介護療養型医療施設については、今年度から有識者による検討会において公表する情報を検討することとしている。

なお、介護サービスに係る情報の公表に当たっては、利用者が利用しやすいよう、地域別、サービス別、事業者別などに情報を検索できるシステムとすることを検討している。

一、去る五月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤嶺政賢君提出大牟田労災病院の再編等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出総合教育に関する質問に対する答弁書

平成十七年五月二十日提出

質問 第六四号

大牟田労災病院の再編等に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

大牟田労災病院の再編等に関する質問主意書

大牟田労災病院は、一九六三年に戦後最悪の三池炭鉱炭塵爆発事故が発生し、死者四五八名、一酸化炭素中毒患者が八三九名という大惨事となり、この事故を契機として設立された病院である。

同病院は、一酸化炭素中毒の患者の医療と療養のために大きな役割を果たしてきている。四一年間を経た現在も、当時の患者三〇名が入院されており、二〇〇名以上の方が一酸化炭素中毒の後遺症のために苦しまれているが、患者とその家族の苦悩は筆舌に尽くしがたいものと考える。

同病院について、医師や医療の専門家は、患者や家族が安心して治療を継続できることを保障するだけでなく、施設や機能の充実によって一層範囲の広い疾患にも対応できる必要性と地域医療にも貢献できるようにすべきであるとの提言をして

厚生労働省は、二〇〇四年三月の「労災病院の再編計画」で、「大牟田労災病院を平成一七年度に廃止の対象とする」ことを公表した。

一酸化炭素中毒の患者、家族の皆さん、病院の労組をはじめ市民の多くの方々が、同病院の廃止計画に強い反対の意思を表明している。

大牟田労災病院の廃止計画を見直して、存続すべきであるとの立場から以下の事項について質問する。

一 大牟田労災病院を廃止の対象とした理由について、診療・研究機能が相対的に低いこと、大幅な累積赤字で経営基盤が脆弱であるとしている。

同病院は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒患者の医療、療養にもつばら関わってきた、歴史性と特殊性を持つている。

一酸化炭素中毒患者が八三九名発生し、重症患者は、現在四〇〇名、中等度の患者は二〇〇名、その他約六〇〇名は、すでにお亡くなりになったという悲惨な状況にある。

この歴史性、特殊性を無視して、経営基盤が脆弱などという理由で廃止の対象にしているのか。

しかも、診療・研究機能が低いというが、政府自らが、専門医やスタッフを減員させるなど、機能低下の政策をとってきたのではないのか。

二 三池炭鉱災害が発生した直後に、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「措置法」といふ)が制定されており、この制定過程では、政府は「医療から社会復帰まで十全の処置をとる」、「業務上労働不能になった人を一生、療養をみていく、そして家族も食えるという姿の実質的な補償を考えていく」と答弁している。

しかも、措置法第一条は「政府は、炭鉱災

害による一酸化炭素中毒症にかつた被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定している。

政府は、一酸化炭素中毒患者さんが、安心して最後まで治療が受けられるために万全の措置を講ずるといふ責務を負っているのではないのか。

さらに、措置法の目的及び第一条の規定に照らしても、同病院を廃止の対象にするというのは、法に反するのではないのか。

三 大牟田労災病院に入院されている一酸化炭素中毒症の患者は、かなり重症で困難な問題を抱えておられる。そのための治療については、相当の専門医でないと難しいということである。

同病院の廃止の計画が出され、患者や家族の方々は大きな不安を抱えている。廃止をして、患者の医療と療養をどのように保障していくのか、同様の診療体制があるのか。

四 大牟田労災病院の一酸化炭素中毒症の患者さんの症状について、患者の治療に関わつた三池一酸化炭素中毒検診医師団は、一酸化炭素中毒を主因とする高次脳機能障害と診断しているが、政府はどのように判断しているのか。

五 炭鉱災害後より、今日まで一酸化炭素中毒の患者の治療、検診を行ってきた医師団は、医療、療養の医学的知見を後世に引継ぎ、一酸化炭素中毒症の主症状である高次脳機能障害への専門的な取り組みの必要性を指摘している。

一酸化炭素中毒の患者さんは、高次脳機能障害に悩まされてきたが、障害の治療とリハビリテーションを継続するためにも、大牟田労災病院の廃止ということではなく、同病院の機能を継承した療養病棟と一般病棟を併せもつ「高次脳機能障害リハビリテーションセンター」として医療体制を整えて、一般にも開放することは大切と考えるが、見解はどうか。

六 大牟田労災病院は、一酸化炭素中毒の患者の
主症状である高次脳機能障害の医療、療養をは
じめ、高血圧、糖尿病、脳血管疾患、心疾患等
の治療、リハビリテーション、職場復帰に至る
一貫した高度・専門的な医療を行ってきた。炭
鉱災害当時、高次脳機能障害はほとんど認知さ
れず、最近になって社会問題となり、その障害
を有する方々への対応が社会的に要請されてい
る。

大牟田労災病院の果たしている役割を基本的
に維持しつつ、診療・研究機能の拡充によつ
て、こうした疾患による高次脳機能障害に対応
できる方向で検討すべきではないのか。

内閣衆質一六二第六四号

平成十七年五月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出大牟田労災病院の再
編等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出大牟田労災病院
の再編等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

労災病院については、「特殊法人等整理合理
化計画について」(平成十三年十二月十九日閣議
決定)により、「労災疾病について研究機能を有
する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を
図る。この再編の対象外となる労災病院につい
ては廃止することとし、地域医療機関として必
要なものには民営化又は民間・地方に移管する。」
こととしたところである。

これを踏まえ、労災病院については、労災疾
病に関する予防から治療、リハビリテーショ

ン、職場復帰に至る一貫した高度かつ専門的な
医療において中核的役割を担うものと位置付
け、こうした役割を適切に果たし得るよう機能
の再編強化を図るため、厚生労働省において
「労災病院の再編計画」(以下「再編計画」とい
う。)を平成十六年三月三十日に策定したところ
である。

再編計画においては、各労災病院の診療・研
究機能、経営の収支状況、地域的配置状況等の
要素を総合的に勘案して、統廃合する病院を決
定したものであり、大牟田労災病院について
も、経営の収支状況の観点のみから廃止を決定
したものではない。

また、大牟田労災病院の専門医やスタッフに
ついては、患者に対する診療が適切に行われる
よう、患者数に応じて必要な人員が確保され
きたところであり、診療・研究機能を低下させ
る政策をとってきたものではない。

政府は、一酸化炭素中毒患者が安心して継続
的に診療を受けられるよう、必要な措置を講ず
ることが求められていると考えており、大牟田
労災病院の廃止に当たっては、同病院が昭和三
十八年十一月に三井三池炭鉱三川鉱で起こった
炭塵爆発災害により発生した多数の一酸化炭素
中毒患者の治療と社会復帰を図るための専門病
院として設置された経緯及び炭鉱災害による一
酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十
二年法律第九十二号。以下「措置法」という。)の
規定を踏まえ、同病院廃止後、入院又は通院し
ている一酸化炭素中毒患者に対するリハビリ
テーションを含む診療を適切に行い得る医療機
関にその診療を委託し、これらの患者に対する
リハビリテーションを含む診療を適切に行い得
る施設を確保することにより、その療養に支障
を来すことがないよう対応することとしている

ため、同病院を廃止の対象とすることは、措置
法に反するものではないと考えている。

四について

大牟田労災病院に入院又は通院している一酸
化炭素中毒患者の症状は様々であり、これらの
症状が高次脳機能障害に該当するかどうかにつ
いては、個別の診断によるものと考えている。

五及び六について

一から三までについて述べたように、各労
災病院の診療・研究機能、経営の収支状況、地
域的配置状況等の要素を総合的に勘案して再編
計画を策定し、大牟田労災病院を廃止すること
としたところであり、同病院の存続を前提とし
た医療体制の整備や診療・研究機能の拡充は考
えていないが、入院又は通院している一酸化炭
素中毒患者に対する今後の診療については、リ
ハビリテーションを含む診療を適切に行い得る
医療機関に委託することにより、引き続き確保
されるよう対応してまいりたい。

平成十七年五月二十日提出
質問 第六五号

総合教育に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

総合教育に関する質問主意書

報道によれば、現在、文部科学省は、盲・ろ
う・養護学校の教員免許制度を改める方針のよう
である。

従って、次のことについて質問する。

文部科学省が検討中の「特殊教育免許状」(特別
支援学校教諭免許状)の創設は、教員が子どもの
障害に的確に対応するための資質向上に有効であ
ることとしては評価できる。しかし、他方この新
免許状を採用することが、分離を前提とする特殊
教育を固定化し、国民から要望の大きい「総合教

育」実現については、むしろ逆行することになる
のではないかと危惧するものである。

政府は、特殊教育免許状を創設することによつ
て「総合教育」をめざすことなく「分離教育」を固定
化し、国民の意見に反して、存続させていくつも
りなのか。見解を答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一六二第六五号

平成十七年五月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出総合教育に関する質
問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出総合教育に関す
る質問に対する答弁書

文部科学省の中央教育審議会においては、現在
の盲学校、聾学校及び養護学校の制度を障害種別
を超えた学校(以下「特別支援学校(仮称)」とい
う。)の制度とすることや特別支援学校(仮称)に係
る教員の免許制度の在り方等について審議が行わ
れている。このうち特別支援学校(仮称)に係る教
員の免許制度の在り方については、障害の重度・
重複化や多様化が急速に進んでいる中で、児童生
徒等一人一人に係る教育上の特別な支援の必要性
に応じて適切な教育を行うことの重要性を踏ま
え、「特別支援学校教諭免許状(仮称)」を創設する
ことが検討されている。

障害のある児童生徒等の教育については、その
障害の状態に応じて、一人一人の能力を最大限に
伸ばし、障害のある児童生徒等が自立し、社会参
加するために必要な力を培うため、一人一人に係
る教育上の特別な支援の必要性に応じた適切な教
育を行うことが重要である。障害のある児童生徒
の小学校若しくは中学校又は盲学校、聾学校若し

平成十七年六月七日 衆議院會議録第二十八号

議長の報告 独立行政法人住宅金融支援機構法案及び同報告書

一〇

くは養護学校への就学については、保護者の意見に留意しつつ、障害の状態を把握した上で、適切な教育が行われるよう、市町村教育委員会が総合的に判断する制度としている。今後、特別支援学校(仮称)の制度が導入された場合においても、このような障害のある児童生徒の就学に係る制度を変更することは、現時点では考えていない。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員小宮山泰子君提出迷惑メール対策と通信の秘密保護に関する質問に対する答弁書

平成十七年五月二十六日提出
質問 第六六号

迷惑メール対策と通信の秘密保護に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

迷惑メール対策と通信の秘密保護に関する質問主意書

いわゆる迷惑メールについて対策を強化し、電子メール利用の良好な環境を確保するための「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が衆参両議院において全会派一致で可決成立した。今回の法律改正により迷惑メール対策が効果をあげることを期待するものであるが、両議院での法案の審議を通じて重要な点が不明確なままであり、立法及び施行後の運用に責任を持たなければならないと考え質問する。

今回の改正により同法六条で広告又は宣伝を行う手段としてメールを送信する場合、メールアドレス等の送信者情報を偽った送信を禁止するとともに、違反者に対しては従来の総務省の措置命令に加えあらたに直罰規定を設け、同法三十二条一号で一年以下の懲役又は百万円以下の罰金を定めた。

直罰規定の新設に関し、憲法第二十一条二項および電気通信事業法三、四条で保障する通信の秘密保護との関係で以下、質問する。

一 この法律の運用において、憲法および電気通信事業法で保護されている通信の秘密が不当に侵害されてはならないと考えるが、関連して内閣の基本的な考えを伺いたい。

二 この法律の運用に当たっては、通信の秘密を不当に侵害してはならないという原則を捜査又は調査の権限を有する公務員にどのように徹底すべきと考えるか見解を伺いたい。

三 直罰にかかわる捜査の要件、手続きについて伺いたい。

1 捜査機関が迷惑メールの発信者について捜査を開始するのは、迷惑メールを受信した企業・個人及び改正法であらたに設置された登録機関や民間プロバイダ等の情報提供や告発を受け、裁判官が発する捜査令状により、捜査を開始すると考えられるが、捜査開始の要件、手続きを説明されたい。

2 個人や企業、登録機関から、情報の提供や告発がなくとも、捜査機関は独自で入手した情報にもとづき捜査を開始するかどうか伺いたい。

3 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」では令状請求資格の限定、傍受の立会人とともに関連した捜査又は調査の権限を有する公務員の職務に関し通信の秘密を侵害する行為があった場合の処罰規定を設けているが、今回の改正法には同様な処罰規定がないが、どのように対応するか伺いたい。

内閣衆質一六二第六六号
平成十七年六月三日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員小宮山泰子君提出迷惑メール対策と通信の秘密保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小宮山泰子君提出迷惑メール対策と通信の秘密保護に関する質問に対する答弁書

一について

通信の秘密については、日本国憲法第二十一条第二項において「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と定められており、これを受けて電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及び有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)において同様の旨を規定している。これらの規定の趣旨を踏まえ、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十六号)による改正後の特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号。以下「新法」という。)の運用においても、電子メールに係る通信の秘密が不当に侵害されてはならないものと考ええる。

二について

新法の施行に際しては、捜査又は調査の権限を有する公務員に対し、通信の秘密を不当に侵害してはならないことについて文書を発出することなどにより周知を徹底してまいりたい。

三の1について

捜査機関は、民間プロバイダ等からの情報提供や告発を受けた場合を含め、犯罪があると思料するときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十号)の規定により、犯人及び証拠を捜査し、必要があるときは、裁判官が発する令状により捜索を行うなど各種法令に基づく手続を執ることになる。

三の2について

捜査機関は、部外からの情報提供や告発がなくとも、独自に入手した情報に基づき犯罪があると思料するときは、捜査を開始することがある。

三の3について

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号。以下「通信傍受法」という。)第三十条第一項においては、「捜査又は調査の権限を有する公務員が、その捜査又は調査の職務に関し、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百七十九条第一項又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四条第一項の罪を犯したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定している。これは、電気通信事業法第百七十九条第一項の電気通信事業者の取扱中の通信に係る秘密を侵した罪の法定刑である二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又は有線電気通信法第十四条第一項の有線電気通信の秘密を侵した罪の法定刑である二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又は有線電気通信法の法定刑を加重した規定であり、新法に基づき捜査又は調査を行う公務員がこれらの罪を犯した場合にも、通信傍受法第三十条第一項の規定が適用されることが考えられる。

独立行政法人住宅金融支援機構法案

右
国会に提出する。

平成十七年二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人住宅金融支援機構法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十二条)

第三章 業務(第十三条—第十六条)

第四章 財務及び会計(第十七条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第三十一条)

第六章 罰則(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、独立行政法人住宅金融支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 (定義) この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分(以下「住宅部分」という。)をいう。

2 この法律において「災害復興建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が滅失した場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分という。

3 この法律において「被災建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が損傷した場合における当該損傷したこれらの建築物又は建築物の部分という。

4 この法律において「災害予防代替建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合として政令で定める場合における当該建築物に代わ

るべき建築物又は建築物の部分という。

5 この法律において「災害予防移転建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合として政令で定める場合における当該移転する必要がある建築物という。

6 この法律において「災害予防関連工事」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物の敷地について擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事を行う必要がある場合として政令で定める場合における当該工事という。

7 この法律において「合理的土地利用建築物」とは、市街地の土地の合理的な利用に寄与するものとして政令で定める建築物で相当の住宅部分を有するもの又はその部分という。

8 この法律において「マンション」とは、二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。)が存する建築物で住宅部分を有するものをいう。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人住宅金融支援機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民

の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十五条第一項の金利変動準備基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称の使用制限)

第七条 機構でない者は、住宅金融支援機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

第八条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第九条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 住宅の建設又は購入に必要な資金(当該住宅の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。
- 二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの(以下「特定貸付債権」という。)のうち、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの(その信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証(以下「特定債務保証」という。)を行うこと。
- イ 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(以下「信託会社等」という。)に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。
- ロ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に譲渡すること。
- ハ その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為
- 三 住宅融資保険法による保険を行うこと。
- 四 住宅の建設、購入、改良若しくは移転(以

下この号において「建設等」という。)をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

五 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金(当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は当該被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)の貸付けを行うこと。

六 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金(当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)、災害予防関連工事に必要な資金又は地震に対する安全性の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

七 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことの無いものの購入に必要な資金(当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)(又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

八 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭(単身の世帯を含む。次号において同じ。))に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資

金(当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)(又は当該賃貸住宅の改良(当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことのある建築物の改良を含む。))に必要な資金の貸付けを行うこと。

九 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良(高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。))に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことがある住宅の購入に必要な資金(当該住宅の購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。))の貸付けを行うこと。

十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号から第七号まで若しくは次項第一号若しくは第二号の規定による貸付けを受けた者(あらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合(重度障害の状態となった場合を含む。以下同じ。))に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金(以下「保険金等」という。))を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者(あらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債

務を弁済すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)第七十七条の規定による貸付けを行うこと。

二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十条第一項の規定による貸付けを行うこと。

三 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十條の三第一項第二号に掲げる業務の一部を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の実施)

第十四条 機構は、前条第一項第一号、第二号及び第五号から第九号までの業務の実施に当たっては、住宅の建設等に必要な資金の需要及び供給の状況に応じて、一般の金融機関との適切な役割分担を図り、これらの業務を通じ、国民に対する住宅の建設等に必要な長期資金の融通が円滑に行われるよう努めなければならない。

2 機構は、前条第一項第一号、第二号及び第五号から第九号までの業務の実施に当たっては、住宅の質の向上を図るために必要なものとして政令で定める事項に配慮して、貸付債権の譲受け、特定債務保証又は資金の貸付けの条件の適切な設定その他の必要な措置を講ずるとも

に、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策について協力しなければならない。

(緊急の必要がある場合の主務大臣の要求)

第十五条 主務大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、国民の居住の安定確保を図るために金融上の支援を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(業務の委託)

第十六条 機構は、次に掲げる者に対し、第十三条(第一項第四号を除く。)に規定する業務のうち政令で定める業務を委託することができる。

一 主務省令で定める金融機関
二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社
三 地方公共団体その他政令で定める法人

2 前項第一号及び第三号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、機構が同項の規定により委託した業務を受託することができる。

3 機構は、必要があると認めるときは、第一項の規定による業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた業務について報告を求め、又は機構の役員若しくは職員に、その委託を受けた業務について必要な調査をさせることができる。

4 第一項の規定による業務の委託を受けた同項各号に掲げる者(地方公共団体を除く。)の役員又は職員であつて同項の規定による委託を受けた業務に従事する者は、刑法その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

5 機構は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第十三条第一項第一号から第三号までの業務及びこれらに附帯する業務の一部を委託することができる。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号及び第二号の業務並びに同項第三号の業務(特定貸付債権に係るものに限り。)並びにこれらに附帯する業務
二 第十三条第一項第三号の業務(特定貸付債権に係るものを除く。)及びこれに附帯する業務
三 第十三条第二項第二号の業務及びこれに附帯する業務
四 前三号に掲げる業務以外の業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、前条第二号から第四号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額

に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項の勘定において、同項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前条第一号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の勘定

について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は通則法第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び住宅金融支援機構債券等)

第十九条 機構は、第十三条第一項(第四号及び第十一号を除く。)並びに第二項第一号及び第二号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、機構は、機構債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、機構債券を発行することができる。

3 機構は、第十三条第二項第二号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結した同条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等及び同項第二号の二に規定する損害保険会社が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。

4 主務大臣は、第一項又は前項の規定による認

可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項若しくは第二項の規定による機構債券(当該機構債券に係る債権が第二十一条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)又は第三項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、第十三条第二項第二号の業務に係る長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定による機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

9 前各項に定めるもののほか、機構債券又は財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決

を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(機構債券の担保のための貸付債権の信託)
第二十一条 機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債券に係る債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権(第十三条第一項第一号の業務(以下「債権譲受業務」という。))により譲り受けた貸付債権又は附則第三条第一項の規定により承継した貸付債権を含む。次条及び第二十三条第一項において同じ。)の一部を信託会社に信託することができる。

(貸付債権の信託の受益権の譲渡等)
第二十二条 機構は、主務大臣の認可を受けて、債権譲受業務又は第十三条第一項第五号から第九号まで若しくは第二項第一号の業務に必要な費用に充てるため、その貸付債権について、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。
- 二 特定目的会社に譲渡すること。
- 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託等)
第二十三条 機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該

貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受託しなければならない。

2 機構は、第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる者に對し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

3 機構は、沖縄振興開発金融公庫に對し、第一項の規定により受託した業務(債権譲受業務により譲り受けた貸付債権に係るものに限る。)を委託することができる。

(償還計画)
第二十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金並びに機構債券及び財形住宅債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(金利変動準備基金)
第二十五条 機構は、債権譲受業務及びこれに附帯する業務に必要な経費で主務省令で定めるものの財源をその運用によつて得るために金利変動準備基金を設け、附則第三条第七項の規定により金利変動準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により政府が金利変動準備基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条の規定は、金利変動準備基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第五章 雑則
(報告及び検査)

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第二十三条第二項の規定による委託を受けた者又は第十六条第五項若しくは第二十三条第三項の規定による委託を受けた沖縄振興開発金融公庫(以下「受託者等」という。)に對し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)
第二十七条 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

- 一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者等に対する前条第一項の規定による 立入検査の権限 2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。 (厚生労働大臣との協議) 第二十八條 主務大臣は、第十三条第二項第二号の業務に関し、通則法第二十八條第一項の認可をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。 (主務大臣等) 第二十九條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び財務大臣、国土交通省及び財務省並びに国土交通省令・財務省令とする。 2 第二十六條第一項及び機構に係る通則法第六十四條第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。 (貸金業の規制等に関する法律の適用除外) 第三十條 機構が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二條第二項に	規定する貸金業者から主務省令で定めるところにより第十三條第一項第一号に規定する貸付債権の譲受けを行う場合には、同法第二十四條の規定は、適用しない。 (国家公務員宿舎法の適用除外) 第三十一條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。 第六章 罰則 第三十二條 第十一條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第三十三條 第十六條第三項(第二十三條第二項後段において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十六條第三項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者等(地方公共団体及び沖縄振興開発金融公庫を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 第三十四條 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者等(地方公共団体を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 第三十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は	承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。 二 第十三條に規定する業務以外の業務を行ったとき。 三 第二十五條第二項において準用する通則法第四十七條の規定に違反して金利変動準備基金を運用したとき。 第三十六條 第七條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。 附則 (施行期日) 第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十九條第一項並びに附則第三條、第六條、第二十一條及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。 (機構の設立) 第二條 機構は、通則法第十七條の規定にかかわらず、この法律の施行の日に成立する。 2 機構は、通則法第十六條の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。 (公庫の解散並びに権利及び義務の承継等) 第三條 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。 2 機構の成立の際現に公庫が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。	3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。 4 公庫の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。 5 附則第十條の規定による廃止前の住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号。以下「旧公庫法」という。)第二十三條第二項に規定する受託者たる金融機関(附則第十三條の規定による改正前の産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第十條第一項の規定による委託を受けた金融機関を含む。)又は旧公庫法の規定による貸付けを受けた者に対する会計検査院の検査については、なお従前の例による。 6 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府から公庫に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものは、それぞれ、政府から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。
--	--	--	--

公庫の業務	機構の業務
旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第一項第三号に掲げる業務	第十七条第二号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第一項第一号に掲げる業務	第十七条第三号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務	第十七条第四号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第一項第四号に掲げる業務	附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務

7 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧公庫法第五條第三項の規定により旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる債権譲受けの業務に關して設けられた基金に充てるべきものとして政府から出資された金額並びに旧公庫法第二十六条の三第二項及び第三項の規定により当該基金に組み入れられた金額の合計額のうち、第二十五條第一項の金利変動準備基金に充てるべきものとして主務大臣が定める金額は、金利変動準備基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。	10 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (権利及び義務の承継に伴う経過措置) 第四條 前條第一項の規定により機構が承継する旧公庫法第二十七條の三第一項又は第二項の住宅金融公庫債券に係る債務について政府がした旧公庫法第二十七條の四第一項又は第二項の規定による保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。 第五條 公庫がこの法律の施行前に締結した貸付契約に係る貸付金その他の貸付けに係る事項については、なお従前の例による。 (財団法人公庫住宅融資保証協会からの引継ぎ) 第六條 昭和四十七年十一月二十九日に設立され
8 第六項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	た財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構においてその権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ
9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項	2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。 3 前項の認可があつたときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとし、保証協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。 4 前項の規定により保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (業務の特例等) 第七條 機構は、第十三條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。 一 附則第三條第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。 二 前條第三項の規定により、保証協会が債務保証契約を履行したことによつて取得した求償権を機構が承継した場合において、当該求償権に基づく債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。 三 当分の間、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)附則第十四條の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年
	法律第二十号)第十二條第二項第二号ロ若しくはハ又は同法附則第三條の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七條第一項第三号ロ若しくはハの規定により貸し付けられた資金に係る債権について、独立行政法人福祉医療機構から譲受けを行うこと。 四 当分の間、沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第三号の規定により貸し付けられた資金(沖縄振興開発金融公庫が平成十七年三月三十一日までに受理した申込みに係るものに限る。)に係る債務の保証又は福祉医療機構債権(前号に規定する債権であつて、同号の規定により譲り受けたものを除いたものをいう。次号において同じ。)に係る債務の保証を行うこと。 五 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五條の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四條第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。 六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四條第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二條第一項の規定による委託に基づき、同法附則第四條第一項第四号に規定する債権(政令で定めるものに限る。)の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。 機構は、当分の間、第十三條及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七條の規

12 第七項から前項までの規定に定めるもののほか、既往債権管理勘定に係る納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

13 既往債権管理勘定に屬する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付

けた資金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

14 機構は、既往債権管理業務を終えたときは、遅滞なく、既往債権管理勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に既往債権管理勘定に所属する権利及び義務を第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定に帰属させるものとする。

15 機構は、前項の規定により、既往債権管理勘定を廃止する場合において、その際既往債権管理勘定に属する資産の価額が既往債権管理勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならぬ。

16 第十四項の規定による既往債権管理勘定の廃止の時にあって、政府から機構に対し既往債権管理業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(住宅金融支援機構住宅地債券の発行)

第八条 機構は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、旧住宅地債券引受者のうち附則第十条の規定の施行の際現に住宅金融公庫住宅地債券を所有している者が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構住宅地債券を発行することができる。この場合における第十九条第五項から第九項まで及び第二十四条の規定の適用については、第十九条第五項中「又は第三項の規定による財形住宅債券」とあるのは、「第三項

の規定による財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅地債券」と、同条第七項から第九項までの規定中「又は財形住宅債券」とあるのは、「財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅地債券」と、第二十四条第一項中「及び財形住宅債券」とあるのは、「財形住宅債券及び住宅金融支援機構住宅地債券」とする。

(特別損失)

第九条 機構は、附則第三条第一項の規定により公庫の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧公庫法附則第十五項の規定により同項の特別損失として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を特別損失として整理するものとする。

2 政府は、前項の特別損失を埋めるため、機構に対して、平成十九年度から平成二十三年度までの間において、予算の範囲内で、交付金の交付を行うものとする。

3 機構は、前項の規定による交付金の交付を受けたことにより生ずる利益をもつて第一項の特別損失を減額して整理するものとする。

(住宅金融公庫法の廃止)

第十条 住宅金融公庫法は、廃止する。

(住宅金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 次に掲げる債券は、第十九条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券又は同条第三項の規定による財形住宅債券とみなす。

一 旧公庫法第二十七条の三第一項又は第二項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫債券当該債券に係る債権が旧公庫法第二十七条の五の規定に基づき信託された貸付債権に

より担保されているものを除く。

二 旧公庫法第二十七条の三第三項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫財形住宅債券三 住宅金融公庫住宅地債券

(処分、手続等に関する経過措置)

第十二条 旧公庫法(第十一条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

第十三条 産業労働者住宅資金融通法の一部を次のように改正する。

第三条中「住宅金融公庫又は」を削り、「総称する。」を「いう」に改める。

第九条第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の規定により公庫が利率を定める場合には、住宅の建設が促進されるように配慮し、かつ、銀行その他一般の金融機関の貸付利率及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十六条第一項の規定による借入金の利率を勘案しなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

3 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。

4 公庫から貸付けを受けた者(包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。)は、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部又は一部の償還をすることができる。第九条に次の三項を加える。

5 公庫は、第三項の規定にかかわらず、次の

各号のいずれかに該当する場合においては、貸付けを受けた者に対し、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金についていつでも償還を請求することができる。ただし、償還を請求することができる額は、第五号に該当する場合においては、当該住宅に係る貸付金の額を超えることができない。

一 貸付けを受けた者が六月以上割賦金の償還をしなかつたとき、又は正当な理由がなく割賦金の償還を怠つたと認められるとき。

二 貸付けを受けた者が当該貸付金を担保するため設定された抵当権の目的である住宅、土地その他の不動産に係る租税その他の公課を滞納したとき。

三 貸付けを受けた者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

四 貸付けを受けた者で第七条第一項第一号の規定に該当するもの(譲渡するため住宅を必要とする事業者を除く。)、同項第二号の規定に該当するもの(事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。)(又は同項第三号の規定に該当するものが、貸付金に係る住宅、土地又は借地権を他人に譲渡したとき。

五 貸付金に係る住宅が貸付けの際定められた用途以外の用途に供されたとき。

六 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものが第十三条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

七 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号

の規定に該当するものが第十三条の第三項又は第二項の規定に違反したとき。

八 前各号に掲げるもののほか、貸付けを受けた者が正当な理由がなく契約の条項に違反したとき。

6 前項の規定により貸付金の償還を請求した場合において、償還を行うべき者が償還を怠った場合においては、公庫は、当該貸付金を担保するため設定された抵当権を実行するものとする。

7 貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となつた場合においては、公庫は、主務大臣の認可を受けて、貸付けの条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができ。ただし、主務省令で定める災害により主務省令で定める範囲内の変更をするときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

第十条第二項を次のように改める。

2 公庫は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者(以下「受託者」という。)に対し、委託業務に関する準則を示さなければならぬ。

第十条に次の五項を加える。

3 公庫は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、手数料を支払わなければならない。

4 前項の手数料は、公庫が、元利金の回収に関する業務以外の委託業務については、その業務に必要な経費を基準として、元利金の回収に関する業務については、その業務に必要な

な経費に元利金の回収割合(元利金を回収した額の回収すべき額に対する割合をいう。)に応じて公庫が定める率により算出した金額を加えた額を基準として定める。

5 公庫は、必要があると認める場合においては、受託者に対し、当該委託業務の処理について報告を求め、又は公庫の役員若しくは職員に、当該委託業務について必要な調査をさせることができる。

6 第一項に規定する地方公共団体又は銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が同項の規定により委託した業務を受託することができる。

7 受託者である金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法明治四十年法律第四十五号(その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

第十一条中「住宅金融公庫法第二十四条第一項又は及び(昭和四十七年法律第三十一号)」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

第十二条中「住宅金融公庫法第二十五条又は」を削る。

第十三条の二第二項中「公庫から」及び「(包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。)を削る。

第十四条を次のように改める。

(主務大臣及び主務省令)

第十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

第十六条中「同条第二項において準用する住

宅金融公庫法第二十三条第五項を「同条第五項」に改める。

第十七条第一号中「この法律において準用する住宅金融公庫法の規定を含む。」を削る。

(住宅融資保険法の一部改正)

第十四条 住宅融資保険法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「住宅金融公庫(以下「公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」に、「貸付」を「貸付け」に、「公庫に」を「機構に」に、「基いて」を「基づいて」に、「その貸付」を「その貸付け」に、「公庫と」を「機構と」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第五条第一項中「公庫を「機構」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第 号)第十三条第一項第二号に規定する特定貸付債権に係る貸付けについて成立する保険関係については、前項中貸付金の額」とあるのは、「貸付金(利息その他

の附帯の債権で政令で定めるものを含む。以下同じ。の額」とする。

第六条及び第七条を削る。

第八条中「公庫」を「機構」に改め、「以下同」を削り、同条を第六条とする。

第九条第一項を削り、同条第二項中「一年六

月を「一年を超えない範囲内で政令で定める期間」に、「前項を「保険金の支払」に改め、同項を同条とし、同条を第七条とする。

第十条及び第十一を削る。

第十二条中「公庫」を「機構」に、「第三条第一

項」を「第三条」に、「基く」を「基づく」に、「同条同項」を「同条」に改め、同条を第八条とする。

第十三条から第十五条までを削る。

(住宅融資保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 附則第三条第一項の規定により機構が承継する前条の規定による改正前の住宅融資保険法(以下この条において「旧保険法」という。)

第三条第一項の規定により公庫が旧保険法第二十条第三号に規定する金融機関とその貸付けにつき締結した契約に基づき成立した保険関係については、なお従前の例による。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十六条 勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「次条第一項及び」を「次条第一項及び第二項並びに」に改める。

第十条の見出し中「住宅金融公庫等」を「独立行政法人住宅金融支援機構等」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に、「前項本文」を「第一項又は前項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「住宅金融公庫又は」及び「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第

百五十六号)第十七条第一項、第二項第一号若しくは第五項の規定による貸付けの業務又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第 号)第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす

勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに對し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

第十条第四項中「第一項」を「第二項」に改める。

第十一条中「住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十条第一項本文」を「独立行政法人住宅金融支援機構の行う同条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文」に、「住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第七項又は第八項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額」を「独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額(旧住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む)」、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額」に改める。

第十二条第一項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構等」に改める。

支援機構は「住宅金融公庫法」を「独立行政法人住宅金融支援機構法」に改める。

第十五条第四項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

附則第二条第二項中「第十条第一項本文」を「第十条第二項本文」に改める。

(阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律の一部改正)

第十七条 阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資)

第七十七条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第 号)第十三条第一項に規定する業務のほか、阪神・淡路大震災により、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む)の用に供する土地に擁壁の損壊その他の被害が生じた場合において、当該土地の補修に必要な資金を貸し付けることができる。

第七十八条を次のように改める。

第七十八条 削除

(高齢者の居住の安定確保に關する法律の一部改正)

第十八条 高齢者の居住の安定確保に關する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十五条の見出しを「独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮」に改め、同条中「公庫及び」を「独立行政法人住宅金融支援機構及び」に改める。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

(罰則に關する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第七条第二項の規定により旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律及び前条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に關する法律(これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む)の規定の例によることとされる場合並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

に改め、同条中「公庫及び」を「独立行政法人住宅金融支援機構及び」に改める。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

(罰則に關する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第七条第二項の規定により旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律及び前条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に關する法律(これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む)の規定の例によることとされる場合並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

る。

(恩給法の一部改正)

第二十三条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第十号中「及住宅金融公庫」を削る。

(国立国会図書館法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の表住宅金融公庫の項を削る。

一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)別表

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

五 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二

六 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第三第一号の表

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一

八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、公庫が保有していた個人の秘密に屬する事項が記録された前条の規定による改正前の独

に改め、同条中「公庫及び」を「独立行政法人住宅金融支援機構及び」に改める。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

(罰則に關する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第七条第二項の規定により旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律及び前条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に關する法律(これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む)の規定の例によることとされる場合並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

る。

(恩給法の一部改正)

第二十三条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第十号中「及住宅金融公庫」を削る。

(国立国会図書館法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の表住宅金融公庫の項を削る。

一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)別表

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

五 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二

六 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第三第一号の表

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一

八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、公庫が保有していた個人の秘密に屬する事項が記録された前条の規定による改正前の独

立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 公庫の役員又は職員であつた者 二 公庫から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者 2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公庫が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報(自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 3 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。 (郵便振替法の一部改正) 第二十六条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 第六十三条の二の見出し中「償還金」を「償還金等」に改め、同条中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に、「公庫」と総称するを「公庫等」というに、「公庫の」を「公庫等の」に、「公庫から」を「公庫等から」に改める。 (国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正) 第二十七条 次に掲げる法律の規定中「住宅金融公庫」を削る。	一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第一条 第一項 二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百三十六條の二第二項第二号 三 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)第九条第一項 四 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)第二十四条第二項 (予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二十八条 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項に規定する公庫等予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である公庫の職員が前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の規定は、なおその効力を有する。 (資産再評価法の一部改正) 第二十九条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。 第五条第五号中「及び住宅金融公庫」を削る。 第三十条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 第一条中「住宅金融公庫」を削る。 第五条第二項第一号中「住宅金融公庫」にあつては政府からの借入金(の限度額及び市中銀行その他民間からの長期借入金(の限度額)を削り、同項第二号中「住宅金融公庫債券、住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅宅地債券」を削り、「国民生活債券、住宅金融公庫債券」を「国民生活債券」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫及び」、「住宅金融公庫」、「貸付手数料及び支払方法変更手数料(住宅金融公庫の場合に限る。」、「住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債券」及び「住宅金融公庫住宅宅地債券又は」を削る。 (北海道防宅建設等促進法の一部改正) 第三十一条 北海道防宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。 第八条から第九条までを削り、第十条を第八条とし、第十一条を削る。 附則第二項から第六項までを削り、附則第一項の項番号を削る。 (労働金庫法等の一部改正) 第三十二条 次に掲げる法律の規定中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。 一 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八條第二項第十三号及び第五十八條の二第一項第十二号 二 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)第三条第三号 三 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四条第六十七号 (地すべり等防止法の一部改正) 第三十三条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。 第四十七條を次のように改める。	(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮) 第四十七條 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第二十四条の規定により作成され、又は変更された関連事業計画に基づき住宅部分を有する家屋の移転又は除却が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正) 第三十四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。 第二十三条を次のように改める。 第二十三条 削除 (山村振興法の一部改正) 第三十五条 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。 第十六条を次のように改める。 第十六条 削除 (地方住宅供給公社法の一部改正) 第三十六条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。 第四十五條の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫及び」を削り、「行なわれる」を「行われる」に改める。 (日本勤労者住宅協会法の一部改正) 第三十七条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正
--	---	--

する。

第三十八条の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫及び」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第三十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二住宅金融公庫の項を削る。

別表第三の二十の項及び二十五の項中「住宅金融公庫法第十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項業務の範囲」若しくは「及び」住宅金融公庫又はを削る。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十九条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)

第二十四条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第九条第三項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令に基づく急傾斜地崩壊防止工事の施行が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第四十条 沖縄振興開発金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号を次のように改める。

三 幼稚園等 幼稚園その他保護者の委託を

受けてその乳児又は幼児を保育することとを目的とする施設をいう。

第十九条第二項第三号の二を同項第三号の四とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 関連利便施設 学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものをいう。

三の三 関連公共施設 道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

第二十一条第一項中「住宅金融公庫の行う住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する業務、同条第十項に規定する保険の業務若しくは同条第十三項第四号(譲り受けた貸付債権又は住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)第五条第一項に規定する特定保険関係が成立した貸付けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。に規定する業務」を「独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第 号)第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十六条第四項中「第十条第一項本文」を「第十条第二項本文」に改める。

第二十七条第八項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

第三十五条を次のように改める。

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五条 第十九条第一項第三号の規定によ

る住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八又は八の

規定に該当するもの(同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限

る。次項において同じ)は、当該貸付金に係る住宅を同号八(1)又は(2)に掲げる者に対し、

賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従い、

賃貸しなければならない。

2 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八又は八の規定に該

当するものは、当該貸付金に係る住宅を同号八(1)又は(2)に掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

一項の規定の適用については、公庫は、国とみなす。

第三十五条の次に次の二条を加える。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五条の二 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権を自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ホの規定に該当するもの(政令で定める事業に關し同号の規定による貸付けを受けた者を除く)は、当該貸付金に係る土地又は借地権(関連利便施設の用に供されている土地又は借地権及び政令で定める土地を除く。以下この項において同じ)を住宅又は政令で定める施設の建設のため土地又は借地権を必要とする者に対し、譲受人の資格及び譲受人の選定方法並びに譲渡価額(当該貸付けを受けた者が政令で定める者以外の者である場合に限る)その他譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

2 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二又はホの規定に該当するもの(同号二又はホの規定に該当するもの)のうち政令で定めるものは、当該住宅の建設に必要な費用(住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合

3 前項の住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として主務省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

第三十五条の二を第三十五条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(建築基準法及び宅地建物取引業法の適用)

第三十五条の五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条(同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用

する場合を含む)及び宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十八条第

二 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二又はホの規定に該

当するもの(同号二又はホの規定に該当するもの)のうち政令で定めるものは、当該住宅の建設に必要な費用(住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合

三 前項の住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として主務省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

第三十五条の二を第三十五条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(建築基準法及び宅地建物取引業法の適用)

第三十五条の五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条(同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用

する場合を含む)及び宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十八条第

においては、それらに要する費用を含む。）又は土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成に必要な費用、利息その他必要な費用を参酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領することができない。

3 第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

（幼稚園等の賃貸等）

第三十五条の三 第十九条第一項第三号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ、ニ又はホの規定に該当するもの（政令で定める事業に関し同号の規定による貸付けを受けた者を除く。）は、当該貸付金に係る幼稚園等その他政令で定める施設又は土地若しくは借地権を当該施設を必要とする者に対し、賃借人又は譲受人の資格、賃借人又は譲受人の選定方法その他賃貸又は譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸し、又は譲渡しなければならない。

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は前項の規定による賃貸について、前条第二項の規定は前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、第三十五条第二項及び第三項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園

等の建設又は政令で定める施設の建設若しくは整備」と、同条第二項中「住宅の家賃」とあるのは「幼稚園等又は政令で定める施設の賃料」と、前条第二項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設」と、「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成に必要な費用」とあるのは「政令で定める施設の建設若しくは整備に必要な費用（政令で定める費用を含む。）」と、「住宅、土地又は借地権」とあるのは「幼稚園等若しくは政令で定める施設又は土地若しくは借地権」と読み替えるものとする。

第三十七条第一項第一号中「において準用する住宅金融公庫法第三十五条第一項」を削り、「第十九条第二項第三号」の下に「から第三号の三まで」を加え、同項第二号中「第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第二項（同法第三十五条の三第二項）」を「第三十五条第二項（第三十五条の三第二項）」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項第三号中「第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第二項又は第三十五条の三第一項」を「第三十五条の二第二項又は第三十五条の三第一項」に改め、同項第四号中「第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第二項（同法第三十五条の三第二項）」を「第三十五条の二第二項（第三十五条の三第二項）」に、「こえて」を「超えて」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第四十一条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年

法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一百一条の十二の見出しを「独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮」に改め、同条中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正）

第四十二条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第四十三条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮」に改め、同条中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第四十四条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定

建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

（優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正）

第四十五条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫及び」を削る。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第四十六条 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号二中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の下に「及び独立行政法人住宅金融支援機構」を加える。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第四十七条 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫又は」を削る。

（信託業法の一部改正）

第四十八条 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）の一部を次のように改正する。

を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）第二十二條第一号」に改め、同條第四項中「住宅金融公庫等」を「機構等」に改める。

（公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律による改正前の郵便貯金法の一部改正）

第四十九條 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第六十條中「住宅金融公庫又はを」を「独立行政法人住宅金融支援機構又はは」に、「住宅金融公庫法」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）附則第十條の規定による廃止前の住宅金融公庫法」に改める。

理 由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人住宅金融支援機構法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金

融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供等の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすること。

2 機構は、1の目的を達成するため、主に次の業務を行うこと。

（一）住宅の建設等に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権（以下「貸付債権」という。）の譲受けを行うこと。

（二）住宅融資保険が付保される等一定の要件を満たす貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うこと。

（三）住宅融資保険法による保険を行うこと。

（四）住宅の建設等をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

（五）災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けを行うこと。

（六）合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金又は子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金の貸付けを行うこと。

（七）勤労者財産形成促進法の規定による勤労者財産形成持家融資を行うこと。

3 機構は、業務の実施に当たっては、住宅の建設等に必要な資金の需要及び供給の状況に応じて、一般の金融機関との適切な役割分担を図り、これらの業務を通じ、国民に対する住宅の建設等に必要な長期資金の融通が円滑に行われるよう努めなければならないこと。

4 この法律は、一部の規定を除き、平成十九年四月一日から施行すること。

5 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、機構が承継すること。

6 政府は、機構の設立及び公庫の解散に際し、国民によるその負担能力に応じた住宅の建設等に必要な長期資金の調達に支障が生じないよう必要な施策の推進に努めること。

二 議案の可決理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。
右報告する。

平成十七年五月十七日

国土交通委員長 橋 康太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

独立行政法人住宅金融支援機構法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 国民がそれぞれの価値観やライフスタイル等に応じた居住を実現できるよう、需要に対応した多様な住宅資金が安定的に供給される住宅金融市場の整備に努めること。その際、従来同様に返済能力について十分審査し、職業・勤務先等の区別なく住宅資金が供給されるよう留意すること。

二 長期固定金利の住宅資金を全国あまねく供給できるよう、証券化ローンの普及に努めること。また、民間金融機関に対して、融資審査条件等の行き過ぎた厳格化により消費者を過度に選別してしまうことがないよう指導・監督が行われるよう配慮すること。

三 少子高齢化や地球環境問題に対応するため、証券化ローンに係る金利優遇措置等により、住宅のバリアフリー化、省エネルギー化等を積極的に推進すること。

四 住宅金融支援機構の理事長その他の役員を選任においては、適切な人材を広く起用するよう配慮すること。また、住宅金融支援機構に対し、組織のスリム化、事務の合理化等を促すと

ともに、役員及び一般職員の報酬等の水準を、国家公務員及び民間企業と比較できる形でわかりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五 住宅ローンに係るサービスの多様化・高度化を図る観点から、モーゲージバンクやモーゲージブローカー等の住宅金融産業の育成を図ること。

六 今後新たな発展を目指す我が国の住宅金融市場において、外資系企業の過度の参入により、その利益を独占的に支配されてしまうことのないよう、国内企業との競争に努め、関係省庁と連携して、市場の健全な発展を目指した対応をできるように十分配慮すること。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十七年二月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次
第一節 格付(第十四条―第十五条の七)
第二節 登録格付機関(第十六条―第十七条の五)
第三節 登録認定機関(第十八条―第十九条の九)
第四節 格付の表示の保護(第十九条の二―第十九条の六)
第五節 登録外国格付機関(第十九条の六の二―第十九条の六の三)
第六節 登録外国認定機関(第十九条の六の四)
第七節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等(第十九条の七・第十九条の七の二)
第八節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等(第十九条の七・第十九条の七の二)

「第一節 格付(第十四条―第十五条の七)」
「第二節 登録格付機関(第十六条―第十七条の五)」
「第三節 登録認定機関(第十八条―第十九条の九)」
「第四節 格付の表示の保護(第十九条の二―第十九条の六)」
「第五節 登録外国格付機関(第十九条の六の二―第十九条の六の三)」
「第六節 登録外国認定機関(第十九条の六の四)」
「第七節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等(第十九条の七・第十九条の七の二)」
「第八節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等(第十九条の七・第十九条の七の二)」
九条の八―第十九条の十一を「第十九条の十三―第十九条の十六」に、「第二十七条」を「第三十一条」に改める。

第二条第三項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。
三 流通の方法についての基準
第二条第四項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を、「方法」の下に「又は流通の方法」を加え、

同条第五項中「登録格付機関」及び「登録外国格付機関」を削り、「第十六条第二項、第十七条の六第二項において準用する第十六条第二項、第十九条の六の二第二項において準用する第十六条第二項又は第十九条の六の四第二項において準用する」

用する第十六条第二項を「第十七条の二第二項又は第十九条の十において準用する同項」に改める。

第七条第三項中「第十九条の八第一項」を「第十九条の十三第一項」に改める。

第十二条を削り、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条を第十一条とし、第九条の二を第十条とする。

第十四条及び第十四条の二を削る。

第十五条第一項中「又は加工」を「加工」に改め、「同じ」の下に「輸入又は販売」を加え、「製造業者」を「製造業者等」に改め、「農林水産大臣又は」を削り、「製造又は加工する」を「製造し、加工し、輸入し、又は販売する」に、「格付の表示」を「日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示(以下「格付の表示」という。）」に改め、同条第二項中「農林水産大臣又は」を削り、同条第七項及び第八項を削り、同条第六項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「製造業者又は生産行程管理者」を「製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を「第一項から第三項まで」に、「製造業者又は生産行程管理者」を「製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「流通行程管理者」という。))は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(第二条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。)を付することができる。

4 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該各号に定める検査により行うものとする。
一 第二条第三項第一号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査
二 第二条第三項第二号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての検査
三 第二条第三項第三号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程についての検査
第十五条第九項を削り、第四章第一節中同条を第十四条とする。

第十五条の二から第十五条の五までを削る。

第十五条の六第一項中「農林水産大臣又は」を削り、「第十九条の三の二」を「第十九条の四」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第八項の規定は、前項の認定について準用する。

第十五条の六を第十五条とする。

第十五条の七第一項中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十五第一項」に、「及び第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第五号及び第十九条の二」に改め、「農林水産大臣又は」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第十四条第八項の規定は、第一項の認定について準用する。

第十五条の七を第十五条の二とする。

第四章第二節を削る。

第十七条の六第一項中「の登録」の下に「(以下この節において単に「登録」という。)」を加え、「第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の六第一項、第十五条の七第一項」を「第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、前条第一項」に、「第十九条の三の二」を「第十九条の四」に、「及び第二十条第一項」を「第二十条第一項及び第二十条の二第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「センター」という。)に、当該申請が第十七条の二第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。第四章第三節中第十七条の六を第十六条とし、同条の次に次の六条を加える。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなつた日から一年を経過しないもの
二 第十七条の十二第一項から第三項まで又は第十九条の九第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人
三 第十七条の十二第一項から第三項まで又は第十九条の九第一項から第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものがその業務を行う役員となつてゐる法人

(登録の基準)

第十七条の二 農林水産大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者(以下「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する法人であること。

二 登録申請者が、その申請に係る農林物資の製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等(本邦に輸出される農林物資を外国において製造し、加工し、又は輸出することを業とする者をいう。以下同じ。)、外国生産行程管理者(本邦に輸出される農林物資の外国における生産業者その他の当該農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林

水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)、外国流通行程管理者(本邦に輸出される農林物資の輸出業者その他の当該農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)、又は外国小分け業者(本邦に輸出される農林物資を外国において小分けすることを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。))をいう。以下同じ。)(以下「被認定事業者」という。)に支配されてゐるものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、被認定事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ第二項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員に占める被認定事業者の役員又は職員(過去二年間に当該被認定事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、被認定事業者の役員又は職員(過去二年間に当該被認定事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録認定機関の名称及び住所
三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

3 農林水産大臣は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十七条の三 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとす

5 農林水産大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかつたとき、又は同項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(承継)

第十七条の四 登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認定機関について合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若し

くは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認定機関の地位を承継する。

2 前項の規定により登録認定機関の地位を承継した法人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(認定に関する業務の実施)

第十七条の五 登録認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

2 登録認定機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適合する方法により認定、その取消しその他の認定に関する業務を行わなければならない。

3 登録認定機関は、農林水産省令で定めるところにより、認定をした被認定事業者の氏名又は名称、住所その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

(事業所の変更の届出)

第十七条の六 登録認定機関は、認定に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第十七条の七を次のように改める。

(業務規程)

第十七条の七 登録認定機関は、認定に関する業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定

め、認定に関する業務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認定の実施方法、認定に関する料金の算定方法その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

第四章第三節中第十七条の九を第十七条の十五とする。

第十七条の八の見出しを「秘密保持義務」に改め、同条第一項中「の業務」を「に関する業務」に改め、同条第二項を削り、同条を第十七条の十四とする。

第十七条の七の次に次の六条を加える。

(業務の休廃止)

第十七条の八 登録認定機関は、認定に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の九 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 被認定事業者その他の利害関係人は、登録認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適令命令)

第十七条の十 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十七条の十一 農林水産大臣は、登録認定機関

が第十七条の五の規定に違反していると認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定に関する業務を行うべきこと又は認定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十二 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は次条の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第十七条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認定機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認定に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分に

係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（帳簿の記載）

第十七条の十三 登録認定機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定に関する業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四章第三節を同章第二節とする。

第十八条第一項中「都道府県、センター、登録格付機関及び登録外国格付機関以外の者は」を「何人も」に改め、同項第一号中「認定製造業者が第十五条第一項又は第三項を」を「農林物資の製造業者等が第十四条第一項又は第五項に、」若しくは加工を、加工、輸入若しくは販売に改め、同項第二号中「認定生産行程管理者が第十五条第二項又は第三項を」を「農林物資の生産行程管理者が第十四条第二項又は第五項に改め、同項第七号中（外国において本邦に輸出される農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）が第十九条の三の二を」が第十九条の四に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中（外国において本邦に輸出される農林物資の生産業者その他の当該

農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を削り、「第十九条の五第二項を」第十九条の六第一項に、「第十五条第三項を」第十四条第五項に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 外国流通行程管理者が第十九条の第三項又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

第十八条第一項第五号中「外国製造業者（外国において本邦に輸出される農林物資の製造又は加工を業とする者をいう。以下同じ。）を」外国製造業者等に、「第十九条の五第二項を」第十九条の六第一項に、「第十五条第三項を」第十四条第五項に、「若しくは加工を」加工若しくは輸出に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「認定輸入業者が第十五条の七第一項を」指定農林物資の輸入業者が第十五条の二第一項に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「認定小分け業者が第十五条の六第一項を」農林物資の小分け業者が第十五条第一項に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農林物資の流通行程管理者が第十四条第三項又は第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

第十八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十九条の二中「登録格付機関の行う第十四条第一項の規定による格付（格付の表示を含む。）認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項を」第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等（以下「認定製造業者等」という。）同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者（以下「認定生産行程管理者」という。）若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流通行程管理者（以下「認定流通行程管理者」という。）の行う同条第一項から第三項までを、「認定製造業者又は認定生産行程管理者を」認定製造業者等、認定生産行程管理者又は認定流通行程管理者に改め、までの下に「又は第十五項を加え、認定小分け業者の行う第十五条の六第一項を」第十五条第一項の認定を受けた農林物資の小分け業者（以下「認定小分け業者」という。）の行う同項に、「認定輸入業者の行う第十五条の七第一項を」第十五条の二第一項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者（以下「認定輸入業者」という。）の行う同項に、「登録格付機関、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者を」認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者に改める。

第四章第四節を同章第三節とする。

第十九条の二の二を削る。

第十九条の三第一項中「外国製造業者を」外国製造業者等に改め、「農林水産大臣、」を削り、「製造又は加工するを」製造し、加工し、又は輸出するに改め、同条第二項中「農林水産大臣、」を削り、同条に次の一号を加える。

3 外国流通行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。

第五章中第十九条の十一を第十九条の十六とし、第十九条の十を第十九条の十五とする。

第十九条の九第一項及び第二項中「製造業者又は販売業者を」製造業者等に改め、同条を第十九条の十四とする。

第十九条の八第一項中「生産の方法」の下に「又は流通の方法」を加え、「製造業者又は販売業者を」製造業者等に改め、同条第二項中「製造業者又は販売業者を」製造業者等に改め、同条第三項中「方法」の下に「又は流通の方法」を加え、「製造業者又は販売業者を」製造業者等に改め、同条を第十九条の十三とする。

第十九条の七の二中「第二条第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、第四章第八節中同条を第十九条の十二とする。

第十九条の七第一号を削り、同条第二号中「認定外国製造業者を」認定外国製造業者等に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 当該表示が認定外国流通行程管理者によりその認定に係る農林物資に付されたものである場合

第十九条の七を第十九条の十一とする。

第十九条の六の四に見出しとして「登録外国認定機関の登録」を付し、同条第一項中「登録」の下に「(以下この節において単に「登録」という。)」を加え、「第十九条の三の二」を「第十九条の四」に改め、同条第二項を削り、第四章第七節中同条を第十九条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録の取消し等)

第十九条の九 農林水産大臣は、登録外国認定機関が次条において準用する第十七条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録外国認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 次条において準用する第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は第十七条の十三の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに次条において準用する第十七条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 次条において準用する第十七条の十又は第十七条の十一の規定による請求に応じなかつたとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国認定機関に対しその認

定に関する業務に関し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国認定機関の事務所、事業所又は倉庫において認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその登録に係る認定に関する業務を停止したとき。

二 農林水産大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

4 第二項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける登録外国認定機関の負担とする。

(準用)

第十九条の十 第十六条第二項、第十七条から第十九条の十一まで、第十七条の十二第四項から

第六項まで及び第十七条の十三の規定は、登録外国認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第十九条の八」と、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、第十七条の二第一項中「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の八」と、第十七条の十中「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十七条の十一中「第十七条の五」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の五」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十七条の十二第四項中「前三項」とあるのは「第十九条の九第一項から第三項まで」と、「二週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第六項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第十九条の九第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

第十九条の六及び第四章第六節を削る。

第十九条の五の二中「第十九条の三若しくは第十九条の三の二の認定をしたとき、前条第四項において準用する第十五条の二第四項若しくは第十五条の三の届出があつたとき又は第十九条の六の四第二項において準用する第十七条の七を「第十七条の五第三項(第十九条の十において準用する七条の五第三項(第十九条の十において準用する場合を含む。))」に改め、「認定、届出又は」を削り、「外国製造業者、外国生産行程管理者」を「外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者」に改め、「名称」の下に「住所」を加え、第四章第五節中同条を第十九条の七とする。

第十九条の五第一項を削り、同条第二項中「第十四条第二項及び第十五条第三項から第五項まで」を「第十四条第四項から第七項まで」に、「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者」を「認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者」に、「同条第三項中「前二項」を「同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項から第七項までの規定中「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第十五条第六項から第八項まで」を「第十四条第八項」に、「第十九条の三の二」を「第十九条の四」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十五条の二から第十五条の四まで」を削り、「認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者」を「認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者、認定外国流通行程管理者」に、「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者」の行う第十五条第一項若しくは第二項を「第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等(以下「認定製造業者等」という。)、同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者」という。))若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流通行程管理者(以下「認定流通行程管理者」という。))の行う同条第一項から第三項まで」に、「認定外国製造業者若しくは認定外国生産行程管理者」を「認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者」に、「認定製造業者又は認定生産行程管理者」を「認定製造業者等、認定生産行程管理者又は認定流通行程管理者」に改め、「第三項まで」の下に「又は第五項」を加え、「認定外国製造業

者又は認定外国生産行程管理者を「認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者」に、「第十九条の五第二項を「第十九条の六第一項」に、「第十五条第三項を「第十四条第五項」に、「認定小分け業者の行う第十五条の六第一項」を「第十五条第一項の認定を受けた農林物資の小分け業者（以下「認定小分け業者」という。）の行う同項」に、「第十九条の三の二を「第十九条の四」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十九条の六とする。

第十九条の四中「登録外国格付機関」を削り、「外国製造業者以下「認定外国製造業者を「外国製造業者等（以下「認定外国製造業者等」に改め、「認定外国生産行程管理者」という。）の下に、「同条第三項の認定を受けた外国流通行程管理者（以下「認定外国流通行程管理者」という。）を加え、「第十八条第一項第五号から第七号まで」を「第十八条第一項第六号から第九号まで」に改め、同条を第十九条の五とする。

第十九条の三の二中「農林水産大臣」を削り、同条を第十九条の四とする。

第四章中第五節を第四節とし、第七節を第五節とし、第八節を第六節とする。

第二十条第一項中「都道府県、センター」、登録格付機関若しくは「及び「格付若しくは」を削り、「職員に」、登録格付機関若しくはを「職員に」に改め、「立ち入り」の下に「認定に関する」を加え、同条第二項中「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者」を「認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者」に、「第十九条の八第一項」を「第十九条の十三第一項」に、「製造業者

若しくは販売業者」を「製造業者等」に、「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第二十条の二第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十条の三中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第二十一条第二項中「第十九条の五第四項」を「第十九条の六第三項」に、「第十九条の八から第十九条の十一まで」を「第十九条の十三から第十九条の十六まで」に改める。

第二十一条の二を削る。

第二十三条第二項中「政令」を「農林水産省令」に改める。

第二十四条第一号中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二号中「第十五条第四項又は第五項」を「第十四条第六項又は第七項」に改め、同条第三号中「第十八条第一項又は第三項」を「第十八条」に改め、同条第五号中「第十九条の五第二項」を「第十九条の六第一項」に、「第十五条第四項又は第五項」を「第十四条第六項又は第七項」に、「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者」を「認定外

国製造業者等、認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者」に改め、同条第六号中「第十九条の七」を「第十九条の十一」に改め、同条第七号中「第十九条の七の二」を「第十九条の十二」に改め、同条第八号中「第十九条の九第三項」を「第十九条の十四第三項」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十七条を削り、第二十六条を第三十条とする。

第二十五条第一項第二号中「第二十四条の二」を「第二十五条」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条の四中「登録格付機関又は」を削り、第二号を削り、同条第一号中「第十六条第六項（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）を「第十七条の八第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十七条の五第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十四条の四第三号中「第十七条の三（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）を「第十七条の十三」に改め、同条第四号中「同項」の下に「若しくは第二十条の二第一項」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十七条の十五第二項の規定に違反したとき。

第二十四条の四を第二十八条とする。

第二十四条の三第一号中「第十七条の五第一項又は第十七条の九第一項」を「第十七条の十五第一項」に改め、同条第三号中「第十九条の十一」を「第

十九条の十六」に改め、同条第四号中「第二十条の二第一項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条の二の二中「第十七条の八第二項」を「第十七条の十四」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十五条 第十七条の十二第二項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十七条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条の九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十條の規定 公布の日

二 次条の規定 平成十七年九月一日

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新

法」という。第十七条の二第一項(新法第十九条の十において準用する場合を含む。)の規定により農林水産大臣の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第十七条の七第一項(新法第十九条の十において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

(都道府県に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定により、条令で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行つてゐる都道府県は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三年を経過する日(以下「特定日」という。)までの間は、当該条令で定めるところにより、引き続き当該農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、同条第二項、旧法第十八条第二項及び第二十条第一項の規定は、なおその効力を有する。2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の場合には、新法第十八条第一項の規定は、適用しない。

(登録格付機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けてゐる法人は、特定日までの間は、当該登録に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十四条第二項及び第三項、第十四条の二第二項、第十六条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第十七条の二から第十七条の四まで、第十七条の五第二項、第十八条第二項、第十九条の二、第二十条第一項、第三項及び第四項並びに第二十三条(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四条 独立行政法人農林水産消費技術センター

は、特定日までの間は、旧法第十四条の二第一項の農林水産省令で定められた種類の農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十四条第二項及び第三項、第十四条の二第一項、第十八条第二項並びに第二十条第一項の規定は、なおその効力を有する。2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録格付機関に関する経過措置)

3 第一項の場合には、新法第十八条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けてゐる法人は、特定日までの間は、当該登録に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十四条第二項及び第三項、第十四条の二第二項、第十六条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第十七条の二から第十七条の四まで、第十七条の五第二項、第十八条第二項、第十九条の二、第二十条第一項、第三項及び第四項並びに第二十三条(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の場合には、新法第十八条第一項の規定は、適用しない。

(認定製造業者等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第一項の認定を受けてゐる農林物資の製造業者(同項に規定する製造業者をいう。以下この項において同じ。)及びこの法律の施行後に附則第九条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた農林物資の製造業者(第四項において「旧認定製造業者」と総称する。)は、特定日までの間は、その製造し、又は加工するこれらの認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十五条第三項から第六項まで及び第九項、第十五条の二から第十五条の五まで、第十九条の二、第二十条第二項から第四項まで、第二十条の二、第二十条の三並びに第二十三条(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認定製造業者等に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第二項の認定を受けてゐる農林物資の生産行程管理者(同項に規定する生産行程管理者をいう。以下この項において同じ。)及びこの法律の施行後に附則第九条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた農林物資の生産行程管理者(第四項において「旧認定生産行程管理者」と総称する。)は、特定日までの間は、その生産行程を管理し、又は把握してゐるこれらの認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十五条第三項から第六項まで及び第九項、第十五条の二から第十五条の五まで、第十九条の二、第二十条第二項から第四項まで、第二十条の二、第二十条の三並びに第二十三条(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十五条第三項から第六項まで及び第九項、第十五条の二から第十五条の五まで、第十九条の二、第二十条第二項から第四項まで、第二十条の二、第二十条の三並びに第二十三条(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 旧認定製造業者又は旧認定生産行程管理者が

第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十五条第三項の規定により格付の表示を付する場合における新法第十八条第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号中「農林物資の製造業者等が第十四条第一項又は第五項」とあるのは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第六条第一項に規定する旧認定製造業者が同項の規定又は同項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第十五条第三項」と、「製造、加工、輸入若しくは販売」とあるのは「製造若しくは加工」と、同項第二号中「農林物資の生産行程管理者が第十四条第二項又は第五項」とあるのは「改正法附則第六条第二項に規定する旧認定生産行程管理者が同項の規定又は同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十五条第三項」とする。

5 この法律の施行前に旧法第十五条第三項の規定により格付の表示が付された農林物資(その包装、容器又は送り状に当該格付の表示の付したる場合における当該農林物資を含む。附則第十二条第六項において同じ。)については、旧法第十五条第四項及び第五項(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認定小分け業者に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第十五条の六第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者(同項に規定する小分け業者をいう。以下この項において同じ。)及びこの法律の施行後に附則第九条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた農林物資の小分け業者(第三項において「旧認定小分け業者」と総称する。)は、特定日までの間は、格付の表示の付してあるこれらの認定に係る農林物資(その包装、容器又は送り状に当該格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。附則第十三条第一項において同じ。)について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器若しくは送り状に付されてきた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十五条の六第二項において読み替えて準用する旧法第十五条第六項及び第十五条の二から第十五条の五までの規定並びに旧法第十九条の二、第二十条第二項から第四項まで、第二十条の二、第二十条の三及び第二十三条の規定(こ

れらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 旧認定小分け業者が第一項の規定により格付の表示を付する場合における新法第十八条第一項ただし書の規定の適用については、同項第四号中「農林物資の小分け業者が第十五条第一項」とあるのは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第七条第一項に規定する旧認定小分け業者が同項」とする。

(認定輸入業者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十五条の七第一項の認定を受けている指定農林物資(同項に規定する指定農林物資をいう。以下この項において同じ。)の輸入業者及びこの法律の施行後に次条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた指定農林物資の輸入業者(第三項において「旧認定輸入業者」と総称する。)は、特定日までの間は、農林水産省令で定める証明書又はその写しが添付されているこれらの認定に係る指定農林物資について、その輸入する当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十五条の七第四項において読み替えて準用する旧法第十五条第六項及び第十五条の二から第十五条の五までの規定並びに旧法第十九条の二、第二十条第二項から第四項まで、第二十条の二、第二十条の三及び第二十三条

条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 旧認定輸入業者が第一項の規定により格付の表示を付する場合における新法第十八条第一項ただし書の規定の適用については、同項第五号中「指定農林物資の輸入業者が第十五条の二第二項」とあるのは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第八条第一項に規定する旧認定輸入業者が同項」とする。

(施行前にされた製造業者等に係る認定の申請に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にされた旧法第十五条の七第一項若しくは第二項、第十五条の六第一項又は第十五条の七第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての農林水産大臣又は旧登録認定機関(この法律の施行前に旧法第十七条の六第二項において準用する旧法第十八条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。以下同じ。)が行う認定については、なお従前の例による。

(登録認定機関に関する経過措置)

第十条 この法律の施行後に前条又は附則第十四条の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行う旧登録認定機関については、旧法第十七条の六第二項において読み替えて準用する旧法第十四条の二第一項、第十六条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第十七条の二、第十七条の三並びに第十九条の二の規定並びに旧法第十九条の六の七条の規定は、なおその効力を有する。

四項まで、第六項及び第七項並びに第十七条の二から第十七条の四までの規定並びに旧法第十七条の七、第十七条の八、第二十条第一項、第三項及び第四項並びに第二十三条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 旧登録認定機関の役員又はその職員であつた者の旧法第十七条の六第一項に規定する認定の業務に關して知り得た秘密については、旧法第十七条の八第一項(同項に係る罰則を含む。)の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(登録外国格付機関に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の六の二第二項において準用する旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人第四項において「旧登録外国格付機関」という。)は、特定日までの間は、外国において当該登録に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十八条第二項、第十九条の四及び第十九条の五第一項の規定、旧法第十九条の六の二第二項において読み替えて準用する旧法第十四条の二第一項、第十六条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第十七条の二、第十七条の三並びに第十九条の二の規定並びに旧法第十九条の六の三の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの

とされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の場合には、新法第十八条第一項の規定は、適用しない。

4 旧登録外国格付機関により付された格付の表示についての新法第十九条の十一ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び当該表示が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第十一条第一項の規定により格付の表示を付することができる同項に規定する旧登録外国格付機関によりその登録に係る農林物資に付されたものである場合」とする。

(認定外国製造業者等に関する経過措置)

の第三第一項の認定を受けている外国製造業者（旧法第十八条第一項第五号に規定する外国製造業者をいう。以下この項において同じ。）及びこの法律の施行後に附則第九条又は第十四条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた外国製造業者（以下この条において「旧認定外国製造業者」と総称する。）は、特定日までの間は、その製造し、又は加工するこれらの認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十九条の四及び第十九条の五第二項の規定、同条第三項において準用する旧法第十五条第六項の規定並びに旧

法第十九条の五第四項、第十九条の五の二及び第十九条の六の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三第二項の認定を受けている外国生産行程管理者（旧法第十八条第一項第六号に規定する外国生産行程管理者をいう。以下この項において同じ。）及びこの法律の施行後に附則第九条又は第十四条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた外国生産行程管理者（以下この条において「旧認定外国生産行程管理者」と総称する。）は、特定日までの間は、その生産行程を管理し、又は把握しているこれらの認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十九条の四及び第十九条の五第二項の規定、同条第三項において準用する旧法第十五条第六項の規定並びに旧法第十九条の五第四項、第十九条の五の二及び第十九条の六の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

3 前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替
えは、政令で定める。

4 旧認定外国製造業者又は旧認定外国生産行程
管理者が第一項若しくは第二項の規定又はこれ
らの規定によりなおその効力を有するものとさ
れる旧法第十九条の五第二項において読み替え
て準用する旧法第十五条第三項の規定により格
付の表示を付する場合における新法第十八条第

一項ただし書の規定の適用については、同項第六号中「外国製造業者等が第十九条の三第一項又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項」とあるのは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下「改正

法」という。）附則第十二条第一項に規定する旧認定外国製造業者が同項の規定又は同項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第十九条の五第二項において読み替えて準用する旧法第十五条第三項」と、製造、加工若しくは輸出」とあるのは「製造若しくは加工」と、同項第七号中「外国生産行程管理者が第十九条の五第二項又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項」とあるのは「改正法附則第十二条第二項に規定する旧認定外国生産行程管理者が同項の規定又は同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の五第二項において読み替えて準用する旧法第十五条第三項」とする。

5 旧認定外国製造業者又は旧認定外国生産行程管理者により付された格付の表示についての新法第十九条の十一ただし書の規定の適用については、同条第一号中「認定外国製造業者等」とあるのは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第十二条第一項の規定により格付の表示を付することができると同項に規定する旧認定外国製

造業者」と、同条第二号中「認定外国生産行程管理者」とあるのは「改正法附則第十二条第二項の規定により格付の表示を付することができる同項に規定する旧認定外国生産行程管理者」とする。

この法律の施行前に旧法第十九条の五第二項において読み替えて準用する旧法第十五条第三項の規定により格付の表示が付された農林物資については、旧法第十九条の五第二項において準用する旧法第十五条第四項及び第五項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（認定外国小分け業者に関する経過措置）

(認定外国小分け業者に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三の二の認定を受けている外国小分け業者（旧法第十八条第一項第七号に規定する外国小分け業者をいう。以下この項において同じ。）及びこの法律の施行後に附則第九条又は次条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた外国小分け業者（以下この条において「旧認定外国小分け業者」と総称する。）は、特定日までの間は、格付の表示の付してあるこれらの認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十九条の四の規定、旧法第十九条の五第三項において準用する旧法第十五条第六項の規定並びに旧法第十九条の五第四項、第十九条の五の二

及び第十九条の六の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 旧認定外国小分け業者が第一項の規定により格付の表示を付する場合における新法第十八条第一項ただし書の規定の適用については、同項第九号中「外国小分け業者が第十九条の四」とあるのは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十三条第一項に規定する旧認定外国小分け業者が同項」とする。

4 旧認定外国小分け業者により付された格付の表示についての新法第十九条の十一ただし書の規定の適用については、同条第四号中「認定外国小分け業者」とあるのは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十三条第一項の規定により格付の表示を付することができる同項に規定する旧認定外国小分け業者」とする。

（施行前にされた外国製造業者等に係る認定の申請に關する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にされた旧法第十九条の三又は第十九条の三の二の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがかの処分がされていないものについての農林水産大臣、旧登録認定機関又は旧登録外国認定機関（この法律の施行前に旧法第十九条の六の

四第二項において準用する旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。次条において同じ。）が行う認定については、なお従前の例による。

（登録外国認定機関に關する経過措置）

第十五条 この法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行う旧登録外国認定機関については、旧法第十九条の五の二の規定並びに旧法第十九条の六の四第二項において読み替えて準用する旧法第十四条の二第一項、第十六条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第十七条の二、第十七条の三、第十七条の七並びに第十九条の六の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録認定機関がした処分に係る審査請求に關する経過措置）

第十六条 この法律の施行前に旧法第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の六第一項、第十五条の七第一項、第十九条の三又は第十九条の三の二の規定により旧登録認定機関がした認定（この法律の施行後に附則第九条又は第十四条の規定に基づきなお従前の例によりする認定を含む。）に係る処分又はその不作為に關する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正）

第十七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一中第三十号の四を第三十号の五とし、第三十号の三を第三十号の四とし、第三十号の二の次に次のように加える。

三十の三	日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又は登録外国認定機関の登録
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第五項（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき十五万円

（独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正）

第十八条 独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号中「並びにこれ」を削り、同条第二項第一号中「第二十号の二第一項」を「第十九条の九第二項第六号の規定による検査並びに第二十号の二第一項及び第二項」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（業務の特例）

第六条の二 センターは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）以下「平成十七年改正法」という。）の施行の日から起算して三年を経過する日までの間、第十条に規定する業務のほか、平成十七年改正法附則第四条第一項の規定による日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に關する業務及びこれに附帶する業務を行う。

2 センターは、第十条及び前項に規定する業務のほか、平成十七年改正法附則第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項又は第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十七年改正法による改正前の

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十号の二第一項の規定による立入検査を行う。

3 センターが前二項に規定する業務を行う場合における第十一条第一項及び第十四条第一号の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第六条の二第一項及び第二項」と、同号中「第十号」とあるのは「第十号並びに附則第六条の二第一項及び第二項」とする。

附則第七条中「前条」を「第六条」に改める。

（罰則の適用に關する経過措置）

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

消費者の合理的な選択に資するため、流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格を導入するための規定の整備等を行うとともに、公益法人に係る改革を推進するため、製造業者等が農林水産大臣等の認定を受けて格付を行う制度について、法律で定める一定の要件に適合するものと

して登録を受けた法人の認定を受けてこれを行う制度へ改める等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公益法人に係る改革を推進するとともに、消費者の合理的な選択に資するため、農林物資の規格に関する制度の見直しを図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格の導入

流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について、流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定できるものとする。

2 格付を行う製造業者等の範囲の拡大

農林物資の製造業者に加えて、農林物資の品質管理体制を的確に把握し、適正な格付を行う能力を有する輸入業者又は販売業者についても、登録認定機関の認定を受け、格付を行うことができるものとする。

3 登録認定機関制度の改善

製造業者等に格付を行うことを認める登録認定機関について、国の代行機関としての位置付けに代えて、公正・中立な民間の第三者機関として位置付けるため、登録基準を法律

に明記するとともに、業務規程等の認可制を届出制に変更すること。

4 都道府県等の行う格付の廃止

都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター及び登録格付機関による格付を廃止し、登録認定機関の認定を受けた製造業者等による格付に一本化すること。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十八年三月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、公益法人に係る改革を推進するとともに、消費者の合理的な選択に資するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから、加工食品の原材料の原産地の表示義務の強化等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十七年六月二日

農林水産委員長 山岡 賢次

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、公益法人改革を

推進し、消費者の合理的な選択に資するよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 新たな制度への円滑な移行が図られるよう、製造、加工等関係事業者や消費者に対し、流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定や登録認定機関制度の改善など、制度の十分な普及啓発に取り組むこと。

二 登録認定機関が行う認定の信頼性を確保するため、登録後の登録基準への適合命令及び業務改善命令等の措置を適時適切に発動すること。

また、登録外国認定機関については、現地調査を実施するなど適正な審査・監督を行うこと。

三 有機農産物に係る登録認定機関の登録に当たっては、新たな登録基準について十分な周知徹底を行うとともに、生産農家の実態を踏まえ、有機農業の振興に支障が生ずることのないよう適切に運用すること。

四 消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、製造・流通の実態や消費者の関心等を踏まえ、加工食品の原料原産地表示の義務付け対象範囲の拡大を検討するなど、食品の表示基準の適切な見直しを行うこと。

また、外食に対する消費者の信頼が確保されるよう、外食における原料原産地等の表示の在り方を速やかに検討すること。

五 食品の適正な表示を確保するため、食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用を図るとともに、消費者の協力を得つつ日常的な監視を充

実させるなど、食品表示の監視指導体制の整備に努めること。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の出入港手続を簡易化するための措置等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国の港湾の国際的な競争力を強化すると見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約

締約国政府は、

国際航海に従事する船舶の到着、滞在及び出発に際し、手続及び書類に係る要件を簡易化し、及び最小限のものとするにより海上交通を簡易化することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

締約国政府は、この条約及びその附属書の規定に従い、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、並びに船舶並びに船舶内の人及び財産に対して不必要な遅滞が生ずることを防止するため、すべての適当な措置をとることを約束する。

第二条

(1) 締約国政府は、この条約の規定に従い、船舶の到着、滞在及び出発を簡易化するための措置を定め、及び適用することについて協力することを約束する。これらの措置は、実行可能な限り、他の国際輸送手段について適用される措置よりも不利でないものとする。ただし、これらの措置は、特別な必要により異なるものとするができる。

(2) この条約及びその附属書に規定する国際海上交通の簡易化のための措置は、その政府がこの条約の締約国政府である沿岸国及び非沿岸国の船舶についてひとしく適用する。

(3) この条約は、軍艦又は遊覧ヨットについては、適用しない。

第三条

締約国政府は、手続及び書類に係る要件について実行可能な最高度の画一性を確保するものとし、その画一性が国際海上交通を簡易化し、かつ、促進するすべての事項について機能するように協力すること並びに手続及び書類に係る要件の変更を国内上の特別な必要に應ずるための最小限のものにとどめることを約束する。

第四条

締約国政府は、前三条に定める目的を達成するため、手続及び書類に係る要件に関する事項並びに手続及び書類に係る要件の国際海上交通への適用に関する事項について相互に又は政府間海事協議機関（以下「機関」という。）を通じて協力することを約束する。

第五条

(1) この条約又はその附属書のいかなる規定も、締約国政府が自国の国内法若しくは他の国際協定に基づき現在与え、又は将来与えることがある国際海上交通に関する一層広範な便益の供与を妨げるものと解してはならない。

(2) この条約又はその附属書のいかなる規定も、締約国政府が、公衆道徳、公の秩序及び公安を維持

するため、又は公衆衛生、動物若しくは植物に影響を及ぼす疾病若しくは有害動植物の侵入若しくはまん延を防止するために必要と認める一時的な措置を適用することを妨げるものと解してはならない。

(3) この条約に明文の規定がない事項については、締約国政府の法令に従う。

第六条

この条約及びその附属書の適用上、

(a) 「標準規定」とは、締約国政府がこの条約に従って画一的に適用することが国際海上交通を簡易化するために必要かつ実行可能である措置について定めるものをいう。

(b) 「勧告規定」とは、締約国政府が適用することが国際海上交通を簡易化するために望ましい措置について定めるものをいう。

第七条

(1) この条約の附属書は、いずれかの締約国政府の提案又は附属書の改正のために招集される会議により締約国政府が改正することができる。

(2) 締約国政府は、機関の事務局長（以下「事務局長」という。）に改正案を送付することにより附属書の改正を提案することができる。

(a) この(2)の規定に従い提案された改正案は、機関の簡易化委員会が審議する。ただし、当該改正案が同委員会において出席し、かつ、投票する締約国政府の三分の二により当該改正案が採択された場合には、これをすべての締約国政府に送付する。

(b) この(2)の規定に基づく附属書の改正は、事務局長がこれをすべての締約国政府に送付した後十二箇月以内に締約国政府の三分の一以上が当該改正を受諾しない旨の書面による通告を事務局長に対して行った場合を除くほか、送付の後十五箇月で効力を生ずる。

(c) 事務局長は、(b)の規定により受領する通告及び改正の効力発生の日をすべての締約国政府に通報する。

(d) 改正を受諾しない締約国政府は、当該改正によつて拘束されないが、次条に定める手続に従う。

(3) 附属書の改正を審議するための締約国政府の会議は、締約国政府の三分の一以上の要請により事務局長が招集する。その会議において出席し、かつ、投票する締約国政府の三分の二以上の多数による議決で採択された改正は、事務局長がその採択された改正を締約国政府に通報する日の後六箇月で効力を生ずる。

(4) 事務局長は、この条の規定に基づく改正の採択及び効力発生をすべての署名国政府に速やかに通報する。

第八条

(1) 締約国政府は、自国の手続若しくは書類に係る要件を標準規定に完全に一致させることを不可能と認める場合又は特別な理由のために標準規定と異なる手続若しくは書類に係る要件を採用することを必要と認める場合には、事務局長に対し、その旨を通報し、及び自国の方式と当該標準規定との相違を通告する。この通告は、この条約が当該締約国政府について効力を生じた後又は当該標準規定と異なる手続若しくは書類に係る要件の採用の後で速やかに行う。

(2) 標準規定の改正又は新たな標準規定の採択の場合における締約国政府による前記の相違の通告は、改正され、若しくは新たに採択された標準規定の効力発生の後又は当該標準規定と異なる手続若しくは書類に係る要件の採用の後で速やかに事務局長に対して行う。その通告には、改正され、又は新たに採択された標準規定と異なる手続又は書類に係る要件を当該標準規定に完全に一致させるためにとりとする措置についての記述を含めることができる。

(3) 締約国政府は、実行可能な限り、自国の手続及び書類に係る要件を勧告規定に一致させるよう要請される。締約国政府は、自国の手続又は書類に係る要件をいずれかの勧告規定に一致させた場合には、事務局長に対して速やかにその旨を通告する。

(4) 事務局長は、(1)から(3)までの規定に従って自己に対して行われたすべての通告を締約国政府に通報する。

第九条

事務局長は、締約国政府の三分の一以上の要請がある場合には、この条約の改正のための締約国政府の会議を招集する。改正は、会議の三分の二以上の多数による議決で採択され、その後、事務局長は、これを認証し、かつ、すべての締約国政府に対し受諾のために送付する。改正は、締約国政府の三分の二が受諾した後一年で、改正を受諾しない旨の宣言をその改正の効力発生前に行った締約国政府以外のすべての締約国政府について効力を生ずる。会議は、改正の採択の時に、その改正が、前記の宣言を行い、かつ、その改正の効力発生の後一年以内にその改正を受諾しない締約国政府がその期間の満了の時にこの条約の締約国政府でなくなる性格のものであることを、三分の二以上の多数による議決で決定することができる。

第十条

(1) この条約は、本日から六箇月間署名のため開放され、その後は、加入のため開放されるものとする。

(2) 国際連合、その専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国の政府又は国際司法裁判所規程の当事国の政府は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国政府となることができる。

(a) 受諾を条件とすることなく署名すること。

(b) 受諾を条件として署名した後、受諾すること。

(c) 加入すること。

受諾又は加入は、事務局長に受諾書又は加入書を寄託することによって行う。

(2) の規定に基づいて締約国政府となる資格を有しない国の政府は、締約国政府となることを事務局長を通じて申請することができるものとし、(2) の規定に従って締約国政府として認められる。ただし、その申請が、機関の加盟国(準加盟国を除く。)の三分の二により承認されることを条件とする。

第十一条

この条約は、少なくとも十の国の政府が、受諾を条件とすることなく署名し、又は受諾書若しくは加入書を寄託した日の後六十日で効力を生ずる。この条約は、その後これを受諾し、又はこれに加入する政府については、受諾書又は加入書の寄託の日の後六十日で効力を生ずる。

第十二条

締約国政府は、自国についてこの条約が効力を生じた後三年を経過したときは、事務局長にあってた書面による通告により、この条約を廃棄することができる。事務局長は、その通告の内容及び受領の日をすべての締約国政府に通報する。廃棄は、事務局長による廃棄の通告の受領の後一年で、又は当該通告に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第十三条

(1) (a) いずれかの地域の施政権者としての国際連合又はいずれかの地域の国際関係について責任を有する締約国政府は、この条約を当該地域について適用するため、できる限り速やかに当該地域と協議するものとし、また、事務局長に対する書面による通告により、いつでも、この条約を当該地域について適用する旨を宣言することができる。

(b) この条約は、(a) の通告の受領の日又は当該通告に明記する他の日から、当該通告において特定する地域について適用する。

(c) 第八条の規定は、この条の規定に従ってこの条約が適用されるいずれかの地域についても適用する。このため、「自国の手続又は書類に係る要件」には、その地域において適用されている手続又は書類に係る要件を含む。

(d) この条約は、いずれかの地域についてこの条約の適用を終止する旨の通告を事務局長が受領した後一年で、又は当該通告に明記するこれよりも遅い日に、当該地域について適用を終止する。

事務局長は、(1) の規定に基づくこの条約のいずれかの地域への適用を、この条約が適用される日をそれぞれの場合に明示して、すべての締約国政府に通報する。

第十四条

事務局長は、すべての署名国政府及び締約国政府並びに機関のすべての加盟国に次の事項を通報する。

- (a) この条約への署名及びその署名の日
- (b) 受諾書又は加入書の寄託及びその寄託の日
- (c) 第十一条の規定に従いこの条約が効力を生ずる日
- (d) 前二条の規定に従い受領した通告並びにそれらの通告の受領の日
- (e) 第七条又は第九条の規定に基づく会議の招集

第十五条

この条約及びその附属書は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約及びその附属書の認証謄本を署名国政府及び加入国政府に送付する。事務局長は、この条約が効力を生じたときは、國際連合憲章第二百二条の規定に従い、速やかにこの条約を登録する。

第十六条

この条約及びその附属書は、ひとしく正文である英語及びフランス語により作成する。公定訳文は、ロシア語及びスペイン語により作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十五年四月九日にロンドンで作成した。

附属書

第一節 定義及び一般規定

A 定義

この附属書の適用上、次の用語は、それぞれ次に定める意味を有する。

「密航未遂者」とは、船舶所有者又は船長若しくは他の責任を有する者の同意を得ることなく、船舶内に隠れ、又は船舶に積み込まれる予定の貨物の中に隠れていた者であつて、当該船舶の出港前に当該船舶内で発見されたものをいう。

「貨物」とは、船舶によつて輸送されるすべての種類の物品(郵便物、船用品、船舶の予備部品、船舶の装備品、乗組員の携帯品及び旅客の携帯品を除く。)をいう。

「乗組員の携帯品」とは、衣類、日用品その他の物品(通貨を含めることができる。)であつて、乗組員が所有し、かつ、船舶によつて輸送されるものをいう。

「乗組員」とは、船舶の運航又は役務のため航海中の船舶内における任務に現に従事しており、かつ、乗組員名簿に記載されている者をいう。

「周遊船」とは、予定された観光のため一又は二以上の異なる港を一時的に訪問する目的で、集団の

ための計画に参加し、及び乗船している旅客を輸送する國際航海に従事する船舶であつて、原則として、航海中に次のことを行わないものをいう。

- (a) 他の旅客の乗船又は下船
- (b) 貨物の積み込み又は積卸し

「書類」とは、情報に記載された情報記録媒体をいう。

「情報記録媒体」とは、記載された情報を記録するための媒体をいう。

「郵便物」とは、郵政当局から引き渡され、かつ、他の郵政当局への引渡しが予定される通信文その他の物として送付される物をいう。

「通過中の旅客」とは、船舶その他の輸送手段によつて外国への旅行を継続する目的で外国から船舶に到着する旅客をいう。

「旅客の携帯品」とは、旅客が個人的に所有するものであるかを問わず、旅客の乗船する船舶と同一の船舶で当該旅客のために輸送される財産(通貨を含めることができる。)をいう。ただし、運送契約その他類似の合意に基づいて輸送されるものでないことを条件とする。

「港」とは、積み込み、積卸し並びに船舶の修繕及び投じようのために通常使用されている港、係留施設、沖合の係留施設、造船所、修繕のための場所若しくは停泊地又は船舶が立ち寄ることができるその他の場所をいう。

「公的機関」とは、国内の機関又は公務員であつて、この附属書に定める標準規定及び勧告規定のいづれかに関連を有するその国の法令の適用及び実施について責任を有するものをいう。

「安全上の措置」とは、船舶内の旅客及び乗組員に対する不法な行為を防止することを目的として、船舶内及び港の区域の安全を向上させるために國際的に合意された措置をいう。(注)

注 千九百八十八年の海洋航行の安全に対する不法な行為を防止するための措置を参照すること。
回章第四百四十三号の船舶内の旅客及び乗組員に対する不法な行為を防止するための措置を参照すること。

「船舶所有者」とは、船舶を所有し、又は運航する者(人、会社その他の法律上の主体のいずれであるかを問わない。)及び船舶の所有者又は運航者のために行動する者をいう。

「船舶の装備品」とは、船舶内で使用するために当該船舶内にある物品(船舶の予備部品を除く。)であつて、取り外し可能であるが消耗品としての性質を有しないもの(救命艇、救命装置、家具、船舶の装備用具、これらに類する物その他船舶に附属する物品を含む。)をいう。

「船舶の予備部品」とは、修繕又は交換のために船舶に取り付ける物品であつて、当該船舶に積載されているものをいう。

「船用品」とは、船舶内で使用するための物品(消耗品、旅客及び乗組員に販売するために積載される物品並びに燃料及び潤滑油を含み、船舶の装備品及び船舶の予備部品を除く。)をいう。

「上陸許可」とは、港における船舶の停泊中に乗組員が上陸するための許可(公的機関が地理又は時

間的な制限を決定する場合には、その制限の範囲内のものをいう。

「密航者」とは、船舶所有者又は船長若しくは他の責任を有する者の同意を得ることなく、船舶内に隠れ、又は船舶に積み込まれる予定の貨物の中に隠れていた者であつて、当該船舶の出港後に当該船舶内で発見され、又は到着港における貨物の積卸しの際に当該貨物の中から発見され、船長により密航者として適当な当局に通報されたものをいう。

「到着時刻」とは、びよう泊する場合であるか着岸する場合であるかを問わず、船舶が港において最初に停止する時をいう。

「運送書類」とは、船舶所有者と荷送人との間の運送契約を証明する書類（海上運送状、船荷証券又は複合運送書類等）をいう。

B 一般規定

この附属書の規定は、第五条(2)の規定に関連して、公的機関が、詐欺の疑いがある場合に必要な適当な措置（追加の情報要求を含む。）又は公の秩序、公安若しくは公衆衛生に対して重大な危険となる特別な問題（例えば、海上交通の安全に対する不法行為並びに麻薬及び向精神薬の不正取引）に対処するため若しくは動物若しくは植物に影響を及ぼす疾病若しくは有害動植物の侵入若しくはまん延を防止するための適当な措置（追加の情報要求を含む。）をとることを妨げるものではない。

1.1 標準規定

公的機関は、いかなる場合にも、不可欠な情報のみの提出を要求し、及び情報の項目の数を最少限にとどめる。

公的機関は、この附属書に記載事項が具体的に掲げられている場合には、それらの記載事項のうち不可欠であると認められないものの提出を要求してはならない。

1.1.1 勧告規定

公的機関は、自動データ処理技術及び自動データ伝送技術の導入から生ずる簡易化の意味を考慮し、これらの技術を船舶所有者その他の利害関係を有するすべての者と協力して検討すべきである。

既存の要求される情報及び管理のための手続については、簡易化されるべきであり、また、他の関連する情報の体系との互換性を得ることが望ましいことに考慮が払われるべきである。

1.2 勧告規定

公的機関は、この附属書において一定の目的のための書類がそれぞれ別個に規定され、かつ、要求されている場合においても、その書類に記入することを要求される者の利益及びその書類を使用する目的に留意して、実行可能であり、かつ、相当の簡易化がもたらされるときは、二以上の書類

の書類への統合について定めるべきである。

1.3 勧告規定

安全及び麻薬統制の目的のために締約国政府がとる措置及び手続は、効果的なものとすべきであり、可能な場合には、自動データ処理（ADP）を含む進歩した技術を利用すべきである。そのような措置及び手続については、船舶及び船舶内の人又は財産に対する妨げを最小限のものとし、かつ、それらに対して不必要な遅滞が生ずることを防止するような方法で実施すべきである。

C 電子データ処理技術

1.4 標準規定

締約国政府は、船舶の入出港手続を簡易化するために電子データ交換（EDI）技術を導入する場合には、公的機関その他の関係当事者（船舶所有者、貨物取扱会社、海港、貨物代理店等）が、関連する国際連合の標準（行政、商業及び運輸のための国際連合電子データ交換（UN/EDIFACT）標準を含む。）に従ってデータの交換を行うことを奨励する。

1.5 標準規定

公的機関は、船舶の入出港手続のために要求する書類が無地の紙にデータ処理技術によって作成されたものである場合には、その書類を受理する。ただし、当該書類は、判読が可能であり、この条約の書類の様式に適合し、かつ、要求される情報を含むことを条件とする。

1.6 標準規定

公的機関は、船舶の入出港手続のために電子データ交換（EDI）技術を導入する場合には、船舶所有者その他の関係当事者に要求する情報をこの条約が要求するものに限る。

1.7 勧告規定

公的機関は、船舶の入出港手続のために電子データ交換（EDI）技術の計画作成、導入又は変更を行う場合には、次のことを行うべきである。

- 利害関係を有するすべての者に対して最初から協議のための機会を与えること。
- 既存の手続を評価し、不必要なものを廃止すること。
- コンピュータで処理する手続を決定すること。
- 実行可能な限り、国際連合（UN）勧告及び関連する国際標準化機構（ISO）規格を利用すること。

- これらの技術を複数の申請に適合させること。
- 船舶の運航者その他の民間の関係者がこれらの技術を実施するための費用を最小にするための適当な措置をとること。

1.8 標準規定

公的機関は、船舶の入出港手続を支援するために電子データ交換（EDI）技術を導入する場合に

は、船舶の運航者その他の関係当事者による当該技術の利用を奨励する。ただし、公的機関は、当該技術を利用しない船舶の運航者に対して利用可能な役務の水準を低下させてはならない。

D 薬物の不正取引

1.9 勧告規定

公的機関は、一層広範な簡易化のための措置を提供しつつ、薬物の密輸と戦う能力を向上させるため、船舶所有者その他の関係当事者との協力のための措置を定めるべきである。当該措置は、関税協力理事会(注)の了解書及び関連する指針に基づくことができる。

注 千九百九十四年以降、世界税関機構と称する。

1.10 標準規定

公的機関、船舶所有者その他の関係当事者が、協力のための措置の一部として機微に係る商業上その他の情報を取得する機会を与えられる場合には、その情報は、秘密のものとして取り扱われる。

1.11 勧告規定

公的機関は、薬物の不正な移動に対処する能力を向上させるため、危険度の分析を行い、これにより、適法な人及び物品の流れを簡易化すべきである。

第二節 船舶の到着、滞在及び出発

この節の規定は、船舶の到着、滞在及び出発の際に公的機関が船舶所有者に要求する手続について定める。ただし、この節の規定は、船舶が有する証書その他の文書であつて、当該船舶の登録、測度、安全、乗組員の配乗その他関連する事項に関するものを適当な当局が検査のために提出するよう要求することを妨げるものと解してはならない。

A 総則

2.1 標準規定

公的機関は、この条約が適用される船舶の到着又は出発の際に、この節の規定の対象となる書類以外のいかなる書類も自己の保有のために要求してはならない。

この節の規定の対象となる書類とは、次のものをいう。

- 一般申告書
- 貨物申告書
- 船用品申告書
- 乗組員携帯品申告書
- 乗組員名簿
- 旅客名簿

万国郵便条約に基づき郵便物について要求される書類
検査明白書

注釈 付録一に示す次のFAL様式が作成された。

一般申告書(FAL様式一)

貨物申告書(FAL様式二)

船用品申告書(FAL様式三)

乗組員携帯品申告書(FAL様式四)

乗組員名簿(FAL様式五)

旅客名簿(FAL様式六)

危険物積荷目録(FAL様式七)

2.1.1 標準規定

締約国政府は、船舶の出入港のための書類に関して領事館における手続、課徴金又は手数料を要求してはならない。

B 書類の内容及び目的

2.2 標準規定

一般申告書は、船舶の到着及び出発の際に公的機関が船舶に関して要求する情報を提供する基本的な書類とする。

2.2.1 勧告規定

船舶の到着及び出発のため、同一の様式的一般申告書が受理されるべきである。

2.2.2 勧告規定

公的機関は、一般申告書について次の情報以外の情報を要求すべきでない。

- 船舶の名称及び船舶に関する記述
- 船舶の国籍
- 登録に関する細目
- トン数に関する細目
- 船長の氏名
- 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所
- 貨物に関する簡潔な記述
- 乗組員の数
- 旅客の数

航海に関する簡潔な細目

到着の日時又は出発の日

到着港又は出発港

港における船舶の位置

2.2.3 標準規定

公的機関は、船長、船舶の代理人若しくは船長から正当に委任を受けた他の者が日付を付し、かつ、署名した一般申告書又は関係する公的機関が認める方法により認証された一般申告書を受理する。

標準規定

貨物申告書は、船舶の到着及び出発の際に公的機関が貨物に関して要求する情報を提供する基本的な書類とする。ただし、危険な貨物の細目については、別途提出するよう要求することができ

2.3.1 勸告規定

公的機関は、貨物申告書について次の情報以外の情報を要求すべきでない。

(a) 到着時

船舶の名称及び国籍

船長の氏名

直前の港

申告を行う港

コンテナの識別(適当な場合には、記号及び番号、こん包の数及び種類又は物品の量及び品名)

申告を行う港で積み卸される貨物の運送書類の番号

船舶に引き続き積載されている貨物が積み卸される予定の港

複合運送書類又は通し船荷証券に基づいて輸送される物品についての最初の船積港

(b) 出発時

船舶の名称及び国籍

船長の氏名

次の目的港

申告を行う港で積み込まれる物品についてのコンテナの識別(適当な場合には、記号及び番号、こん包の数及び種類又は物品の量及び品名)

申告を行う港で積み込まれる貨物の運送書類の番号

注釈 船舶所有者その他の関係当事者は、貨物申告書にこん包の数及び種類を適切に記述するた

め、物品の外画こん包単位を用いることを確保すべきである。物品がパレット上にある場合には、パレット上のこん包の数及び種類を記載すべきである。パレット上の物品がこん包されてない場合には、パレット上の物品の量及び品名を用いるべきである。

2.3.2 標準規定

公的機関は、船舶に引き続き積載されている貨物について、提出すべき情報の最低限不可欠な項目の簡潔な細目のみを要求する。

2.3.3 標準規定

公的機関は、船長、船舶の代理人若しくは船長から正当に委任を受けた他の者が日付を付し、かつ、署名した貨物申告書又は関係する公的機関が認める方法により認証された貨物申告書を受理する。

2.3.4 標準規定

公的機関は、貨物申告書に代えて、船舶の積荷目録の写しを受理する。ただし、当該船舶の積荷目録の写しは、少なくとも勸告規定3.3.1及び標準規定3.3.2に従って要求される情報を含み、並びに標準規定3.3.3に従って署名され、又は認証され、かつ、日付が付されているものでなければなら

2.3.4.1 い。 勸告規定

公的機関は、標準規定3.3.4を適用する代わりに、標準規定3.3.3に従って署名され、若しくは認証された運送書類の写し又は真正な写しとして認証された運送書類の写しを受理することができ

2.3.5 標準規定

公的機関は、船長が所持する荷物であつて積荷目録に記載されていないものを貨物申告書に記載しないことを認める。ただし、その荷物の細目が別途提出されることを条件とする。

注釈 積荷目録に記載されていない荷物の細目は、別の様式で提出され、原則として、貨物申告書に記載される情報の関連部分を含むべきである。国際海事機関(IMO)の貨物申告書の様式は、例えば、「積荷目録に記載されていない荷物の目録」と表題を改めて用いることができる。

2.4 標準規定

船用品申告書は、船舶の到着及び出発の際に公的機関が船用品に関して要求する情報を提供する基本的な書類とする。

2.4.1 標準規定

公的機関は、船長若しくは船舶の他の職員であつて船長から正当に委任を受け、かつ、船用品に関して知識を有するものが日付を付し、かつ、署名した船用品申告書又は関係する公的機関が認める方法により認証された船用品申告書を受理する。

2.5 標準規定

乗組員携帯品申告書は、公的機関が乗組員の携帯品に関して要求する情報を提供する基本的な書類とする。この申告書については、船舶の出発の際には、要求してはならない。

2.5.1 標準規定

公的機関は、船長若しくは船舶の他の職員であつて船長から正当に委任を受けたものが日付を付し、かつ、署名した乗組員携帯品申告書又は関係する公的機関が認める方法により認証された乗組員携帯品申告書を受理する。また、公的機関は、各乗組員に対し、自己の携帯品に関して乗組員携帯品申告書に署名すること又は署名することができないときは乗組員の記号を記載することを要求することができる。

2.5.2 勧告規定

公的機関は、原則として、乗組員の携帯品であつて、関税及び租税の免除が認められないもの又は禁止若しくは制限の対象となるもののみの細目を要求すべきである。

2.6 標準規定

乗組員名簿は、船舶の到着及び出発の際に乗組員の数及び構成に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。

2.6.1 標準規定

公的機関は、乗組員名簿について次の情報以外の情報を要求してはならない。

船舶の名称及び国籍

姓

名

国籍

地位又は等級

生年月日及び出生地

身分証明書の種類及び番号

到着港及び到着の日付

直前の港

2.6.2 標準規定

公的機関は、船長若しくは船舶の他の職員であつて船長から正当に委任を受けたものが日付を付し、かつ、署名した乗組員名簿又は関係する公的機関が認める方法により認証された乗組員名簿を受理する。

2.6.3 標準規定

公的機関は、予定された計画に従つて航行している船舶が十四日以内に少なくとも一回同一の港に再び寄港する場合であつて、乗組員に変更がないときは、原則として、各寄港ごとに乗組員名簿の提出を要求してはならない。この場合において、当該船舶は、関係する公的機関が認める方法により変更がない旨の報告を提出する。

2.6.4 勧告規定

標準規定6.3に規定する状況の下で乗組員に軽微な変更があつた場合には、公的機関は、原則として、新たに完全な乗組員名簿の提出を要求すべきでなく、変更を明記した既存の乗組員名簿を受理すべきである。

2.7 標準規定

旅客名簿は、船舶の到着及び出発の際に旅客に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。

2.7.1 勧告規定

公的機関は、隣国との間の短距離の航路又は船舶及び鉄道による複合的な業務について旅客名簿を要求すべきでない。

2.7.2 勧告規定

公的機関は、旅客名簿に氏名が記載されている旅客に対して、当該名簿のほかに、乗船票又は下船票を要求すべきでない。もっとも、公的機関が公衆衛生にとつて重大な危険となる特別な問題を有している場合には、國際航海に従事する船舶内の者に対して、到着の際に目的地の住所を書面により示すことを要求することができる。

2.7.3 勧告規定

公的機関は、旅客名簿について次の情報以外の情報を要求すべきでない。

船舶の名称及び国籍

姓 名 国籍 生年月日 出生地 乗船港 下船港 船舶の到着港及び到着の日付 勸告規定 2.7.4	船舶所有者が自己の使用のために作成した名簿は、少なくとも勸告規定^{2.7.3}に従って要求される情報を含み、及び標準規定^{2.7.5}に従って日付が付され、かつ、署名され、又は認証されていることを条件として、旅客名簿に代えて受理されるべきである。 2.7.5	公的機関は、船長、船舶の代理人若しくは船長から正当に委任を受けた他の者が日付を付し、かつ、署名した旅客名簿又は関係する公的機関が認める方法により認証された旅客名簿を受理する。 2.8	標準規定 危険物積荷目録は、危険物に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。 2.8.1	公的機関は、危険物積荷目録について次の情報以外の情報を要求してはならない。 船舶の名称 国際海事機関船舶識別番号 船舶の国籍 船長の氏名 航海番号 船積港 積卸港 船舶会社代理人 予約番号又は参照番号 記号及び番号
コンテナ識別番号 車両登録番号 こん包の数及び種類 正規の品名 等級 国際連合番号 容器等級 副次的な危険 引火点(密閉容器試験により測定される摂氏) 海洋汚染物質 質量(キログラム) 総重量又は正味重量 危険物を輸送する船舶のための緊急時における対応のための手続(E m S) 船舶内の積付け位置 2.9	標準規定 公的機関は、船舶の到着又は出発の際に万国郵便条約に規定する申告以外の郵便物に関する書面による申告を要求してはならない。 2.10	標準規定 検疫申告書は、船舶の航海中及び港への到着の際の船舶内の衛生状態に関して港の衛生当局が要求する情報を提供する基本的な書類とする。 2.11	標準規定 公的機関は、船舶の港への到着に関し、各書類について次の部数を超える部数を要求してはならない。 一般申告書 五部 貨物申告書 四部 船用品申告書 四部 乗組員携帯品申告書 二部 乗組員名簿 四部 旅客名簿 四部 危険物積荷目録 一部 検疫申告書 一部	

2. 12

D 出発の際の書類
標準規定

公的機関は、船舶の出港に関し、各書類について次の部数を超える部数を要求してはならない。

一般申告書 五部

貨物申告書 四部

船用品申告書 三部

乗組員名簿 二部

旅客名簿 二部

危険物積荷目録 一部

2. 12. 1

標準規定

船舶の港への到着の際に申告の対象となつた貨物であつて、当該船舶に引き続き積載されているものについては、当該船舶の出港の際に新たな貨物申告書を要求してはならない。

2. 12. 2

勸告規定

船舶の港への到着の際に申告の対象となつた船用品及びその港において積み込まれた船用品であつて、その港で提出された他の税関書類の対象となつたものについては、当該船舶の出港の際に新たに船用品申告書を要求すべきでない。

2. 12. 3

標準規定

公的機関は、船舶の出港の際に乗組員に関する情報を要求する場合には、当該船舶がその港へ到着する際に提出された乗組員名簿の写しを受理する。ただし、当該名簿が、再び署名されていること及び乗組員の数若しくは構成の変更を示すため又はこのような変更が生じなかつたことを示すために裏書されていることを条件とする。

2. 13

注 2. 13で始まる一連の番号は、将来の使用のために保留する。

E 同じ国の二以上の港への連続する寄港

2. 14

勸告規定

船舶が一の国の領域内の寄港地に到着した後、途中で他の国の港に寄港することなく、当該一の国の別の港に寄港する場合には、当該一の国の別の港の公的機関が要求する手続及び書類は、当該一の国の最初の寄港地に到着した際に行われた手続を考慮して、最小限にとどめるべきである。

2. 15

F 書類への記入
勸告規定

公的機関は、要求する情報が提供される言語のいかんを問わず、この附属書に規定する書類(標準規定 3. 7に關するものを除く)を可能な限り受理すべきである。ただし、公的機関は、必要と認めるときは、自国又は機関のいずれかの公用語への書面による翻訳又は口頭による通訳を要求することができる。

2. 16

標準規定

公的機関は、判読が可能であり、かつ、理解し易い媒体によって提出される情報(インキ又は消えない鉛筆で手書きした書類又は自動データ処理技術で作成した書類を含む)を受理する。

2. 16. 1

標準規定

公的機関は、署名を要求する場合には、国内法令に抵触しない限り、手書き、ファクシミリ、せん孔、スタンプ、記号又は他の機械的若しくは電子的手段による署名を認める。書面以外の媒体で提出される情報の認証は、関係する公的機関が認める方法により行う。

2. 17

標準規定

船舶の到着、荷揚げ又は通過が予定される港が属する国の公的機関は、船舶又はその貨物、船用品、旅客若しくは乗組員に関するいずれかの書類であつてこの節に規定するものが当該国の在外における代表によつて認証され、確認され、証明され、又は事前に取り扱われることを要求してはならない。このことは、査証又は同様の目的のために旅客又は乗組員の旅券その他の身分証明書の提示を要求することを妨げるものとみなしてはならない。

2. 18

標準規定

G 書類上の誤り及びそれに対する制裁

公的機関は、この附属書に規定する書類上の誤りが不注意によるものであり、かつ、重大なものではなく、繰り返し又は繰り返しの不注意によるものではなく、及び法令に違反する意図をもって行われたものではないことを確認した場合には、船舶を遅滞させることなく、当該書類上の誤りを訂正することを認める。ただし、書類の審査が終了する前に当該書類上の誤りが発見され、及び訂正が遅滞なく行われることを条件とする。

2. 19

標準規定

公的機関は、この附属書に規定する書類であつて、船舶所有者若しくは船長により、又はそれらの名において署名され、又は認証されたものに誤りが発見された場合には、当該書類上の誤りが不注意によるものであり、かつ、重大なものではなく、繰り返し又は繰り返しの不注意によるものではなく、及び

法令に違反する意図をもって行われたものではないことを確認するための機会を与えるまでは、制裁を課してはならない。

H 傷病を負った乗組員、旅客その他の者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港する船舶のための特別な簡易化措置

2. 20 標準規定

公的機関は、船舶が傷病を負った乗組員、旅客その他の者を緊急の治療のために上陸させることを目的として寄港しようとする場合には、船長が当該公的機関に対し、その傷病について並びに傷病者の身元関係事項及び地位について可能な最大限度の詳細を付して、寄港の意図を可能な限り通報することを確保するため、船舶所有者の協力を求める。

2. 21 標準規定

公的機関は、傷病者を迅速に上陸させ、かつ、船舶を遅滞なく出発させるために必要な書類及び手続について、船舶の到着の前に、可能な限り無線通信により、いかなる場合にも利用可能な最も速い手段により、船長に通報する。

2. 22 標準規定

公的機関は、傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶について、病者の状態又は海面の状態により停泊地又は港への進入路において安全な下船が確保されないときは、当該船舶の着岸を優先する。

2. 23 標準規定

公的機関は、傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶に対し、検疫申告書及び不可欠である場合には一般申告書を除くほか、原則として、標準規定^{2.1}に規定する書類を要求してはならない。

2. 24 標準規定

公的機関が一般申告書を要求する場合には、当該一般申告書には、勸告規定^{2.2}に規定する情報以外の情報を含めないものとし、可能な限り、当該一般申告書に含める情報を少なくする。

2. 25 標準規定

公的機関が傷病者の上陸の前に船舶の到着に関する管理のための措置を適用する場合には、緊急の治療及び公衆の健康を保護するための措置は、船舶の到着に関する管理のための措置に優先する。

2. 26 標準規定

傷病者の治療又は将来の移送若しくは帰還の費用について保証又は約束を要求する場合には、これらの保証又は約束が得られるまでの間、緊急の治療を保留し、又は遅滞させてはならない。

2. 27 標準規定

緊急の治療及び公衆の健康を保護するための措置は、傷病者の上陸に関して公的機関が適用する

管理のための措置に優先する。

第三節 人の到着及び出発

この節の規定は、船舶の到着又は出発の際に公的機関が乗組員及び旅客に要求する手続について定める。

3. 1 A 到着及び出発に関する要件及び手続 標準規定

有効な旅券は、船舶の到着又は出発の際に個々の旅客に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。

3. 1. 1 勸告規定

締約国政府は、旅券に代えて公的な身分証明書を受け入れることを二国間又は多数国間の協定により可能な限り合意すべきである。

3. 2 標準規定

公的機関は、船舶の旅客の旅券又は旅券に代えて受け入れる公的な身分証明書について、出入国管理当局が到着の時及び出発の時のそれぞれについて一回のみ検査すれば足りるよう措置をとる。また、公的機関は、到着及び出発の際に、税関手続その他の手続に関する検査又は識別のため、これらの旅券又は公的な身分証明書の提示を要求することができる。

3. 3 標準規定

公的機関は、旅券又は旅券に代えて受け入れる公的な身分証明書が個々に提示され、及びその書類を審査した後、その書類を追加的に管理するために保留することなく直ちに返却する。ただし、自国の領域への旅客の入国許可について何らかの障害がある場合は、この限りでない。

3. 3. 1 標準規定

締約国政府は、入国が認められない者の不正な又は偽造された旅行証明書を公的機関が差し押さえることを確保する。当該旅行証明書については、流通しないよう差し押さえ、実行可能な場合には、適当な当局に返還する。当該旅行証明書を差し押さえた国は、その旅行証明書を代えて説明書^(註)を発行し、可能な場合には、偽造された旅行証明書の写しその他重要な情報を添付する。説明書及び添付された書類については、入国が認められない者の移送について責任を有する船舶の運航者に手交する。説明書及び添付された書類は、通過地点及び最初の乗船地点の当局に情報を提供するために役立つものである。

注 説明書として受け入れられる様式は、付録二に定める。

注釈 この標準規定は、不正な書類の所持自体がその国への入国の拒否及びその国の領域からの速やかな退去の根拠となるか否かを個々の事例に応じて決定する締約国政府の公的機関の権利に優先するものと解してはならない。この標準規定は、難民の追放又は送還の禁止に関する

る千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する国際連合条約及び千九百六十七年一月三十一日の難民の地位に関する国際連合議定書の規定と矛盾するものと解してはならない。

3.3.2 標準規定

締約国政府は、自国の領域内で乗船し、かつ、下船地点において入国が認められなかった者が当該下船地点から送還された場合には、その者を審査のために受け入れる。締約国政府は、その者を以前に入国が認められなかった国に送還してはならない。

注釈1 この規定は、入国が認められずに送還された者について、公的機関が自国に最終的に受入可能であるか否かを決定するため又はその者の国籍国若しくはその者の受入れが可能な国への移送、送還又は退去強制の措置をとるため、更に審査を行うことを妨げることを意図するものではない。締約国政府は、他の締約国において入国が認められなかった者が旅行証明書を亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該旅行証明書を代えて、その者の入国を認めなかった締約国政府の公的機関が発行した乗船及び到着の状況を証明する書類を受け入れる。

注釈2 この標準規定及び注釈1は、難民の追放又は送還の禁止に関する千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する国際連合条約及び千九百六十七年一月三十一日の難民の地位に関する国際連合議定書の規定と矛盾するものと解してはならない。

3.3.3 標準規定

船舶所有者は、旅客及び乗組員の入国審査が開始されるまでの間、これらの者の管理及び保護について責任を負う。

3.3.4 勧告規定

公的機関は、旅客及び乗組員の入国審査を開始した後においては、条件の有無を問わず、これらの者が公的機関の物理的な管理の下にある場合には、これらの者の入国を認めるか否かを決定するまでの間、これらの者の管理及び保護について責任を負うべきである。

3.3.5 標準規定

一の国の領域外へ人を輸送する船舶所有者の義務は、輸送される者が当該一の国への入国を明確に認められた時に終了する。

3.3.6 標準規定

公的機関は、いずれかの者の入国を認めない場合には、不当に遅滞することなく、船舶所有者に通報し、及びその者の移送のための措置について船舶所有者と協議する。船舶所有者は、入国が認められなかった者の移送のための費用について責任を負うものとし、また、その者が船舶所

有者の管理下に戻された場合には、その者を次の場所に迅速に移送することについて責任を負う。

乗船国

その者が入国を認められる他の場所

3.3.7 標準規定

締約国政府及び船舶所有者は、実行可能な場合には、旅券及び査証が有効かつ真正なものであることを確認するために協力する。

3.4 勧告規定

公的機関は、乗船し、若しくは下船する旅客に対し、又は旅客の代わりに船舶所有者に対し、旅券若しくは公的な身分証明書によって既に提供された情報を補足する情報又は当該既に提供された情報と重複する情報であつて、書面によるもの（この附属書に規定するいずれかの書類に記入するために必要なものを除く。）の提出を要求すべきでない。

3.5 勧告規定

公的機関は、乗船し、又は下船する旅客に対して補足的な情報（この附属書に規定する書類に記入するために必要なものを除く。）を書面により提出することを要求する場合には、旅客の更なる識別のための要件を勧告規定3.6（乗船票又は下船票に掲げる項目に限定すべきである。公的機関は、乗船票又は下船票が旅客によつて記入された場合には、これを受理すべきであり、乗船票又は下船票が船舶所有者によつて記入され、又は検査されることを要求すべきでない。乗船票又は下船票については、その様式が活字体による記入を定めている場合を除くほか、判読が可能な手書きの文字による記入を認めるべきである。旅客に対しては、乗船票又は下船票の写し（一部又は二部以上の同時に作成される写しであつて、カーボン紙によるものを含むことができる。）の一部のみを要求すべきである。

3.6 勧告規定

公的機関は、乗船票又は下船票について次の情報以外の情報を要求すべきでない。

- 姓
- 名
- 国籍
- 旅券その他の公的な身分証明書の番号
- 生年月日
- 出生地
- 職業

乗船港又は下船港

性別

目的地の住所

署名

3.7 標準規定

公的機関は、船舶内の者に対して黄熱から保護されていることについての証拠を要求する場合には、国際保健規則に規定された様式による国際予防接種証明書又は国際再予防接種証明書を受け入れる。

3.8 勧告規定

船舶内の者又は下船する者の健康検査については、原則として、検疫の対象となる疾病がまん延している地域からその疾病の潜伏期間(国際保健規則において規定するもの)内に到着する者に限定して行うべきである。ただし、国際保健規則に従い追加的な健康検査を要求することができる。

3.9 勧告規定

公的機関は、入国する旅客の携帯品の税関検査を、原則として、無作為に抽出する方法又は選択的な方法で行うべきである。旅客の携帯品に関する書面による申告については、可能な限り省略すべきである。

3.9.1 勧告規定

公的機関は、適当な安全上の措置を講ずる必要があり得ることに十分な考慮を払いつつ、可能な限り、出発する旅客の携帯品の検査を免除すべきである。

3.9.2 勧告規定

出発する旅客の携帯品の検査を完全に免除することができない場合には、その検査は、原則として、無作為に抽出する方法又は選択的な方法で行われるべきである。

3.10 標準規定

有効な船員身分証明書又は旅券は、船舶の到着又は出発の際に個々の乗組員に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。

3.10.1 標準規定

公的機関は、船員身分証明書について次の情報以外の情報を要求してはならない。

名

姓

生年月日及び出生地

国籍

身体的特徴

写真(認証されたもの)

署名

有効期間の満了の日(有効期間がある場合)
発給した公的機関

標準規定

3.10.2

公的機関は、次の目的のために何らかの輸送手段により旅客として自国に入国し、又は自国から出国することが船員にとって必要である場合において、当該船員の有効な船員身分証明書が当該船員身分証明書を発給した国への再入国を保証するときは、当該船員から旅券に代えて当該船員身分証明書を受け入れる。

(a) 当該船員が、自己が乗組員である船舶に乗り組むこと又は他の船舶に移乗すること。

(b) 当該船員が、他国において自己が乗組員である船舶に乗り組むため、帰国するため、又は自国の当局が承認したその他の目的のために自国を通過すること。

3.10.3

公的機関は、原則として、個人の身分証明書の提示又は船員身分証明書を乗組員について補足する情報であつて、乗組員名簿により提供されるもの以外の情報の提出を要求すべきでない。

B 貨物及び手荷物の通関手続並びに旅客及び乗組員の出入国手続を簡易化するための措置

3.11

公的機関は、船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、特に、手荷物の積み込み、積卸し及び輸送の手配(機械化された方法の利用を含む)について並びに旅客の遅滞が頻繁に生ずる地点について特別の考慮を払いつつ、旅客及び乗組員の出入国手続並びに手荷物の通関手続が迅速に行われるように港湾交通の良好な流れを提供するための適当な措置をとり、十分な要員を提供し、並びに適切な設備が提供されることを確保すべきである。必要な場合には、船舶と旅客及び乗組員の審査が行われる地点との間の通路を悪天候から保護するための措置をとるべきである。これらの措置及び設備は、脅威がより増大した状況において拡充された安全上の措置をとることができるよう柔軟な、かつ、拡大が可能なものとすべきである。

3.11.1

公的機関は、次のことを行うべきである。

(a) 船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、次のような適当な措置を導入すること。

公的機関は、次のことを行うべきである。

(a) 船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、次のような適当な措置を導入すること。

- (i) 旅客及び手荷物の取扱いに関する個別的かつ連続的な方法
- (ii) 旅客が、託送手荷物が受取場所に置かれた後、速やかにその託送手荷物を容易に識別し、及び受け取ることができる方法

(iii) 高年齢の旅客及び身体的な障害を有する旅客の必要を満たすための施設及び役務の提供の確保

(b) 港湾当局が次のことを行うためにすべての必要な措置をとることを確保すること。

- (i) 旅客及びその手荷物に対し、現地の輸送機関との間の容易かつ迅速なアクセスを提供すること。

(ii) 乗組員に対して行政上の目的のため政府の施設に報告することを要求する場合には、それらの施設は、容易に利用することができ、かつ、実行可能な限り相互に近接していること。

3. 11. 2 勧告規定

公的機関は、迅速な出入国手続及び通関手続を確保するための手段として、旅客の出入国手続並びに旅客の手荷物及び自家用自動車の通関手続のために経路選択システム(註)の導入を検討すべきである。

注 京都規約の個別附属書F第三章の勧告規定I及び付表IIを参照すること。

3. 12 標準規定

公的機関は、船舶所有者に対し、船舶の職員が旅客及び乗組員の迅速な到着手続を支援するためのすべての適当な措置をとることを確保することを要求する。これらの措置には、次のことを含めることができる。

(a) 関係する公的機関に対し、最善の予測に基づいた到着予定時刻(その後時刻の変更がある場合には当該変更に関する情報)及び航海の経路が検査の要件に影響を及ぼす可能性がある場合には当該経路を事前に提供すること。

(b) 船舶の書類を迅速に審査することができるようにしておくこと。

(c) 船舶が着岸又は投じようとする場所に向かっている間、はしごその他乗船するための設備を取り付けるために準備すること。

(d) 船舶内の者を、検査のため、必要な書類を携帯させた上で迅速に、かつ、整然と集合させること(この目的のため、乗組員の機関室その他の場所における重要な任務を免除するための措置を考慮する。)

3. 13 勧告規定

旅客及び乗組員の書類に氏名を記入する方法については、最初に姓を記入すべきである。父の姓及び母の姓の双方が使用されている場合には、最初に父の姓を記入すべきである。既婚の女性につ

いて夫の父の姓及び自己の父の姓の双方が使用されている場合には、最初に夫の父の姓を記入すべきである。

3. 14 標準規定

公的機関は、不当に遅滞することなく、船舶内の者の入国を認めるか否かを審査するために、その者を受け入れる。

3. 15 標準規定

公的機関は、旅客が所持する審査の対象となる書類が不適当であると認める場合又はこの理由により旅客の入国を認めない場合であっても、船舶所有者に対していかなる制裁も課してはならない。

3. 15. 1 い 標準規定

公的機関は、船舶所有者に対して、審査の対象となる書類であつて受入国又は通過国が定めるものを旅客が所持することを確保するため、乗船地点において予防措置をとることを奨励する。

3. 15. 2 標準規定

船舶所有者は、いずれかの者が入国を認められず、その国の領域から移送される場合には、その者の入国が認められなかったことに起因する費用をその者から回収することを妨げられない。

3. 15. 3 勧告規定

公的機関は、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、機関が他の適当な国際機関と協力して作成し、若しくは採用している標準化された国際的な標識及び記号であつて、できる限りすべての輸送手段に共通のものを海上の係留施設及び船舶内で使用し、又はその使用について当該公的機関が権限を有しない場合には責任を有する国内の当事者に対してその使用を勧告すべきである。

C 高年齢の旅客及び身体的障害を有する旅客の海上輸送のための特別な便益

3. 16 勧告規定

聴覚又は視覚に障害を有する旅客が輸送及び安全に関するすべての必要な情報を容易に利用することができるような措置をとるべきである。

3. 17 勧告規定

高年齢の旅客及び身体的障害を有する旅客の乗船又は下船のために係留施設の建物に確保される地点は、その建物の主入口のできる限り近くに設置すべきである。これらの地点は、適当な標識により明確に表示されるべきである。これらの地点へのアクセスのための経路には、障害物がないようにすべきである。

3. 18 勧告規定 公的業務が行われている場所へのアクセスが容易でない場合には、現行の業務及び導入が計画されている業務を移動に関して障害を有する旅客に適合させ、又はそれらの者のために特別な措置を講ずることにより、利用しやすく、かつ、合理的な価格の公共の輸送サービスを提供するためのあらゆる努力を払うべきである。	3. 19 勧告規定 高年齢の旅客及び身体的障害を有する旅客の安全な乗船又は下船を可能にするため、適当な場合には、係留施設及び船舶において適当な便益を提供すべきである。 D 周遊船及びその旅客のための簡易化措置 3. 20 標準規定 公的機関は、周遊船の到着が予定される港の衛生当局が、当該周遊船からその到着の前に受領した情報に基づき、当該周遊船の到着が検疫の対象となる疾病の侵入又はまん延を引き起こさないことを認める場合には、港の衛生当局が当該周遊船に対して無線通信により検疫入港許可を与えることを認める。	3. 21 標準規定 周遊船の一般申告書、旅客名簿及び乗組員名簿については、航海の状況に変更がないことを条件として、一の国の最初の到着港及び最後の出発港においてのみ要求する。 3. 22 標準規定 周遊船の船用品申告書及び乗組員携帯品申告書については、一の国の最初の到着港においてのみ要求する。	3. 23 標準規定 旅券その他の公的な身分証明書については、周遊船の旅客が常に所持する。 3. 24 勧告規定 周遊船が一の港に七十二時間未満停泊する場合には、その旅客は、関係する公的機関が定める特別な状況を除くほか、査証を所持していることを要しない。	3. 25 標準規定 周遊船の旅客については、公的機関がとる管理のための措置によって不当に遅滞させてはならない。 注釈 この勧告規定は、各締約国政府が、自国の領域への入国許可を示す何らかの書面を、周遊船の旅客に発給し、又は周遊船の旅客の到着の際にその旅客から受け入れることができることを意図するものである。
3. 26 標準規定 周遊船の旅客については、安全上の目的があり、かつ、身元関係事項を特定し、及び入国を認めるか否かを確認する目的がある場合を除くほか、原則として、入国管理について責任を有する公的機関による個別の審査の対象としてはならない。	3. 27 標準規定 周遊船が同じ国の二以上の港に連続して寄港する場合には、旅客は、原則として、最初の到着港及び最後の出発港においてのみ公的機関による審査を受ける。 3. 28 勧告規定 周遊船の旅客の入国管理については、旅客の迅速な下船を促進するため、実行可能な場合には、下船地への到着の前に船舶内で行うべきである。	3. 29 勧告規定 一の港で周遊船から下船し、同じ国の他の港で再び同じ周遊船に乗船する旅客は、一の港で周遊船から下船し、同一の港で再び同じ周遊船に乗船する旅客と同一の便益を享受すべきである。 3. 30 勧告規定 検疫申告書は、周遊船の旅客の衛生管理に必要な唯一の書類とすべきである。	3. 31 標準規定 船用品の免税は、周遊船が港に停泊している間、船舶内での旅客に対して認められる。 3. 32 標準規定 周遊船の旅客に対しては、原則として、自己の携帯品について書面による申告を行うことを要求してはならない。ただし、高額の関税並びに他の租税及び課徴金の対象となる物品の場合には、書面による申告及び担保を要求されることがある。	3. 33 勧告規定 周遊船の旅客については、為替管理の対象とすべきでない。 3. 34 標準規定 周遊船の旅客に対しては、乗船票又は下船票を要求してはならない。 3. 35 公的機関は、旅客の管理を旅客名簿のみに基づいて行う場合を除くほか、旅客名簿への次の細目の記入を要求すべきでない。 国籍(欄6) 生年月日及び出生地(欄7) 乗船港(欄8) 下船港(欄9)

3. 36 標準規定
E 通過中の旅客のための特別な簡易化措置

船舶の到着から出発までの間その船舶内にとどまる通過中の旅客は、安全上の目的を除くほか、原則として、公的機関による通常の方法を受けない。

3. 37 勧告規定

通過中の旅客に対しては、自己の旅券その他の身分証明書の保持を認めるべきである。

3. 38 勧告規定

通過中の旅客に対しては、乗船票又は下船票への記入を要求すべきでない。

3. 39 勧告規定

同一の港から同一の船舶で旅行を継続する通過中の旅客に対しては、原則として、その旅客が希望する場合には、港における当該船舶の停泊中に上陸するための一時的な許可を与えるべきである。

3. 40 勧告規定

同一の港から同一の船舶で旅行を継続する通過中の旅客に対しては、関係する公的機関が定める特別な状況を除くほか、査証を所持することを要求すべきでない。

3. 41 勧告規定

同一の港から同一の船舶で旅行を継続する通過中の旅客に対しては、原則として、税関申告書の提出を要求すべきでない。

3. 42 勧告規定

一の港で下船し、同じ国の異なる港で同じ船舶に乗船する通過中の旅客は、一の港に到着し、同一の港から同じ船舶で出発する旅客と同一の便益を享受すべきである。

F 科学的業務に従事する船舶のための簡易化措置

3. 43 勧告規定

科学的業務に従事する船舶は、航海の科学的な目的のためにその船舶内で業務に従事する必要がある要員を輸送する。当該要員に対しては、その船舶の乗組員に与える便益と少なくとも同等に有利な便益を与えるべきである。

G 國際航海に従事する船舶の乗組員である外国人のための追加的な簡易化措置（上陸許可）

3. 44 標準規定

公的機関は、船舶の到着の際の手続が完了していること及び公衆衛生、公共の安全又は公の秩序のために上陸を拒否する理由がないことを条件として、外国人の乗組員が到着した際に乗船していた船舶が港にある間、当該乗組員の上陸を許可する。

3. 45 標準規定

乗組員に対しては、上陸許可のために査証を所持することを要求してはならない。

3. 46 勧告規定

乗組員については、原則として、上陸する前又は再び船舶に乗船する前に個別の審査を行うべきでない。

3. 47 標準規定

乗組員に対しては、上陸のために特別な許可（例えば、上陸許可証）を得ていることを要求してはならない。

3. 48 勧告規定

乗組員に対して上陸中に身分証明書の携帯を要求する場合には、その身分証明書については、標準規定 3. 10 に規定するものに限定すべきである。

3. 49 勧告規定

公的機関は、定期的に自国の港に寄港する船舶の乗組員が一時的な上陸許可のための事前の承認を得ることができるよう、その到着の前に出入国手続を行う制度を定めるべきである。公的機関は、船舶がその乗組員について出入国管理上の望ましくない記録を有しておらず、かつ、現地において船舶所有者又は船舶所有者の信頼できる代理人がその船舶を代表している場合には、原則として、その船舶の到着の前に要求する細目を十分に検討した後、その船舶が着岸位置まで直接航行することを許可し、及び、公的機関が要求する場合を除くほか、船舶がその乗組員について新たに通常の出入国管理手続の対象とならないことを認めるべきである。

第四節 密航者

A 一般原則

4. 1 標準規定

この節の規定は、千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する國際連合条約、千九百六十七年一月三十一日の難民の地位に関する國際連合議定書等の國際文書及び関連する国内法令に規定する國際的保護の原則に従って適用する。（注）

注 公的機関は、更に、國際連合難民高等弁務官事務所の密航者である庇護希望者に関する執行委員会による拘束力を有しない結論（千九百八十八年、第五十三号（二十九））を考慮することができる。

4. 2 標準規定

公的機関、港灣当局、船舶所有者及びその代表者並びに船長は、密航事件を防止し、及び迅速に解決するために可能な限り協力し、並びに密航者の早期の帰還又は送還が行われることを確保する。密航者が無期限に船舶内にとどまらなければならない状況避けるため、すべての適当な措置をとる。

4.3

B 防止措置

船舶及び港における防止措置

4.3.1 港湾当局及び係留施設の当局

標準規定

締約国政府は、船舶での密航を企図する者による港の施設及び船舶へのアクセスを防止するため、港の規模及びその港から輸送される貨物の種類を考慮に入れた上で、自国のすべての港について必要な基盤を整備され、並びに運用上及び安全上の措置がとられることを確保する。締約国政府は、これらのことを確保するに当たり、個々の港における密航事件の発生を防止するため、関連する公的機関、船舶所有者及び陸上の主体と密接に協力すべきである。

勸告規定

運用上の措置又は安全上の計画は、適当な場合には、次の事項を取り扱うべきである。

(a) 港の区域の定期的な巡視

密航者がアクセスする危険性が高い貨物のための特別な保管施設の設置並びに当該保管施設が設置されている区域に入る人及び貨物の継続的な監視

(c) 倉庫及び貨物保管区域の検査

密航者の存在が明らかな貨物がある場合には、その貨物の検査

(e) 運用上の措置を策定するに当たつての公的機関、船舶所有者、船長及び関連する陸上の主体の間の協力

(f) 港湾当局と他の関連する当局(例えば、警察当局、税関当局、出入国管理当局)との間の協力であつて、人を密入国させることを防止するためのもの

(g) 港湾労働者その他の陸上の主体との取決めであつて、国内の港で業務を行う陸上の主体が認めた者のみが船舶への積み込み及び船舶からの積卸し又は船舶の港における停泊に関するその他の業務に参加することを確保するためのものの策定及び実施

(h) 港湾労働者その他の陸上の主体との取決めであつて、船舶にアクセスする陸上の主体の要員が容易に特定され、及び陸上の主体が業務を行う間に乗船する必要があると思われる者の名簿が提供されることを確保するためのものの策定及び実施

(i) 港湾労働者その他港の区域で労働する者が、明らかに当該区域に立ち入ることが認められていない者の当該区域における存在を港湾当局に報告することの奨励

4.3.2 船舶所有者及び船長

標準規定

締約国政府は、船舶所有者及び港におけるその代理人、船長並びに他の責任を有する者に対し、密航しようとする者の乗船を実行可能な限り防止するため、又はこれを防止することができなかつた場合には船舶が出港する前にそのような者を実行可能な限り発見するための安全上の措置をとることを要求する。

勸告規定

寄港する時及び港における停泊中に密航者が乗船するおそれがある場合には、安全上の措置には、少なくとも次の防止措置を含めるべきである。

船舶の港における停泊中に使用しないすべての戸、ハッチ及び船倉又は貯蔵品室への出入設備を施錠すること。

船舶への出入りのための場所を最少限にとどめ、かつ、適切に保護すること。

船舶の海側の区域を適切に保護すること。

甲板部における適切な当直を維持すること。

可能な場合には、船舶の乗組員が、又は船長との合意により他の者が乗船及び下船について照合すること。

適切な通信手段を維持すること。

夜間には、船舶内に及び船体に沿つて適切な照明を維持すること。

標準規定

締約国政府は、旅客船以外の自国を旗国とする船舶に対し、その船舶の出港に際して、密航者が乗船しているおそれがある場合には、特定の計画又は予定に従い、及び密航者が隠れている可能性のある場所を優先しつつ、十分な捜索が行われたことを要求する。隠れている密航者を害するおそれのある捜索方法は、用いてはならない。

標準規定

締約国政府は、くん蒸又は密閉が行われる区域に密航者がいないことを確認するためのできる限り十分な捜索が行われるまでは、自国を旗国とする船舶のくん蒸又は密閉が行われないことを要求する。

4.3.3 国内における制裁

標準規定

締約国政府は、適当な場合には、自国の法令に従い、密航者、密航未遂者及び密航者の船舶へのアクセスをほう助する者を訴追する。

C 船舶内の密航者の取扱い

4.4 一般原則 人道的取扱い

標準規定

密航事件については、人道上の原則(標準規定^{4.1}に規定するものを含む。)に従って取り扱う。船舶の運航上の安全並びに密航者の安全及び福祉に対しては、常に妥当な考慮が払われなければならない。

標準規定

締約国政府は、自国を旗国とする船舶を運航する船長に対し、密航者が船舶内にいる間、当該密航者の安全、一般的な健康及び福祉を確保するために適当な措置(十分な食料、居住設備、適切な医療及び衛生設備の提供を含む。)をとることを要求する。

4.5 船舶内における労働

標準規定

密航者に対しては、船舶内で労働に従事することを要求してはならない。ただし、緊急の場合又は船舶内の密航者の居住設備との関連がある場合は、この限りでない。

4.6 船長による質問及び通報

標準規定

締約国政府は、船長に対し、密航者の身元関係事項(国籍又は市民権及び乗船港を含む。)を特定するためにあらゆる努力を払うこと及び密航者の存在を関連事項と共に最初に寄港が予定されている港の公的機関に通報することを要求する。この情報は、船舶所有者、密航者が乗船した港の公的機関、船舶の旗国及び適当な場合にはその後の寄港地にも提供される。

4.6.2 勧告規定

船長は、通報のために関連事項を収集する場合には、付録三に定める様式を利用すべきである。

4.6.3 標準規定

締約国政府は、自国を旗国とする船舶を運航する船長に対し、密航者が自己を難民であると宣

言する場合には、この情報を密航者の安全のために必要な範囲内で秘密のものとして取り扱うよう指導する。

4.7 国際海事機関への通報

勧告規定

公的機関は、すべての密航事件を国際海事機関の事務局長に通報すべきである。

D 航海計画の変更

標準規定

公的機関は、自国を旗国とする船舶を運航するすべての船舶所有者に対し、密航者が乗船した国の領水から船舶が離れた後にその船舶内で発見された当該密航者を下船させるために、航海計画を変更しないよう船長を指導することを要請する。ただし、次の場合は、この限りでない。

船舶が航海計画を変更して向かう港の属する国の公的機関が密航者の下船を許可している場合
他の場所への密航者の送還が下船のための十分な書類及び許可と共に手配されている場合
F 密航者の下船及び送還

4.9 航海計画による最初の寄港地の属する国

標準規定

密航者の発見後に船舶が最初に寄港を予定している国の公的機関は、自国の法令に従って当該密航者の入国を認めるか否かを決定する。

4.9.2 標準規定

密航者の発見後に船舶が最初に寄港を予定している国の公的機関は、当該密航者が帰還のための有効な旅行証明書を所持している場合であつて、当該密航者の送還のための時宜を得た措置がとられ、又はとられること及び通過のためのすべての条件が満たされていることを確認したときは、当該密航者の下船を認める。

4.9.3 標準規定

密航者の発見後に船舶が最初に寄港を予定している国の公的機関は、適当な場合には、自国の法令に従い、自己又は船舶所有者が有効な旅行証明書を入手し、当該密航者の送還のための時宜を得た措置をとり、及び通過のためのすべての条件を満たしていることを確認したときは、当該密航者の下船を認める。また、公的機関は、到着する船舶内の密航者を下船させることができる場合又は船舶内に密航者の下船を妨げる他の要因が存在する場合にも、密航者の下船を認めることを好意的に検討する。そのような場合として次の場合を含めることができるが、これらに限定されない。

4. 10 船舶の出航の時に事案が解決されていない場合 船舶内における密航者の存在が船舶の安全な運航及び乗組員又は当該密航者の健康を損なうおそれがある場合 その後の寄港地 標準規定	4. 10. 1 密航者の発見後に最初に寄港を予定していた港において当該密航者を下船させることができなかった場合には、その後の寄港地の公的機関は、当該密航者を標準規定 9. から 9. 3. までに従って下船させるために審査する。 4. 11 国籍国又は居住の権利を有する国 標準規定	4. 11. 1 公的機関は、国際法に従って、自国の国籍若しくは市民権について安全な地位を有している密航者又は自国の法令に従い自国に居住する権利を有している密航者の帰還を受け入れる。 標準規定	4. 11. 2 公的機関は、可能な場合には、自国の国民であること又は自国に居住する権利を有していることを主張する密航者の身元関係事項及び国籍又は市民権の特定を支援する。 乗船国 標準規定	4. 12 4. 12. 1 公的機関は、自国の港において密航者が乗船したことが十分に立証された場合には、入国が認められなかった下船地点から送還された当該密航者を審査のために受け入れる。密航者が乗船した国の公的機関は、当該密航者を以前に入国が認められなかった国に送還してはならない。 標準規定	4. 12. 2 公的機関は、自国の港において密航未遂者が乗船したことが十分に立証された場合には、当該密航未遂者の下船を認め、及び自国の領水内にある船舶又は適当な場合には自国の国内法令に従って自国の出入国管理上の管轄の下にある区域内の船舶において発見された密航者の下船を認める。密航者の留置又は移送のための費用に関して、船舶所有者に対して制裁又は課徴金を課してはならない。 標準規定	4. 12. 3 密航未遂者を乗船した港で下船させることができなかった場合には、当該密航未遂者は、この	4. 13 節の規則に従って密航者として取り扱われる。 旗国 標準規定	4. 13. 1 船舶の旗国の公的機関は、次のことについて、船長若しくは船舶所有者又は寄港地の適当な公的機関を支援し、及びこれらの者と協力する。 密航者及びその国籍を特定すること。 関係する公的機関に対して密航者を船舶から下船させることが可能な最初の機会に下船させるための支援を申し入れること。 密航者の移送又は送還のための措置をとること。 密航者の送還 勸告規定	4. 14 4. 14. 1 公的機関は、密航者が有する書類が不適当な場合には、実行可能なときはいつでも、かつ、自国の法令及び安全上の要件と両立する限り、当該密航者の写真その他の重要な情報を付した説明書を発行すべきである。説明書は、当該密航者の出身国又は適当な場合には当該密航者が旅行を開始した地点への送還（輸送手段のいかんを問わない。）を認め、かつ、当該公的機関が課する他の条件を明示するものであり、また、当該密航者の移送に関係のある船舶の運航者に手交されるべきである。説明書には、通過地点又は下船地点の公的機関が要求する情報を含める。 勸告規定	4. 14. 2 密航者が下船した国の公的機関は、当該密航者の送還中の通過地点の關係する公的機関に対して、当該密航者の地位を通報すべきである。密航者の送還中の通過地点の公的機関は、通常の査証の要件に従うこと及び国家安全保障上の懸念が存在しないことを条件として、当該密航者が下船した港の属する国の公的機関による退去命令に従って移動している当該密航者が、自国の港及び空港を通過することを認めるべきである。 勸告規定	4. 14. 3 寄港国が密航者の下船を拒否した場合には、当該寄港国は、不当に遅滞することなく、当該密航者を輸送する船舶の旗国に対して下船を拒否した理由を通報すべきである。 密航者の送還及び処遇に要する費用 勸告規定	4. 15 4. 15. 1 密航者が下船した国の公的機関は、当該密航者が発見された船舶の船舶所有者が当該密航者の
--	--	--	---	---	---	--	--	--	---	---	---	---

平成十七年六月七日 衆議院会議録第二十八号 千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

五三

留置及び送還に係る費用を負担すべき場合には、原則として、実行可能な限り当該船舶所有者又はその代理人に対し、当該費用を通報すべきであり、また、当該費用については、実行可能な限り、かつ、自国の法令に従って、最小限にとどめるべきである。

4. 15. 2
勸告規定

密航者が下船した国の公的機関による当該密航者の処遇に要する費用を船舶所有者が負担する期間については、最小限にとどめるべきである。

4. 15. 3
標準規定

公的機関は、船舶の船長が到着港の適当な当局に対して密航者の存在を適切に通報し、及び密航者が当該船舶にアクセスすることを防ぐための妥当なすべての防止措置をとつていたことを示す場合には、自国の法令に従い、当該船舶に対する制裁を軽減することを検討する。

4. 15. 4
勸告規定

公的機関は、船舶所有者が密航者の輸送を防止するための措置について管理当局と十分協力した場合には、自国の法令に従い、適用され得る他の課徴金を軽減することを検討すべきである。

第五節 貨物その他の物品の搬入、蔵置及び搬出

A 総則

5. 1
勸告規定

公的機関は、船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、港における停泊時間を最小限にとどめるための適当な措置をとり、港湾交通の良好な流れを提供し、並びに船舶の到着及び出発に関するすべての手続（乗船及び下船、積み込み及び積卸し、整備その他これらに類するものに関する措置並びにこれらに伴う安全上の措置を含む）について頻繁に見直しを行うべきである。また、公的機関は、貨物船の出入港手続及びその積荷の通関手続を実行可能な限り船舶についての作業区域で行うための措置をとるべきである。

5. 2
勸告規定

公的機関は、船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、貨物の取扱ひ及び通関手続が円滑に行われ、かつ、複雑なものとならないように港湾交通の良好な流れを提供するための適当な措置をとるべきである。これらの措置は、積卸し及び公的機関による通関手続のため、並びに必要な場合には貨物の倉入れ及び転送のために船舶が着岸する時からすべての段階を対象とすべきである。貨物倉庫と公的機関による通関手続が行われる区域との間は、容易に、かつ、直接に通じているべきであり、また、貨物倉庫及び公的機関による通関手続が行われる区域は、着岸区域に近接して設置され、可能な場合には、機械による輸送手段が利用可能であるべきである。

5. 3
勸告規定

公的機関は、海上運送貨物受入施設の所有者又は運営者に対し、適当な場合には、特別な貨物（例えば、貴重品、腐敗しやすい貨物、人間の遺体、放射性の物品その他危険な物品、生きている動物）のための保管施設を備えることを奨励すべきである。一般的な及び特別の貨物並びに郵便物を海上輸送前に蔵置する海上運送貨物受入施設の区域は、権限のない者によるアクセスから常に保護されるべきである。

5. 4
標準規定

特定の種類の物品について輸出、輸入及び積替えのための承認又は許可を引き続き要求する締約国政府は、当該承認又は許可の速やかな取得及び更新を可能にする簡易な手続を定める。

5. 5
勸告規定

締約国政府は、貨物の性質が通関に係る異なる機関（例えば、税関当局及び動物防疫上又は衛生上の規制を行う機関）の注意を喚起する場合には、通関に関する権限を税関当局若しくは他のいずれか一の機関に委任し、又は委任することができない場合には通関が一の場所において同時に、かつ、できる限り遅滞なく行われることを確保するためにすべての必要な措置をとるべきである。

5. 6
勸告規定

公的機関は、個人的な贈与のための小包及び貿易のための見本であつて、一定の価額又は数量（当該価額又は数量については、可能な限り高い水準を定めるべきである。）を超えないものについて、迅速な通関を行うための簡易化された手続を定めるべきである。

5. 7
標準規定

B 貨物の通関

公的機関は、国内の禁止又は制限に従うこと及び港の安全のため又は麻薬統制のために要求される措置に従うことを条件として、生きている動物、腐敗しやすい物品その他緊急性を有する貨物の優先的な通関を認める。

5. 8
勸告規定

締約国政府は、貨物の積み込み、積卸し及び取扱ひのために寄港地の陸上で使用される特殊な貨物取扱装置であつて、到着する船舶内に積載されているものの一時輸入を簡易化すべきである。

5. 9
勸告規定

公的機関は、税関申告の処理を簡易化し、及び貨物の到着前の通関を許可するため、貨物の到着前に提供される情報を利用するための手続を作成すべきである。

5. 10
勸告規定

公的機関は、税関手続の簡易化及び調和に関する國際規約（京都規約）の関連規定及び関連する指針に基づき、貨物の通関のための手続を定めるべきである。

5.11 標準規定 公的機関は、検査の対象となる貨物を特定するため、危険性の評価を利用することにより、物理的な妨げを法令の遵守を確保するために必要な最小限のものとする。	5.12 勧告規定 公的機関は、確かな根拠に裏付けられた要請に基づき、必要な場合には、利用可能な手段の範囲内で貨物の物理的な検査を行うべきである。当該検査は、貨物がその輸送手段に船積みされた地点で行い、及び船積みが行われている間は船舶の着岸場所の近辺で、又は一体化された貨物の場合にはコンテナに積み込まれ、かつ、コンテナが封印される場所で行うべきである。	5.13 標準規定 公的機関は、統計の収集のための要求が海上貿易の効率を著しく低下させないことを確保する。	5.14 勧告規定 公的機関は、通関手続を速やかにに行い、かつ、簡易化するため、情報の入手に当たり電子データ交換(EDI)技術を利用すべきである。	5.15 標準規定 C コンテナ及びパレット 公的機関は、その規則に従うことを条件として、関税並びに他の租税及び課徴金を課することなくコンテナ及びパレットの一時輸入を許可し、並びに海上交通におけるそれらの使用を促進する。	5.16 勧告規定 公的機関は、標準規定^{5.15}に規定する規則において、一時輸入されるコンテナ及びパレットが関係国が定める期間内に再輸出されるための簡素な申告を受理することを定めるべきである。	5.17 標準規定 公的機関は、標準規定^{5.15}に基づいて一の国の領域に入るコンテナ及びパレットが、簡易化された管理手続に基づき及び最小限の書類により、輸入貨物の通関又は輸出貨物の積み込みのため、到着港の区域を離れることを許可する。	5.18 標準規定 締約国政府は、標準規定^{5.15}に基づいて既に一時輸入が認められたコンテナの修理のためにその部分品が必要とされる場合には、関税並びに他の租税及び課徴金を課することなく、当該部分品の一時輸入を許可する。	5.19 標準規定 D 予定された目的港で積み卸されない貨物 公的機関は、貨物申告書に記載された貨物が予定された目的港で積み卸されない場合において、	当該貨物が実際には船舶に積み込まなかったこと又は積み込まれたが他の港で積み卸されたことを確認したときは、貨物申告書の修正を許可する。公的機関は、そのような場合には、制裁を課してはならない。	5.20 標準規定 公的機関は、貨物が過失又は他の正当な理由により予定された目的港以外の港に積み卸される場合には、当該貨物のその予定された目的港への転送を簡易化する。この規定は、危険な貨物又は禁止され、若しくは制限された貨物については、適用しない。	5.21 標準規定 E 船舶所有者の責任の限度 公的機関は、船舶所有者に対し、運送書類又はその写しに当該公的機関が使用するための特別な情報を付することを要求してはならない。ただし、船舶所有者が、輸入者若しくは輸出者である場合はこれらの者を代理している場合は、この限りでない。	5.22 標準規定 公的機関は、貨物の通関に関連して輸入者又は輸出者に対して要求する書類の提出又は当該書類の正確性について船舶所有者に責任を負わせてはならない。ただし、船舶所有者が、輸入者若しくは輸出者である場合はこれらの者を代理している場合は、この限りでない。	6.1 標準規定 第六節 公衆衛生及び検疫(動物及び植物に関する衛生上の措置を含む。) 国際保健規則の当事国でない国の公的機関は、当該規則の関連規定を国際海運に適用するよう努力する。	6.2 勧告規定 衛生上の条件並びに地理的、社会的及び経済的な条件により特定の共通の利害関係を有する締約国政府は、国際保健規則第八十五条の規定に基づく特別な取決めが国際保健規則の適用を促進する場合においては、そのような取決めを締結すべきである。	6.3 勧告規定 特定の動物若しくは植物又はこれらを原料とする産品の輸送に関して検疫証明書又は類似の書類を要求する場合には、これらの証明書及び書類を簡素なものとし、かつ、広く公表すべきであり、また、締約国政府は、これらの証明書及び書類についての要求を標準化するために協力すべきである。	6.4 勧告規定 公的機関は、船舶の到着が予定される港の衛生当局が当該船舶の到着の前に当該船舶から受領した情報に基づき当該船舶の到着が検疫の対象となる疾病の侵入又はまん延を引き起こさないことを認め
--	---	---	---	---	---	---	--	---	---	--	--	---	--	--	--	--

る場合には、実行可能な限りいつでも、当該船舶に対して無線通信により検疫入港許可を与えることを認めるべきである。衛生当局は、実行可能な限り、船舶の入港に先立ち、当該船舶に乗り込むことを認められるべきである。

6.4.1 標準規定

公的機関は、船舶の到着の際の衛生上の手続に必要な特別の医療要員及び装備の提供を促進するため、船舶内の疾病を当該船舶の目的港の衛生当局に対して無線通信により速やかに報告することが遵守されるよう船舶所有者の協力を求める。

6.5 標準規定

公的機関は、すべての旅行代理店その他の関係者が旅客に対して、関係国の公的機関が要求する予防接種の一覧表及び國際保健規則に合致する予防接種証明書の様式を旅客の出発前に十分な余裕をもつて提供することを可能とするための措置をとる。公的機関は、広範な受入れを確保するため、予防接種を行う医師が國際予防接種証明書又は國際再予防接種証明書を使用するようすべての可能な措置をとる。

6.6 勧告規定

公的機関は、國際予防接種証明書又は國際再予防接種証明書への記入のための施設及び予防接種のための施設をできる限り多くの港において提供すべきである。

6.7 標準規定

公的機関は、衛生上の措置及び手続が直ちに開始され、遅滞なく完了し、及び差別なく適用されることを確保する。

6.8 勧告規定

公的機関は、公衆衛生に係る措置並びに動物及び農業に係る検疫措置を実施するための適切な施設をできる限り多くの港において維持すべきである。

6.9 標準規定

乗組員及び旅客の応急手当のための合理的かつ実地的な医療施設については、容易に利用し得るよう国内のできる限り多くの港において維持する。

6.10 標準規定

港の衛生当局は、公衆衛生にとって重大な危険となる緊急の場合を除くほか、検疫の対象となる疾病によつて汚染されていない船舶又は汚染の疑いのない船舶について、他のいずれかの伝染病を理由として、貨物若しくは船用品の積卸し若しくは積込み又は燃料若しくは水の補給を妨げてはならない。

6.11 勧告規定

動物、動物性の原材料、粗の動物性生産品、動物性の食料品及び検疫の対象となる植物性生産品

の輸送は、特別な状況において、関係国が合意した様式による検疫証明書が添付されている場合には、認められるべきである。

第七節 雜則

A 保証金その他の形式による担保

7.1 勧告規定

公的機関は、税関、出入国管理、公衆衛生又は農業に係る検疫に関する国内法令その他これらに類する国内法令に基づく責任を担保するために船舶所有者に対して保証金その他の形式による担保を要求する場合には、可能な限り、単一の包括的な保証金その他の形式による担保の利用を認めるべきである。

B 港における役務

7.2 勧告規定

港における公的機関の通常の役務は、通常の執務時間中には無料で提供すべきである。公的機関は、港における役務のための通常の執務時間を通常相当な作業量が生ずる時間に合致するよう設定すべきである。

7.3 標準規定

締約国政府は、船舶の到着後又は船舶が出発の準備を完了した時に不必要な遅滞を避け、かつ、手続を終えるまでの時間が最小限のものとなるように港における公的機関の通常の役務が提供されるため、すべての実行可能な措置をとる。ただし、船舶の到着予定時刻又は出発予定時刻に関する十分な通報が公的機関に対して行われる場合に限る。

7.4 標準規定

衛生当局は、審査を受ける者の健康状態を確認するために必要な場合には昼夜いかなる時に行われる健康検査又は追加的な検査(細菌学的検査であるかを問わない。)についても、検疫を目的とした船舶への訪問及び船舶の検査(ねずみ族駆除証明書又はねずみ族駆除免除証明書の発給のための検査を除く。)についても、並びに船舶により到着する者の予防接種について又は予防接種証明書の発給についても、課徴金を課してはならない。ただし、これらの措置以外の措置が船舶又はその旅客若しくは乗組員に関して必要であり、かつ、そのために衛生当局が課徴金を課する場合には、当該課徴金は、関係する領域において一律に適用される単一の料金表に従い、及び関係する者の国籍、住所若しくは居所又は船舶の国籍、旗、登録若しくは所有者により差別することなく課する。

7.5 勧告規定

公的機関の役務を勧告規定7.2に規定する通常の執務時間以外の時間に提供する場合には、当該役務は、妥当な、かつ、提供される役務の実際の費用を超えない条件で提供すべきである。

7.6 標準規定

公的機関は、港における交通量により適当と認める場合には、貨物及び手荷物に係る手続がそれらの価額又は種類にかかわらず行われるように役務の提供を確保する。

7.7 勧告規定

締約国政府は、他の締約国における船舶の到着の際の入出港手続を簡易化することとなる場合には、航海の前又は航海中に他の締約国政府が船舶、旅客、乗組員、手荷物又は貨物を検査し、並びに税関、出入国管理、公衆衛生又は動物及び植物の検疫に関する書類を検査するための特定の便宜を当該他の締約国政府に対して認めるような措置をとるよう努力すべきである。

C 緊急の援助

7.8 標準規定

公的機関は、災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な他の緊急の活動に従事する船舶の到着及び出発を簡易化する。

7.9 標準規定

公的機関は、標準規定7.8に規定する状況に対処するために必要な人員の入国並びに貨物、資材及び設備の通関を最大限可能な限り簡易化する。

7.10 標準規定

公的機関は、安全上の措置を実施するために必要な特別の設備の迅速な通関を行う。

D 国内の簡易化委員会

7.11 勧告規定

締約国政府は、必要かつ適当と認める場合には、この附属書に定める簡易化の要件に基づき海上輸送に関する国の簡易化計画を作成すべきであり、並びに当該簡易化計画が不必要な障害及び遅滞を除去することにより船舶、貨物、乗組員、旅客、郵便物及び船用品の移動を簡易化するためのすべての実際的な措置をとることを目的とするものとなるよう確保すべきである。

7.12 勧告規定

締約国政府は、簡易化のための措置を採択し、及び実施することを奨励するため、国際海上交通の諸分野に係る、又はこれら諸分野について責任を有する政府の官庁その他の機関、港湾当局及び船舶所有者の間で海上輸送に関する国内の簡易化委員会又は類似の国内の調整機関を設置すべきである。

注釈 締約国政府は、海上輸送に関する国内の簡易化委員会又は類似の国内の調整機関の設置に当たり、FAL五回章第二号に定める指針を考慮するよう要請される。

付録 1

国際海事機関一般申告書

国際海事機関
FAL様式 1

1 船舶の名称及び船舶に関する記述		2 到着港又は出発港		3 到着の日時又は出発の日	
4 船舶の国籍	5 船長の氏名	6 直前の港又は次の目的港			
7 登録証書 (港、日付及び番号)	8 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所				
9 総トン数	10 純トン数				
11 港における船舶の位置 (着岸位置又は停泊地)					
12 航海に関する簡潔な細目 (以前及び以後の寄港地。積載されたままの貨物が積み卸される予定の港に下線を付するものとする。)					
13 貨物に関する簡潔な記述					
14 乗組員の数 (船長を含む。)	15 旅客の数	16 備考			
添付書類 (部数を示す。)					
17 貨物申告書	18 船用品申告書				
19 乗組員名簿	20 旅客名簿	21 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名			
22 乗組員携帯品申告書 (注)	23 検疫申告書 (注)				

当局記入欄
注 到着時のみ記入する。

國際海事機關乘組員攜帶品申告書

国際海事機関
FAI様式 4

ページ番号

[illegible]

8 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名

注 例えは、ぶどう酒、蒸留酒、紙巻たばこ、たばこ等

國際海事機關乘組員名簿

国際海事機関
FAI様式5

ページ番号

[illegible]

12 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名

国際海事機関
FAL様式 6

[illegible]

国際海事機関
FAL様式7

(1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第7章第5規則5、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約附属書Ⅲ第4規則(3)及び国際海上危険物規程5.4章の5.4.3.1の規定により要求される。)

[illegible]

船長の署名 _____
場所及び日付 _____

付録 2

標準規定 3.3.1 に規定する説明書の様式

差出元
入国管理当局又は適当な当局
〔名称〕
港又は空港 〔名称〕
国 〔名称〕
電話
テレックス
フックスミリ
不正な又は偽造された旅券又は身分証明書の写しを同封する。

あて先
出入国管理当局又は適当な当局
〔名称〕
港又は空港 〔名称〕
国 〔名称〕

書類の番号
当該書類の発行国としてその名称が用いられている国
当該書類を用いた者は、次のことを主張する。

姓 名
生年月日
出生地
国籍
居住地

当該者は、〔日付〕に〔国名及び都市名〕から出発した船舶で〔日付〕に〔名称〕の港に到着した。〔航海番号...〕
当該書類の所持者は、〔国名〕への入国を拒否され、責任を有する船舶所有者が、〔日付〕に〔空港又は港の名称〕から出発する〔航海番号又は飛行便の番号〕の船舶又は飛行機で当該者を当該国の領域から移送するよう指示された。
前記の書類は、当該所持者の訴追の際に証拠として要求されるため押収された。当該書類は、発行国としてその名称が用いられている国の所有に係るものであるため、当該所持者の訴追の後、...の適当な当局に返還される。
改正された1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約に従い、一の者が事前に滞在し、かつ、直近の旅行を開始した最後の国は、当該者が他の国で入国を拒否された場合には、当該者を再審査のために受け入れるよう要請される。

職員
職員の氏名及び署名
官職
出入国管理当局又は適当な当局の名称
(注意 この説明書は、身分証明書ではない。)

日付

付録 3

勧告規定 4.6.2 に規定する密航者の細目に関する様式

船舶の細目	身分証明書の種類 例えば、旅券の番号、身分証明書の番号又は海員手帳の番号
船舶の名称 国際海事機関船舶識別番号 船舶の旗国 船舶会社 船舶会社の所在地	所持している場合には、 発行日 発行地 有効期限 発行機関
次の港における代理店 代理店の所在地 国際無線通信呼出符号 インマルサット番号 船籍港 船長の氏名	密航者の写真
密航者の細目 船舶において発見された日時 乗船した場所 乗船した国 乗船した日時 意図していた最終目的地 供述した乗船の理由 (注)	密航者の身体的特徴に関する概要 母語 口述 証解 筆記 その他の言語 口述 証解 筆記
姓名 通称 性別 生年月日 出生地 主張する国籍 自宅の住所 居住国	

注 密航者が自己を難民又は庇護希望者であると宣言した場合には、この情報を密航者の安全のために必要な範囲内で秘密のものとして取り扱う。

その他の欄目

1) 乗船の方法 (他の関係する者 (例えば、乗組員、港務労働者等) を含む。) 及び密航者が貨物若しくはコンテナ又は船舶内に隠れていたか否か。

2) 密航者の所持品の目録

3) 密航者による供述

4) 船長による供述 (密航者により提供された情報の信頼性に関する意見を含む。)

面談の日付

密航者の署名

日付

船長の署名

日付

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

各国の公的な機関が国際航海に従事する船舶の出入港に際して要求する手続及び書類は、国ごとに異なり、かつ、複雑であり、船主、貿易業者、旅行者等にとって大きな負担となるため、政府間海事協議機関(昭和五十七年に国際海事機関と改称された。)において、昭和三十六年以降、これらの手続及び書類を簡易化し、かつ、国際的に統一して、船舶関係者の負担を軽減する方法が協議された。

その結果、昭和四十年三月二十四日から四月九日までロンドンで開催された海上旅行及び海上運輸の簡易化に関する国際会議において、国際海上交通を簡易化することを目的として、国際航海に従事する船舶の出入港手続、旅客及び乗組員の出入国手続、貨物の通関手続並びに公衆衛生及び検疫に係る手続等を簡易化及び画一化するための措置を定めること等を内容とする本条約が採択され、我が国も昭和四十年九月三十日に署名した。

本条約は、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の出入港手続を簡易化するための措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国政府は、この条約及びその附属書の規定に従い、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、並びに船舶並びに船舶内の人及び財産に対して不必要な遅滞が生ずることを防止するため、すべての適当な措置をとることを約束すること。

2 締約国政府は、手続及び書類に係る要件について実行可能な最高度の画一性を確保するものとし、その画一性が国際海上交通を簡易化し、かつ、促進するすべての事項について機能するよう協力すること並びに手続及び書類に係る要件の変更を国内上の特別な必要に応ずるための最小限のものにとどめることを約束すること。

3 この条約及びその附属書の適用上、「標準規定」とは、締約国政府がこの条約に従って画一的に適用することが国際海上交通を簡易化するために必要かつ実行可能である措置について定めるものをいい、「勧告規定」とは、締約国政府が適用することが国際海上交通を簡易化するために望ましい措置について定めるものをいうこと。

4 締約国政府は、自国の手続若しくは書類に係る要件を標準規定に完全に一致させることを不可能と認める場合又は特別な理由のために標準規定と異なる手続若しくは書類に係る要件を採用することを必要と認める場合には、国際海事機関(以下「IMO」という。)事務局長に対し、その旨を通報し、及び自国の方式と当該標準規定との相違を通告すること。

5 締約国政府は、自国の手続又は書類に係る要件をいずれかの勧告規定に一致させた場合には、IMO事務局長に対して速やかにその旨を通告すること。

なお、条約の一部を成す附属書は、船舶の到着、滞在及び出発の際に公的機関が船舶所有者に要

求する手続、船舶の到着又は出発の際に公的機関が乗組員及び旅客に要求する手続等について規定している。

本条約は、昭和四十二年三月五日に効力を生じており、我が国については、受託書又は加入書をIMO事務局長に寄託した日の後六十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国の港湾の国際的な競争力を強化するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

衆議院議長 河野 洋平殿

外務委員長 赤松 広隆

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約において定められる責任限度額を引き上げること等を内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、船舶事故により生ずる被害について、救済の拡充を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図るの見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書

この議定書の締結国は、

賠償の拡充について定め、及び制限額を改正するための簡易な手続を定めるため、千九百七十六年十一月十九日にロンドンで作成された海事債権についての責任の制限に関する条約を改正することが望ましいことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条

この議定書の適用上、

1 「条約」とは、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約をいう。

2 「機関」とは、国際海事機関をいう。

3 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条

条約第三条(a)を次のように改める。

(a) 救助に基づく債権(適当な場合には、千九百八十九年の海難救助に関する国際条約(その改正を含む)第十四条の規定に基づく特別の補償に係る債権を含む。)又は共同海損の分担に基づく債権

第三条

条約第六条1を次のように改める。

1 一の事故により生ずる債権で次条に規定する債権以外のものについての責任の限度額は、次のとおり計算する。

(a) 死亡又は身体の傷害に関する債権については、次に掲げる金額

(i) 二千トン以下のトン数の船舶については、二百万計算単位

(ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、

それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位と(i)の計算単位とを合算した計算単位

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり八百計算単位

三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり六百計算単位

七万トンを超える部分 トン当たり四百計算単位

(b) その他の債権については、次に掲げる金額

(i) 二千トン以下のトン数の船舶については、百万計算単位

(ii) 二千トンを超えるトンの船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位と(i)の計算単位とを合算した計算単位

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百計算単位
三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百計算単位
七万トンを超える部分 トン当たり二百計算単位

第四条

条約第七条1を次のように改める。

1 一の事故により生ずる船舶の旅客の死亡又は身体の傷害に関する債権についての当該船舶の船舶所有者の責任の限度額は、十七万五千計算単位に当該船舶が当該船舶に係る証書に従い運送することを認められている旅客の数を乗じた金額とする。

第五条

条約第八条2を次のように改める。

2 国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により1の規定を適用することのできない国は、批准、受諾若しくは承認を条件とすることのない署名の時に、批准、受諾、承諾若しくは加入の時に又はその後いつでも、自国の領域において適用するこの条約という責任の限度額を次のとおり定めることを宣言することができる。

(a) 第六条1(a)の債権については、次に掲げる金額

(i) 二千トン以下のトンの船舶については、三千万貨幣単位

(ii) 二千トンを超えるトンの船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した貨幣単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た貨幣単位と(i)の貨幣単位とを合算した貨幣単位

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり一万二千貨幣単位
三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり九千貨幣単位
七万トンを超える部分 トン当たり六千貨幣単位

(b) 第六条1(b)の債権については、次に掲げる金額

(i) 二千トン以下のトンの船舶については、千五百万貨幣単位

(ii) 二千トンを超えるトンの船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した貨幣単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た貨幣単位と(i)の貨幣単位とを合算した貨幣単位

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり六千貨幣単位
三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり四千五百貨幣単位

七万トンを超える部分 トン当たり三千貨幣単位

(c) 前条1の債権については、二百六十二万五千貨幣単位に船舶が当該船舶に係る証書に従い運送することを認められている旅客の数を乗じた金額

第六条2及び3の規定は、(a)及び(b)の債権について準用する。

第六条

条約第十五条3の次に3の二として次のように加える。

3の二 締約国は、第七条1に定める責任の限度額にかかわらず、船舶の旅客の死亡又は身体の傷害に関する債権について適用する責任制度を自国の法令により定めることができる。ただし、責任の限度額は、同条1に定める金額を下回ってはならない。この3の二の規定を適用する締約国は、採用する責任の限度額又は責任の限度を定めていない場合にはその旨を事務局長に通報する。

第七条

条約第十八条1を次のように改める。

1 いずれの国も、署名、批准、受諾、承諾若しくは加入の際に又はその後いつでも、次の権利を留保することができる。

(a) 第二条1(d)及び(e)の規定を排除する権利

(b) 千九百九十六年の危険物質及び有害物質の海上運送に関連する損害に対する責任及び賠償に関する国際条約(その改正又は議定書を含む。)に定める損害についての債権を除外する権利
この条約の実体規定に対し他のいかなる留保を付することも、認められない。

第八条 限度額の改正

1 事務局長は、この議定書の締約国の少なくとも二分の一(ただし、いかなる場合においても六箇国以上とする。)の要請がある場合には、この議定書によって改正された条約第六条1、第七条1及び第八条2に定める限度額の改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

2 1の規定により提案され、かつ、送付された改正案は、送付された日の後六箇月目の日以後に行われる審議のため機関の法律委員会(以下「法律委員会」という。)に付託する。

3 この議定書によって改正された条約のすべての締約国は、機関の加盟国であるか否かを問わず、改正案の審議及び採択のため法律委員会の審議に参加する権利を有する。

4 改正案は、3の規定により拡大された法律委員会に出席し、かつ、投票することの議定書によって改正された条約の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際にこの議定書によって改正された条約の締約国の少なくとも二分の一が出席していることを条件とする。

5 法律委員会は、限度額の改正案について決定を行う場合には、事故の経験、特にそれらの事故によって生じた損害の額、貨幣価値の変動及びその改正案が保険の費用に及ぼす影響を考慮する。

- 6 (a) この条の規定に基づいて行われる限度額の改正は、この議定書が署名のために開放された日から五年を経過する時まで審議することはできず、また、この条の規定に基づいて先に行われた改正が効力を生じた日から五年を経過する時まで審議することはできない。
- (b) 限度額については、この議定書によって改正された条約に定める限度額につきこの議定書が署名のために開放された日から六年パーセントの複利による計算をして得た増額分と当該限度額との合計額を超えるような引上げを行うことはできない。
- (c) 限度額については、この議定書によって改正された条約に定める限度額に三を乗じた額を超えるような引上げを行うことはできない。
- 7 機関は、4の規定に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日の後十八箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、改正の採択の時に締約国であつた国の四分の一以上が事務局長に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正は、拒否され、効力を生じない。
- 8 7の規定により受諾されたものとみなされる改正は、その受諾の後十八箇月で効力を生ずる。
- 9 すべての締約国は、改正が効力を生ずる日の少なくとも六箇月前に第十二条1及び2の規定に基づいてこの議定書を廃棄しない限り、その改正によって拘束される。その廃棄は、その改正が効力を生ずる時に効力を生ずる。
- 10 改正が採択された後受諾のための十八箇月の期間が満了するまでの間にこの議定書の締約国となつた国は、その改正が効力を生ずる場合には、その改正によって拘束される。その期間が満了した後に締約国となる国は、7の規定により受諾された改正によって拘束される。これらの場合において、当該国は、改正が効力を生ずる時に、又はこの議定書が当該国について効力を生ずる時がそれよりも遅いときはその時に、その改正によって拘束される。

第九条

- 1 条約及びこの議定書は、この議定書の締約国の間において、単一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。
- 2 この議定書の締約国であるが条約の締約国でない国は、この議定書の他の締約国との関係においては、この議定書によって改正された条約によって拘束されるが、条約のみの締約国との関係においては条約によって拘束されない。
- 3 この議定書によって改正された条約は、この議定書が各国について効力を生じた後に発生した事故により生ずる債権についてのみ適用する。
- 4 この議定書のいかなる規定も、条約の締約国であるがこの議定書の締約国でない国に対する条約及びこの議定書の双方の締約国である国の義務に影響を及ぼすものではない。

最終規定

第十条 署名、批准、受諾、承認及び加入

- 1 この議定書は、千九百九十六年十月一日から千九百九十七年九月三十日まで、機関の本部において、すべての国による署名のために開放しておくものとする。
- 2 いずれの国も、次のいずれかの方法により、この議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。
- (c) 加入すること。

- 3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。
- 4 この議定書によって改正された条約についてその後改正が行われた場合には、当該その後の改正が効力を生じた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書によって改正され、かつ、当該その後の改正が行われた条約に係るものとみなす。

第十一条 効力発生

- 1 この議定書は、十の国がこの議定書に拘束されることについての同意を表明した日の後九十日で効力を生ずる。

- 2 この議定書は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後にこの議定書に拘束されることについての同意を表明する国については、その同意が表明された日の後九十日で効力を生ずる。

第十二条 廃棄

- 1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

- 2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

- 3 廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後十二箇月で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

- 4 この議定書のいずれかの締約国が条約第十九条の規定に基づいて行う条約の廃棄は、この議定書の締約国の間においては、いかなる場合にも、この議定書によって改正された条約の廃棄と解してはならない。

第十三条 改正

- 1 機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。
- 2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

第十四条 寄託者

- 1 この議定書及び第八条の規定に従つて採択された改正は、事務局長に寄託する。
- 2 事務局長は、次のことを行う。

- (a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。
- (i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日
- (ii) この議定書によつて改正された条約第八条2の規定及び条約第八条4の規定に基づく宣言及び通報

(iii) この議定書の効力発生の日

(iv) 第八条1の規定により提案された限度額の改正案

(v) 第八条4の規定に従つて採択された改正

(vi) 第八条7の規定により受諾されたものとみなされる改正並びにその改正が同条8及び9の規定により効力を生ずる日

(vii) この議定書の廃棄書の寄託、その寄託の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(b) すべての署名国及びこの議定書に加入するすべての国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

3 事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第二百二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第十五条 言語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

千九百九十六年五月二日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

船舶の運航により生じた損害賠償責任については、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約(以下「千九百七十六年条約」という。)において、従来の金額責任主義を基礎としつつ、一定の責任限度額が定められている。この責任限度額が、物価水準の上昇により損害額の現状に照らして著しく低い額となっており、事故の発生時に被害者に対する十分な補償が行われなく

なるおそれがあることから、国際海事機関(以下「IMO」という。)において、損害賠償責任の限度額を引き上げる千九百七十六年条約改正の検討が開始され、平成八年にロンドンで開催されたIMOの危険物質及び有害物質並びに責任の制限に関する国際会議において、本議定書が採択された。本議定書は、千九百七十六年条約において定められる責任限度額を引き上げること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 船舶の旅客の死傷に係る債権以外の債権について、当該船舶のトン数に応じた責任の限度額を引き上げること。

2 船舶の旅客の死傷に係る債権について、当該船舶が運送することを認められている旅客数に応じた責任の限度額を引き上げること。

3 締約国は、旅客の死傷に係る債権につき、この議定書に定める責任の限度額を下回らない限り、自国の法令により責任制度を定めることができること。

なお、本議定書は、平成十六年五月十三日に効力を生じており、我が国については、加入書をIMO事務局長に寄託した日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、船舶事故により生ずる被害について、救済の拡充を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図るとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十七年六月三日

外務委員長 赤松 広隆

衆議院議長 河野 洋平殿

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立すること等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国のかつお・まぐろ漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約

この条約の締結国は、

現在及び将来の世代のために、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用(特に人の食料としての消費のためのもの)を確保することを決意し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドラリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の関連規定を想起し、

千九百八十二年条約及び協定に基づき、沿岸国及びこの地域において漁獲を行う国が、回遊域全体にわたる高度回遊性魚類資源の保存を確保し、及び高度回遊性魚類資源の最適利用という目的を促進するため、協力しなければならないことを認識し、

保存管理措置が効果的であるためには、予防的な取組方法及び入手することのできる最良の科学的情報を用いる必要があることに留意し、

海洋環境に対する悪影響を回避し、生物の多様性を保全し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、及び漁獲操業が長期の又は回復不可能な影響を及ぼす危険性を最小限にする必要性を意識し、

この地域の開発途上にある島嶼国並びに海外領土及び属領が、生態学的及び地理的にぜい弱であること、高度回遊性魚類資源に対し経済的及び社会的に依存していること並びに高度回遊性魚類資源の保存、管理及び持続可能な利用への効果的な参加を可能にするための具体的な援助(財政的、科学的及び技術的援助を含む)を必要としていることを認識し、

さらに、開発途上にあるより小規模な島嶼国が、財政的、科学的及び技術的援助の供与に当たって、特別の注意及び考慮を要する固有の必要性を有していることを認識し、

一貫性があり、効果的で、かつ、拘束力のある保存管理措置が、沿岸国とこの地域において漁獲を行う国との間の協力を通じてのみ達成することができるとを認め、

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源全体の効果的な保存及び管理が、地域委員会を設立することによって最もよく達成することができることを確信して、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 用語

この条約の適用上、

(a) 「千九百八十二年条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b) 「協定」とは、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドラリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

(c) 「委員会」とは、この条約に基づいて設立された西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会をいう。

(d) 「漁獲」とは、次のことをいう。

(i) 魚類を採知し、又は採捕すること。

(ii) 魚類を採知し、又は採捕しようとする。

(iii) 目的のいかんを問わず、魚類を採知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動に従事すること。

(iv) 集魚装置又は関連電子設備(無線標識等)を設置し、探索し、又は回収すること。

(v) (i) から (iv) までに規定する活動(転載を含む)を直接支援し、又は準備するために海上において作業すること。

(vi) 乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態を除くほか、(i) から (v) までに規定する活動のためにその他の船舶、舟艇、航空機又はエアクッション船を利用すること。

(e) 「漁船」とは、漁獲のために使用され、又は使用されることを目的とする船舶(支援船、運搬船その他そのような漁獲操業に直接関与する船舶を含む)をいう。

(f) 「高度回遊性魚類資源」とは、千九百八十二年条約の附属書Iに掲げられる種のすべての魚類資源であって条約区域に生息するもの及び委員会が決定するその他の魚種をいう。

(g) 「地域的な経済統合のための機関」とは、この条約が適用される事項に関しその加盟国から権限

(これらの事項に関してその加盟国を拘束する決定を行う権限を含む。)の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(h) 「転載」とは、海上又は港において漁船内の全部又は一部の魚類を他の漁船に積み卸すことをいう。

第二条 目的

この条約の目的は、千九百八十二年条約及び協定に従い、効果的な管理を通じて西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

第三条 適用区域

1 次条の規定に従うことを条件として、委員会が権限を有する区域(以下「条約区域」という。)は、次の線によって南側及び東側を区切られる太平洋のすべての水域から成るものとする。

オーストラリアの南岸から真南に東経百四十一度の子午線に沿ってその南緯五十五度の緯度線との交点まで、そこから真東に南緯五十五度の緯度線に沿ってその東経百五十度の子午線との交点まで、そこから真南に東経百五十度の子午線に沿ってその南緯六十度の緯度線との交点まで、そこから真東に南緯六十度の緯度線に沿ってその西経百三十度の子午線との交点まで、そこから真北に西経百三十度の子午線に沿ってその南緯四度の緯度線との交点まで、そこから真西に南緯四度の緯度線に沿ってその西経百五十度の子午線との交点まで、そこから真北に西経百五十度の子午線に沿った線

2 この条約のいかなる規定も、委員会の構成国が主張する水域の法的地位及び範囲に関し、当該構成国の主張又は立場に承認を与えるものではない。

3 この条約は、条約区域内のすべての高度回遊性魚類資源(さんまを除く。)について適用する。この条約に基づく保存管理措置は、高度回遊性魚類資源の全生息域又は委員会が決定する条約区域内の特定の区域について適用する。

第四条 この条約と千九百八十二年条約との関係

この条約のいかなる規定も、千九百八十二年条約及び協定に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約については、千九百八十二年条約及び協定の範囲内で、かつ、これらと合致するように解釈し、及び適用する。

第二部 高度回遊性魚類資源の保存及び管理

第五条 保存及び管理の原則及び措置

委員会の構成国は、千九百八十二年条約、協定及びこの条約に従って協力する義務を履行するに当たり、条約区域における高度回遊性魚類資源を全体として保存し、及び管理するために次のことを行う。

(a) 条約区域における高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保し、及び高度回遊性魚類資源

源の最適利用の目的を促進するための措置をとること。

(b) (a)に規定する措置が、入手することのできる最良の科学的証拠に基づくこと並びに環境上及び経済上の関連要因(条約区域における開発途上国、特に開発途上にある島嶼国の特別の要請を含む。)を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準(小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。)を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に資源量を維持し、又は回復することのできることを確保すること。

(c) この条約並びにすべての関連する国際的に合意される基準並びに勧告される方式及び手続に従って、予防的な取組方法を適用すること。

(d) 漁獲その他の人間の活動及び環境要因が、漁獲対象資源、非漁獲対象種及び漁獲対象資源と同じ生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連している種に及ぼす影響を評価すること。

(e) 浪費、投棄、紛失され又は投棄された漁具による漁獲、漁船に起因する汚染、非漁獲対象種(魚類であるか非魚類であるかを問わない。以下「非漁獲対象種」という。)の漁獲及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種、特に絶滅のおそれのある種への影響を最小限にするための措置並びに選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用を促進するための措置をとること。

(f) 海洋環境における生物の多様性を保護すること。

(g) 漁獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除するための措置並びに漁業資源の持続可能な利用に応じた漁獲努力量を超えない水準を確保するための措置をとること。

(h) 零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れること。

(i) 漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ(特に、漁船の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量並びに漁獲努力量に関するもの)及び国内的又は国際的な調査計画からの情報を適切な時期に収集し、及び共有すること。

(j) 実効的な監視、規制及び監督を通じて、保存管理措置を実施し、及び執行すること。

第六条 予防的な取組方法の適用

1 委員会の構成国は、予防的な取組方法を適用するに当たって、次のことを行う。

(a) 協定の附属書II(この条約の不可分の一部を成す。)に規定する指針を適用すること並びに入手できる最良の科学的情報に基づいて、資源別の基準値及び当該基準値を超過した場合にとるべき措置を決定すること。

(b) 特に、資源の規模及び生産性に関連する不確実性、基準値、当該基準値に照らした資源の状態、漁獲死亡率の水準及び分布、非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種に

漁獲活動が及ぼす影響並びに現在の又は予測される海洋、環境及び社会経済の状況を考慮に入れること。

(c) 非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種並びにこれらの種の生息環境に漁獲が及ぼす影響を評価するためにデータの収集及び調査の計画を進展させること並びにこれらの種の保存を確保し、かつ、特別な懸念が生じている生息地を保護するために必要な計画を採用すること。

2 委員会の構成国は、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払うものとする。十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としてはならない。

3 委員会の構成国は、基準値に接近している場合には、当該基準値を超過しないことを確保するための措置をとる。委員会の構成国は、当該基準値を超過した場合には、遅滞なく、資源を回復するために1(a)の規定に基づいて決定された措置をとる。

4 委員会の構成国は、漁獲対象資源、非漁獲対象種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するために、これらの資源又は種の監視を強化する。委員会の構成国は、最新の情報に照らして当該保存管理措置を定期的に改定する。

5 委員会の構成国は、新規又は探査中の漁場については、できる限り速やかに注意深い保存管理措置(特に漁獲量の制限及び漁獲努力量の制限を含む。)をとる。当該保存管理措置は、資源の長期的な持続可能性に当該漁場が及ぼす影響についての評価を可能とするのに十分なデータが得られるまで効力を有するものとし、その影響についての評価が可能となった時点で、当該評価に基づく保存管理措置が実施される。当該評価に基づく保存管理措置については、適当な場合には、当該漁場の漸進的な開発を認めなければならない。

6 委員会の構成国は、自然現象が高度回遊性魚類資源の状態に著しい悪影響を及ぼす場合には、漁獲活動がそのような悪影響を増幅させないことを確保するために緊急の保存管理措置をとる。委員会の構成国は、漁獲活動が高度回遊性魚類資源の持続可能性に深刻な脅威となつていない場合には、緊急の保存管理措置をとる。緊急の保存管理措置は、一時的であり、かつ、入手することのできる最良の科学的証拠に基づかなければならない。

第七条 国の管轄の下にある水域における諸原則の実施

1 沿岸国は、条約区域における自国の管轄の下にある水域内において、高度回遊性魚類資源を探査し、及び開発し、保存し、並びに管理するために主権的権利を行使するに際し、第五条に列挙した保存及び管理のための原則及び措置を適用する。

2 委員会の構成国は、条約区域における開発途上にある沿岸国、特に開発途上にある島嶼国が、自

国の管轄の下にある水域において前二条の規定を適用するための能力及びこの条約が規定するこれらの国に対する援助の必要性に妥当な考慮を払う。

第八条 保存管理措置の一貫性

1 公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。このため、委員会の構成国は、高度回遊性魚類資源について一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。

2 委員会は、条約区域において高度回遊性魚類資源についての一貫性のある保存管理措置を定めるに当たって、次のことを行う。

(a) 高度回遊性魚類資源の生物学的・一体的その他の生物学的特性並びに高度回遊性魚類資源の分布、漁場及び関係地域の地理的特徴性の間の関係(高度回遊性魚類資源が国の管轄の下にある水域内に生息し、及び漁獲される程度を含む。)を考慮すること。

(b)(i) 沿岸国が自国の管轄の下にある水域において同一の資源に関し千九百八十二年条約第六十一条に従って採用し、及び適用している保存管理措置を考慮し、並びに当該資源に関して条約区域全体のために定められる措置が当該保存管理措置の実効性を損なわないことを確保すること。

(ii) 関係沿岸国及び公海において漁獲を行う国が同一の資源に関し条約区域の一部を構成する公海に対して千九百八十二年条約及び協定に従って定め、及び適用している措置であつて従前に合意されたものを考慮すること。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理機関又は枠組みが同一の資源に関し千九百八十二年条約及び協定に従って定め、及び適用している措置であつて従前に合意されたものを考慮すること。

(d) 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

(e) 高度回遊性魚類資源についての一貫性のある保存管理措置が海洋生物資源全体に対して有害な影響を及ぼす結果とならないことを確保すること。

3 沿岸国は、自国の管轄の下にある水域において高度回遊性魚類資源について採用し、及び適用している措置が同一の資源に関しこの条約に基づき委員会によって採択される措置の実効性を損なわないことを確保する。

4 委員会は、条約区域において委員会の構成国の排他的経済水域によって完全に囲まれた公海の水域がある場合には、この条の規定を実施するに際し、当該公海の水域について定められる保存管理措置と周囲の沿岸国が自国の管轄の下にある水域において千九百八十二年条約第六十一条に従って同一の資源に関して定める保存管理措置との間の一貫性を確保することに特別な注意を払う。

第三部 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会

第一節 総則

第九条 委員会の設立

- 1 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立する。委員会は、この条約の規定に基づいて任務を遂行する。
- 2 協定に規定された漁業主体であつてこの条約の附属書Ⅰの規定に従ひこの条約が定める制度に拘束されることに同意したものは、この条及びこの条約の附属書Ⅰの規定に従つて委員会の活動(意思決定を含む。)に参加することができる。
- 3 委員会は、年次会合を開催する。委員会は、この条約に基づいてその任務を遂行するために必要なその他の会合を開催する。
- 4 委員会は、異なる国籍を有する議長及び副議長各一人を締約国から選出する。議長及び副議長の任期は、二年とし、議長及び副議長は、再選される資格を有する。議長及び副議長は、後任者が選出されるまでの間、在任する。
- 5 費用対効果の原則は、委員会及びその補助機関の会合の開催頻度、期間及び日程について適用する。委員会は、適当な場合には、その任務の効率的な遂行のために必要な専門家の役務の提供を受けるため、及びこの条約に基づいてその責任を効果的に果たすことを可能とするために、適当な機関との間で契約上の取決めに締結することができる。
- 6 委員会は、国際法上の法人格並びにその任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。委員会及びその職員が締約国の領域内で享受する特権及び免除は、委員会と当該国との間の合意によって決定する。
- 7 締約国は、委員会の本部の所在地を決定し、及び委員会の事務局長を任命する。
- 8 委員会は、コンセンサス方式により、その会合(委員会の補助機関の会合を含む。)の運営及びその任務の効率的な遂行のための手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。

第十条 委員会の任務

- 1 委員会の任務は、次のとおりとする。ただし、自国の管轄の下にある水域において高度回遊性魚類資源を探索し、及び開発し、保存し、並びに管理するための沿岸国の主権の権利を害するものではない。
- (a) 委員会が決定する高度回遊性魚類資源について条約区域内における総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること並びに高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保するために必要な他の保存及び管理の措置及び勧告を採択すること。
- (b) 国の管轄の下にある水域における高度回遊性魚類資源に関する保存管理措置と公海における同一の資源に関する措置との一貫性を確保するため、委員会の構成国間の協力及び調整を促進する

こと。

- (c) 非漁獲対象種及び漁獲対象資源に依存し又は関連している種の個体数をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するために、必要な場合には、これらの種についての保存及び管理の措置及び勧告を採択すること。
 - (d) 協定の附属書Ⅰ(この条約の不可分の一部を成す。)に基づいて、条約区域における高度回遊性魚類資源の漁業に関するデータの収集、検証並びに適時の交換及び報告のための基準を採択すること。
 - (e) 適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的情報の入手を確保するため、正確かつ完全な統計的データを編集し、及び普及させること。
 - (f) 科学的助言を入手し、及び評価すること、資源の状態を検討すること、関連する科学的調査の実施を促進すること並びにこれらの結果を普及させること。
 - (g) 必要な場合には、条約区域における高度回遊性魚類資源の総漁獲可能量又は総漁獲努力量の配分のための基準を作成すること。
 - (h) 漁獲操業の責任ある実施のために一般的に勧告された国際的な最低限度の基準を採択すること。
 - (i) 効果的な監視、規制、監督及び取締りのための適切な協力の仕組み(船舶監視システムを含む。)を設けること。
 - (j) 委員会の活動に関連する経済上及び漁業上のデータ及び情報を入手し、及び評価すること。
 - (k) 委員会の新たな構成国の漁業上の利益に配慮するための方法について合意すること。
 - (l) 委員会の手続規則、財政規則その他委員会がその任務を遂行するために必要な運営上の内部規則を採択すること。
 - (m) 委員会の予算案を審議し、及び承認すること。
 - (n) 紛争の平和的解決を促進すること。
 - (o) 委員会の権限の範囲内の問題又は事項について討議し、及びこの条約の目的を達成するために必要な措置又は勧告を採択すること。
- 2 委員会は、1の規定の実施に当たつて、特に次に関する措置を採択することができる。
 - (a) 漁獲することのできる種又は資源の量
 - (b) 漁獲努力量
 - (c) 漁獲能力の制限(漁船の数、種類及び大きさに関する措置を含む。)
 - (d) 漁獲することのできる水域及び期間
 - (e) 漁獲することのできる種の魚類の大きさ
 - (f) 使用することのできる漁具及び漁法

- (g) 特定の小地域又は地域
- 3 委員会は、総漁獲可能量又は総漁獲努力量の配分のための基準を作成するに当たって、特に次の事項を考慮する。
- (a) 漁場における資源の状態及び現在の漁獲努力量
 - (b) 各漁業者の漁場における利益、過去及び現在の漁獲の態様並びに漁獲の慣行並びに漁獲物が国内消費に利用される程度
 - (c) 水域における歴史的漁獲量
 - (d) 条約区域における開発途上にある島嶼国並びに海外領土及び属領であつて、その経済、食料供給及び生計が海洋生物資源の開発に依存する度合の極めて高いものの必要性
 - (e) 各漁業者の資源の保存及び管理に対する貢献（正確なデータの提供及び条約区域における科学的調査の実施に対する貢献を含む。）
 - (f) 漁業者による保存管理措置の遵守の記録
 - (g) 資源の漁獲に主として依存する沿岸社会の必要性
 - (h) 他国の排他的経済水域に囲まれ、かつ、自国の排他的経済水域が限定されている国の特別の事情
 - (i) 独自の明確な経済的文化的同一性を有するが、公海の水域によつて分断されていることによつて近接していない島の集団で構成される開発途上にある島嶼国の地理的状况
 - (j) 自国の管轄の下にある水域に資源が生息する沿岸国（特に開発途上にある島嶼国）並びに海外領土及び属領の漁業上の利益及び願望
- 4 委員会は、総漁獲可能量又は総漁獲努力量の配分に関する決定を行うことができる。そのような決定（船舶の種類の排除に関する決定を含む。）は、コンセンサス方式によつて行う。
- 5 委員会は、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会によるそれぞれの権限の範囲内の事項に関する報告及び勧告を考慮する。
- 6 委員会は、決定した措置及び勧告をすべての構成国に対して速やかに通報し、並びに採択した保存管理措置を適当な方法で公表する。
- 第十一条 委員会の補助機関
- 1 委員会の補助機関として、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会を設置する。これらの専門委員会は、それぞれの権限の範囲内の事項に関し、委員会に助言を与え、及び勧告を行う。
- 2 委員会の構成国は、各専門委員会に対して一名の代表を任命する権利を有するものとし、各代表は、その他の専門家及び顧問を伴うことができる。各代表は、当該専門委員会が権限を有する分野についての適当な資格又は経験を有していなければならない。
- 3 各専門委員会は、その任務の効率的な遂行に必要な頻度で会合する。ただし、いかなる場合にお

- いても、委員会の年次会合に先立って会合し、その審議結果を年次会合に報告する。
- 4 各専門委員会は、コンセンサス方式によつて報告書を作成するためあらゆる努力を払う。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスを達成することができなかった場合には、報告書には、多数意見及び少数意見を記載しなければならない。また、報告書の全部又は一部についての委員会の構成国の代表の異なる意見を記載することができる。
- 5 各専門委員会は、その任務の遂行に当たり、適当な場合には対象となる事項について権限を有する他の漁業管理機関、技術機関又は科学機関と協議し、及び必要に応じて特別に専門家の助言を求めることができる。
- 6 委員会は、その任務の遂行のために必要と認める他の補助機関（特定の種又は資源に関する技術的な問題を調査し、及び委員会に報告するための作業部会を含む。）を設置することができる。
- 7 委員会は、その採択する保存管理措置の北緯二十度線の北側の水域についての実施及び主として当該水域に生息する資源に関する保存管理措置の作成に関して勧告を行うための小委員会を設置する。当該小委員会には、当該水域に位置する委員会の構成国及び当該水域で漁獲を行う委員会の構成国を含める。当該小委員会の構成国でない委員会の構成国は、当該小委員会の審議にオブザーバーとして出席するため、一人の代表を派遣することができる。当該小委員会の活動に係る特別の費用は、当該小委員会の構成国が負担する。当該小委員会は、コンセンサス方式によつて委員会への勧告を採択する。委員会は、当該水域の特定の資源及び種に関する措置を採択するに当たっては、当該小委員会の勧告に基づいて決定する。そのような勧告は、委員会が当該資源又は種について採択する一般的な政策及び措置並びにこの条約に規定する保存及び管理のための原則及び措置に合致するものでなければならない。委員会は、実質事項についての意思決定に関する手続規則に従つて当該小委員会の勧告（いかなる事項に関するものであるかを問わない。）を受諾しない場合には、当該事項を更なる検討のため当該小委員会に差し戻す。当該小委員会は、委員会が表明した意見に照らして、当該事項を再検討する。
- 第二節 科学的情報及び助言
- 第十二条 科学専門委員会の任務
- 1 委員会がその検討のため入手可能な最良の科学的情報を得ることを確保するため、科学専門委員会を設置する。
- 2 科学専門委員会の任務は、次のとおりとする。
- (a) 委員会に研究計画（科学の専門家又は適当な場合には他の機関若しくは個人が取り扱う特定の問題及び項目を含む。）を勧告すること並びに必要なデータを特定し、及びそのための活動を調整すること。
 - (b) 委員会による検討に先立ち委員会のために科学の専門家によつて作成された評価、分析その他

の作業報告及び勧告について検討すること並びに必要に応じこれらに関する情報、助言及び意見を
提供する。

(c) 高度回遊性魚類資源、非漁獲対象種及び条約区域における高度回遊性魚類資源と同一の生態系
に属する種又は高度回遊性魚類資源に関連し、若しくは依存している種に関する情報を改善する
ため、千九百八十二年条約第二百四十六条の規定を考慮して、科学的調査における協力を奨励
し、及び促進すること。

(d) 条約区域における漁獲対象資源又は非漁獲対象種若しくは漁獲対象資源に関連し若しくは依存
している種に関する調査及び分析の結果を検討すること。

(e) 条約区域における漁獲対象資源又は非漁獲対象種若しくは漁獲対象資源に関連し若しくは依存
している種の状態に関する調査結果又は結論を委員会に報告すること。

(f) 技術・遵守専門委員会と協議の上、地域オプザーバー計画の優先事項及び目的を委員会に勧告
し、並びに当該地域オプザーバー計画の結果を評価すること。

(g) 条約区域における漁獲対象資源又は非漁獲対象種若しくは漁獲対象資源に関連し若しくは依存
している種の保存及び管理並びに調査に関する事項につき、指示又は自己の発意によって委員会
に報告し、及び勧告すること。

(h) 委員会が要請し、又は与えるその他の任務及び職務を遂行すること。

3 科学専門委員会は、委員会が採択する指針及び指示に従ってその任務を遂行する。

4 太平洋共同体の海洋漁業計画及び全米熱帯まぐろ類委員会又はこれらを承継する機関の代表は、
科学専門委員会の活動に参加するよう招請される。科学専門委員会は、委員会の活動に関連する事
項について科学的専門性を有するその他の機関又は個人に対して、その会合に出席するよう招請す
ることができる。

第十三条 科学的な役割

1 委員会は、科学専門委員会の勧告を考慮し、この条約が対象とする漁業資源並びにその保存及び
管理に関連する事項について情報及び助言を提供する科学の専門家を使用することができる。委員
会は、この目的で科学的な役割を利用するため、運営上及び財政上の取決めに締結することができる。
委員会は、この点に関し及び費用対効果が大い方法でその任務を遂行するために、可能な限
り最大限に既存の地域機関の役割を利用するものとし、また、適当な場合には、委員会の活動に関
連する事項について専門性を有する他の漁業管理機関、技術機関又は科学機関と協議する。

2 科学の専門家は、委員会の指示に従って、次のことを行うことができる。

- (a) 委員会の活動を支援するための科学的な調査及び分析を実施すること。
- (b) 委員会が主たる関心を有する種についての資源別の基準値を作成し、並びに当該基準値を委員
会及び科学専門委員会に勧告すること。

(c) 委員会が定める基準値に対する資源の状態を評価すること。

(d) 保存管理措置の作成及び他の関連事項を支援するために、委員会及び科学専門委員会に対し
て、科学的な作業の結果の報告、助言及び勧告を提供すること。

(e) 要請に基づいて、その他の任務及び職務を遂行すること。

3 科学の専門家は、その職務を遂行するに当たって、次のことを行うことができる。

(a) 委員会が定める合意された原則及び手続(データの秘密性、開示及び公表に関する手続及び政
策を含む)に従って、漁業のデータの収集、編集及び頒布を行うこと。

(b) 条約区域内の高度回遊性魚類資源、非漁獲対象種及び高度回遊性魚類資源と同一の生態系に属
する種又は高度回遊性魚類資源に関連し、若しくは依存している種についての評価を実施するこ
と。

(c) 漁獲その他の人間の活動及び環境要因が漁獲対象資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属す
る種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種に及ぼす影響を評価すること。

(d) 漁獲の方法又は水準について提案された変更及び提案された保存管理措置の潜在的な影響を評
価すること。

(e) 委員会が付託するその他の科学的な事項について調査すること。

4 委員会は、科学の専門家によって提供された科学的な情報及び助言について、定期的な専門家に
よる検討のために適当な措置をとることができる。

5 科学の専門家による報告及び勧告は、科学専門委員会及び委員会に提供される。

第三節 技術・遵守専門委員会

第十四条 技術・遵守専門委員会の任務

1 技術・遵守専門委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 保存管理措置の実施及び遵守に関連する情報、技術的助言及び勧告を委員会に提供すること。

(b) 委員会が選択する保存管理措置の遵守を監視し、及び検討すること並びに必要に応じて委員会
に勧告を行うこと。

(c) 委員会が採択する監視、規制、監督及び取締りのための協力的措置の実施を検討すること並び
に必要に応じて委員会に勧告を行うこと。

2 技術・遵守専門委員会は、その任務の遂行に当たって、次のことを行う。

(a) 委員会が採択する公海における保存管理措置及び国の管轄の下にある水域における補完的措置
が適用される方法についての情報交換のための場を設けること。

(b) この条約の規定及びこれに従って採択された措置に対する違反を監視し、調査し、及び処罰す
るためにとられた措置に関して、委員会の各構成国から報告を受けること。

(c) 地域オプザーバー計画が作成された場合には、科学専門委員会と協議の上、当該地域オプザー

バー計画の優先事項及び目的を委員会に勧告すること並びに当該地域オブザーバー計画の結果を評価すること。

(d) 委員会が付託するその他の事項について検討し、及び調査すること(漁業データを検証し、及び確認するための措置を作成し、及び検討することを含む)。

(e) 漁船及び漁具の標識その他技術的事項について委員会に勧告すること。

(f) 科学専門委員会と協議の上、使用できる漁具及び漁法について委員会に勧告すること。

(g) 保存管理措置の遵守の程度に関する調査結果又は結論について委員会に報告すること。

(h) 監視、規制、監督及び取締りに関する事項について委員会に勧告すること。

3 技術・遵守専門委員会は、委員会の承認を得て、その任務の遂行に必要な補助機関を設置することができる。

4 技術・遵守専門委員会は、委員会が採択する指針及び指示に従ってその任務を遂行する。

第四節 事務局

第十五条 事務局

1 委員会は、事務局長その他の委員会が必要とする職員によつて構成される常設の事務局を設置することができる。

2 事務局長は、四年の任期で任命されるものとし、四年の任期をもつて引き続き再任されることができる。

3 事務局長は、委員会 of の首席行政官であり、委員会及び補助機関のすべての会合において首席行政官の資格で行動し、かつ、委員会が委任するその他の運営上の任務を遂行する。

4 事務局の任務には、次のことを含む。

(a) 委員会の公用通信を受受すること。

(b) この条約の目的を達成するために必要なデータの編集及び頒布を円滑にすること。

(c) 委員会、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会のために管理関係の報告その他の報告を作成すること。

(d) 監視、規制及び監督並びに科学的助言の提供のために合意された措置を運用すること。

(e) 委員会及びその補助機関の決定を公表し、並びに委員会及びその補助機関の活動を促進すること。

(f) 財務、人事その他の運営上の任務を行うこと。

5 この条約に基づいて設置される事務局は、委員会の構成国による費用の負担を最小にするため、費用対効果の大きいものとする。事務局の設置及びその任務の遂行については、適当な場合には、既存の地域機関が一定の技術事務局の機能を果たす能力を考慮する。

第十六条 委員会の職員

1 委員会の職員は、委員会の任務を遂行するために必要な科学的又は技術的な能力を有する人員その他の人員で構成する。職員は、事務局長によつて任命される。

2 職員の採用及び雇用に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。こうした考慮を払った上で、幅広い基盤をもつ事務局を確保するため、委員会の構成国間の衡平の原則に基づき、職員を採用することの重要性に妥当な考慮を払う。

第五節 委員会の財政措置

第十七条 委員会の資金

1 委員会の資金には、次のものを含む。

(a) 次条2の規定に基づく分担金

(b) 任意の拠出金

(c) 第三十条3に規定する基金

(d) 委員会が受領するその他の資金

2 委員会は、コンセンサス方式により、その運営及びその任務の遂行のための財政規則を採択し、及び必要に応じて改正する。

第十八条 委員会の予算

1 事務局長は、委員会の予算案を作成し、及び委員会に提出する。予算案においては、委員会の運営経費のうち、前条1(a)に規定された分担金から支弁されるもの並びに前条1(b)、(c)及び(d)に基づいて受領した資金から支弁されるものを明示する。委員会は、コンセンサス方式によつて予算を採択する。委員会が予算に関する決定を採択することができない場合には、委員会の運営予算に対する分担金の水準は、新たな予算がコンセンサス方式によつて採択される時点まで、翌年の委員会の運営経費の支払のため、前年の予算に基づいて決定される。

2 予算に対する分担金の額は、委員会がコンセンサス方式によつて採択し、及び必要に応じて改正する算定方式に基づいて決定される。当該算定方式を採択するに当たっては、均等な基本額、委員会の関係構成国の発展度及び支払能力を反映した国富に基づく額並びに変動額を委員会の各構成国について算定することに妥当な考慮を払う。変動額は、特に委員会によつて特定される種が条約区域における排他的経済水域及び国の管轄の外の水域において採捕される総漁獲量に基づくものとする。ただし、開発途上国である委員会の構成国及び海外領土である委員会の構成国の排他的経済水域においてこれらの構成国を旗国とする漁船によつて採捕される漁獲量については、割引要因を適用するものとする。委員会が採択する算定方式は、委員会の財政規則に定める。

3 ある拠出国が委員会に対する分担金の支払を延滞し、かつ、その延滞額が前二年間に支払うべきであった分担金の額に等しいか、又はこれを超える場合には、当該拠出国は、委員会による決定に

参加することができない。そのような未払の分担金については、財政規則の中で委員会が決定する利率によって利子を支払う。ただし、委員会は、支払の不履行が当該抛出国にとってやむを得ない事情によると認める場合には、利子の支払を免除し、及び当該抛出国に投票を許すことができる。

第十九条 年次会計検査

年次会計報告を含む委員会の記録、帳簿及び決算報告は、委員会によって任命される独立の会計検査の専門家が毎年検査する。

第六節 意思決定

第二十条 意思決定

1 委員会における意思決定は、原則として、コンセンサス方式によるものとする。この条の規定の適用上、「コンセンサス」とは、決定がなされた際に正式の異議がないことを意味する。

2 この条約がコンセンサス方式によって意思決定を行わなければならないと明示的に規定している場合を除くほか、コンセンサス方式によって決定を行うためのあらゆる努力が払われた場合には、手続問題についての投票による決定は、出席し、かつ、投票する構成国の過半数による議決で行う。実質問題についての決定は、出席し、かつ、投票する構成国の四分の三以上の多数による議決で行う(当該多数には、出席し、かつ、投票する南太平洋フォーラム漁業機関の構成国の四分の三以上の多数及び出席し、かつ、投票する南太平洋フォーラム漁業機関の非構成国の四分の三以上の多数が含まれることを条件とする。ただし、そのような条件がいずれかの票決グループにおいて満たされない場合においても、提案に対する反対が当該票決グループにおいて二票以下のときは、当該提案は否決されることがないものとする)。ある問題が実質問題であるか否かが争点となる場合には、委員会がコンセンサス方式により又は実質問題の決定に必要な多数で異なる決定を行わない限り、その問題を実質問題として扱う。

3 議長は、コンセンサス方式によって決定を行うためのあらゆる努力が払われたと認める場合には、委員会の会期中で投票による決定を行う期限を定める。委員会は、いずれかの代表が要請する場合には、出席し、かつ、投票する委員会の構成国の過半数により同一の会期中で定める期限まで決定を行うことを延期することができる。委員会は、当該期限が到来した時点で、延期された問題について票決を行う。この規則は、いかなる問題についても一度だけ適用することができる。

4 委員会は、提案に関する決定がコンセンサス方式によらなければならないとこの条約が明示的に規定し、かつ、当該提案に対して異議があると議長が判断する場合には、この事項についてコンセンサスを達成するため意見の相違を調停することを目的として、調停者を任命することができる。

5 委員会が採択する決定は、6及び7の規定に従うことを条件として、その採択の日の後六十日で拘束力を生ずる。

6 決定に反対票を投じ、又は決定が行われた会合に欠席した委員会の構成国は、委員会が決定を採

択してから三十日以内に、この条約の附属書Ⅱに定められた手続に従って設置される再検討協議会に対して、次のことを理由として決定の再検討を求めることができる。

(a) 当該決定がこの条約、協定又は千九百八十二年条約の規定に適合しないこと。

(b) 当該決定が委員会の関係構成国を法律上又は事実上不当に差別していること。

7 委員会の構成国は、再検討協議会の認定及び勧告が出され、並びに委員会の要求する措置がとられるまでの間、当該決定を実施する義務を負わない。

8 再検討協議会が、委員会の決定について変更、修正又は撤回の必要がないと認める場合には、当該決定は、事務局長が再検討協議会の認定及び勧告を通知した日から三十日で拘束力を生ずる。

9 委員会は、再検討協議会が委員会に対し、委員会の決定について変更、修正又は撤回を勧告した場合には、次回年次会合において、再検討協議会の認定及び勧告に適合するように当該決定を変更し、若しくは修正するものとし、又は当該決定の撤回を決定することができる。ただし、委員会は、その構成国の過半数が書面によって要請する場合には、再検討協議会による認定又は勧告が通知された日から六十日以内に特別会合を開催する。

第七節 透明性及び他の機関との協力

第二十一条 透明性

委員会は、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。この条約の実施に関連する事項に関心を有する政府間機関及び非政府機関の代表は、オブザーバーその他の適当な資格で委員会及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられる。委員会の手続規則は、そのような参加について定めるものとし、また、この点に関して、不当に制限的であつてはならない。当該政府間機関及び非政府機関は、委員会が採択する規則及び手続に従って適当な情報を適時に入手することができる。

第二十二条 他の機関との協力

1 委員会は、適当な場合には、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の専門機関と相互の関心事について協力する。

2 委員会は、協議及び協力のため、他の政府間機関、特に、関連する目的を有し、かつ、この条約の目的の達成に貢献し得る政府間機関(例えば、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会、みなみまぐろ保存委員会、インド洋まぐろ類委員会、全米熱帯まぐろ類委員会)と適当な取極を締結する。

3 委員会は、条約区域が他の漁業管理機関の規制下にある水域と重複する場合には、双方の機関によって規制される水域に生息する種についてとられる措置が重複することを避けるために当該漁業管理機関と協力する。

4 委員会は、第二条に規定する目的の達成を確保するために全米熱帯まぐろ類委員会と協力する。委員会は、このため、一貫性のある保存管理措置(双方の機関の条約区域に生息する魚類資源の監

視、規制及び監督に関する措置を含む。）について合意に達するために全米熱帯まぐろ類委員会との協議を開始する。

5 委員会は、この条約の目的の達成を促進し、及び他の機関の活動との重複を最小限にするため、入手可能な最良の科学的情報その他漁業に関する情報を入力することを目的として、この条に規定する機関その他適当な機関(例えば、太平洋共同体、南太平洋フォーラム漁業機関)との関係に関する協定を締結することができる。

6 委員会が1、2及び5の規定に基づいて取極又は協定を締結した機関は、委員会の手続規則に従って、委員会の会合にオブザーバーとして出席するために代表を指名することができる。適当な場合には、当該機関の見解を得るための手続を定める。

第四部 委員会の構成国の義務

第二十三条 委員会の構成国の義務

1 委員会の構成国は、この条約の規定並びにこの条約に基づいて随時合意される保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施し、並びにこの条約の目的を促進するために協力する。

2 委員会の構成国は、次のことを行う。

(a) 協定の附属書Iの規定に従い統計的及び生物学的なデータ及び情報その他のデータ及び情報を、また、委員会が必要とする場合には、追加的なデータ及び情報を委員会に対して毎年提供すること。

(b) 信頼し得る漁獲量及び漁獲努力量に関する統計の編集を促進するため、条約区域における自国の漁獲活動に関する情報(漁獲水域及び漁船に関する情報を含む。)を、委員会の要求する方法及び間隔で、委員会に提供すること。

(c) 委員会によって採択される保存管理措置を実施するためにとった措置に関する情報を、委員会の要求する間隔で、委員会に提供すること。

3 委員会の構成国は、条約区域内の自国の管轄の下にある水域における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のためにとった措置について常時委員会に通報する。委員会は、そのすべての構成国に対し、そのような情報を定期的に配布する。

4 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船であつて条約区域内において漁獲を行うものの活動を規制するためにとった措置について常時委員会に通報する。委員会は、そのすべての構成国に対し、そのような情報を定期的に配布する。

5 委員会の構成国は、最大限可能な範囲で、条約区域において漁獲を行う自国民及び自国民が所有し、又は管理する漁船がこの条約の規定を遵守することを確保するための措置をとる。このため、委員会の構成国は、取締りを円滑にするための協定を当該漁船の旗国と締結することができる。委員会の構成国は、委員会の他のいずれかの構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場

合には、自国民又は自国民が所有し、若しくは管理する漁船によるこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する違反の容疑について最大限可能な範囲で調査する。調査の進展に関する報告(違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。)は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請のあつた時から二箇月以内に、要請を行った委員会の構成国及び委員会に提供されるものとし、また、調査が終了した時には、調査の結果に関する報告が提供される。

第五部 旗国の義務

第二十四条 旗国の義務

1 委員会の構成国は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 自国を旗国とする漁船がこの条約の規定及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに当該漁船が当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないこと。

(b) 自国を旗国とする漁船が締約国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないこと。

2 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、自国の適当な一又は二以上の当局が許可を与えない限り、当該漁船が国の管轄の下にある水域を超える条約区域において高度回遊性魚類資源の漁獲に使用されることを認めない。委員会の構成国は、千九百八十二年条約、協定及びこの条約に基づく自国を旗国とする漁船に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該漁船を国の管轄の下にある水域を超える条約区域における漁獲のために使用することを許可する。

3 委員会の構成国は、漁船が次のことを行うことを条件として、当該漁船に対して許可を与える。

(a) 他国の管轄の下にある水域において漁獲を行う場合には、当該他国の要求する許可を保持すること。

(b) 条約区域における公海で操業を行う場合には、この条約の附属書IIIの要件(この条約に基づいて操業するすべての船舶の一般的な義務としても定められた要件)に従うこと。

4 委員会の構成国は、この条約を効果的に実施するために、自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、自国の管轄の下にある水域を超える条約区域において漁獲に使用されることを許可された漁船を記載する漁船記録を保持するとともに、これらの漁船のすべてがその記録に記載されることを確保する。

5 委員会の構成国は、4の規定に従って保持することが義務付けられる漁船記録に記載する各漁船について、この条約の附属書IVに規定された情報を、委員会が合意する手続に従い、毎年委員会に提供するとともに、そのような情報に何らかの修正を行う場合には、当該修正を速やかに委員会に通報する。

6 委員会の構成国は、更に、次の情報を速やかに委員会に通報する。

(a) 漁船記録への追加

(b) 次の理由(いずれの理由が適用されるかを明示すること。)による漁船記録からの削除
(i) 漁獲を行うことの許可又はその更新についての当該漁船の所有者又は操業者による任意の放棄

- (ii) 当該漁船に与えられた漁獲を行うことの許可についての2の規定に基づく取消し
- (iii) 当該漁船が自国の旗を掲げる権利を失ったという事実
- (iv) 当該漁船の解撤、操業の中止又は喪失
- (v) その他の理由

7 委員会は、5及び6の規定に従って提供された情報に基づき、4に規定する漁船について、独自の記録を保持する。委員会は、この記録に含まれた情報を、そのすべての構成国に対して定期的に配布し、及びそのいずれかの構成国の要請に応じて個別に提供する。

8 委員会の構成国は、条約区域における公海で高度回遊性魚類資源の漁獲を行う自国の漁船に対し、そのような水域にある間、準リアルタイム衛星船位測定送信機を使用することを要求する。委員会は、当該準リアルタイム衛星船位測定送信機の使用に関する基準、仕様及び手続を定め、並びに条約区域における公海で高度回遊性魚類資源を漁獲するすべての船舶について船舶監視システムを運用する。委員会は、そのような基準、仕様及び手続を定めるに当たって、開発途上国の伝統的漁船の特性を考慮に入れる。委員会は、直接にかつ旗国が求める場合には旗国と同時に、又は委員会が指定する他の機関を通じて、委員会が採択する手続に従い当該船舶監視システムから情報を受領する。委員会が採択する手続には、当該船舶監視システムを通じて受領した情報の秘密性を保護するための適当な措置を含める。委員会のいずれの構成国も、自国の管轄の下にある水域を当該船舶監視システムの対象水域に含めるよう要請することができる。

9 委員会の構成国は、条約区域における委員会の他の構成国の管轄の下にある水域で漁獲を行う自国の漁船が、沿岸国によって決定される基準、仕様及び手続に従って準リアルタイム衛星船位測定送信機を運用するよう求める。

10 委員会の構成国は、各国の船舶監視システムと公海の船舶監視システムとの間の一貫性を確保するために協力する。

第六部 遵守及び取締り

第二十五条 遵守及び取締り

1 委員会の構成国は、この条約の規定及び委員会が定めるすべての保存管理措置を執行する。
2 委員会の構成国は、委員会の他の構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国を旗国とする漁船によるこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する違反の容疑について十分に調査する。調査の進展に関する報告(違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む)は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請のあった時から二箇月以内に、要請を行った委員会の構成国及び委員会に提供されるものとし、ま

た、調査が終了した時には、調査の結果に関する報告が提供される。

3 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船による違反の容疑につき十分な証拠が存在すると認める場合には、手続を開始するため自国の法律に従って遅滞なく自国の当局に事件を付託し、及び適当な場合には当該漁船を抑留する。

4 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する重大な違反を行ったことが自国の法律によって確定した場合には、その漁船が当該違反について自国によって課されたすべての制裁に従うまでの間、条約区域において、漁獲活動を停止し、かつ、漁獲活動に従事しないことを確保する。当該漁船がこの条約の締約国である沿岸国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行った場合には、旗国は、自国の法律に従って、当該沿岸国がその国内法令に基づいて課する制裁に当該漁船が速やかに従うことを確保し、又は7の規定に基づいて適当な制裁を課する。この条の規定の適用上、重大な違反とは、協定第二十一条11(a)から(h)までに規定する違反その他委員会が決定する違反をいう。

5 委員会の構成国は、自国の国内法令によって認められた範囲内で、違反の容疑に関連する証拠を委員会の他の構成国の検察当局に提供するための措置を定める。

6 公海上の漁船が委員会の構成国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行ったと信ずるに足る合理的な理由がある場合には、当該漁船の旗国は、委員会の関係構成国の要請により、直ちに、かつ、十分にこの事実を調査する。この場合において、旗国は、適当な取締措置をとることにして当該構成国と協力するものとし、また、当該構成国の関係当局に対し、公海上の当該漁船に乗船し、及びこれを検査することを認めることができる。この6の規定は、千九百八十二年条約第百十一条の規定の適用を妨げるものではない。

7 すべての調査及び司法上の手続は、速やかに実施されるものとする。違反について適用される制裁は、遵守を確保する上で効果的であるため、及び場所のいかんを問わず違反を防止するため十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によつて生ずる利益を取り上げるものとする。漁船の船長その他の上級乗組員について適用される措置は、特に船長又は上級乗組員として漁船で勤務するための承認の拒否、取消し又は停止を可能とする規定を含むものとする。

8 委員会の構成国は、この条の規定に従った遵守措置(違反に対して課する制裁を含む)についての年次報告を委員会に送付する。

9 この条の規定は、次の権利を害するものではない。

- (a) 委員会の構成国の漁業に関する国内法令に基づく権利(自国の管轄の下にある水域内で発生した違反に関し、当該国内法令に基づいて関係船舶に対して適当な制裁を課する権利を含む。)
 - (b) この条約、協定又は千九百八十二年条約に抵触しない関連する二国間又は多数国間の漁業協定に定められた遵守及び取締りに関する規定についての委員会の構成国の権利
- 10 委員会の構成国は、他の国を旗国とする漁船が条約区域について採択された保存管理措置の実効

性を損なう活動に従事していたと信するに足りる合理的な理由がある場合には、当該漁船の旗国の注意を喚起するものとし、また、適当と認めるときは、委員会の注意を喚起することができる。当該構成国は、自国の法令において認められる範囲内で、当該旗国に対して十分な証拠を提供するものとし、また、委員会に対してその証拠の要約を提供することができる。委員会は、申し立てられた内容及びその証拠について当該旗国が合理的な期間内に意見を述べ、又は異議を申し立てる機会を有するまでの間は、関連する情報を配布してはならない。

11 委員会の構成国は、委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動その他当該保存管理措置に違反する活動に従事した漁船が条約区域において漁獲を行うことを抑止するために、旗国が適当な措置をとるまでの間、協定及び国際法がこの目的のために委員会が採択する手続を含む。に基づいて措置をとることができる。

12 委員会は、国又は主体の漁船が委員会によって採択された保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲を行う場合には、必要なときは、当該国又は主体に対して、委員会が規制する種に関し委員会の構成国の国際的な義務に合致した無差別な貿易措置をとることを認める手続を作成する。

第二十六条 乗船及び検査

1 委員会は、保存管理措置の遵守を確保するために、条約区域における公海上の漁船に対する乗船及び検査のための手続を定める。条約区域における公海上の漁船に対する乗船及び検査に用いられるすべての船舶は、政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されることができるとし、また、この条約により公海での乗船及び検査を行うことが認められるものとする。

2 委員会が、この条約が効力を生じてから二年以内に、1に規定する手続について、又は委員会の定める保存管理措置の遵守を確保するために協定及びこの条約に基づく委員会の構成国の義務を効果的に履行させる代替的な仕組みについて合意することができない場合には、3の規定が適用されることを条件として、協定第二十一条及び第二十二条をこの条約の一部であるとみなして適用するものとし、条約区域における漁船に対する乗船及び検査並びにその後の取締措置は、これらの規定に定められた手続及び委員会が協定第二十一条及び第二十二条の実施のために必要と認める追加的な実際的手続に従ってとられるものとする。

3 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船が1及び2に規定する手続に従い正当に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。検査官は、乗船及び検査のための手続に従う。

第二十七条 寄港国がとる措置

1 寄港国は、国際法に従って、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。寄港国は、当該措置をとる場合には、いずれの国の漁船に対しても法律上又は事実上の差別を行ってはならない。

2 委員会の構成国の漁船が委員会の他の構成国の港又は沖合の係留施設に任意に入る場合には、寄

港国は、特に当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査することができる。

3 委員会の構成国は、漁獲物が委員会によって採択された保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲されたと認める場合には、陸揚げ及び転載を禁止する権限を自国の関係当局に与えるための規則を定めることができる。

4 この条のいかなる規定も、締約国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。

第七部 地域オブザーバー計画及び転載の規制

第二十八条 地域オブザーバー計画

1 委員会は、検証された漁獲量データその他の科学的データ及び追加的な漁業に関する情報を条約区域から収集するため、並びに委員会が採択する保存管理措置の実施を監視するために地域オブザーバー計画を作成する。

2 地域オブザーバー計画は、委員会の事務局が調整し、及び漁場の性格その他の関連要素を考慮に入れた柔軟な方法で企画する。この点に関し、委員会は、地域オブザーバー計画に関する契約を結ぶことができる。

3 地域オブザーバー計画は、委員会の事務局によって認定された独立で、かつ、公平なオブザーバーで構成し、並びに可能な限り最大限に他の地域的な、小地域的な及び各国のオブザーバー計画との間で調整する。

4 委員会の構成国は、委員会が要求する場合には、条約区域における自国を旗国とする漁船（自国の管轄の下にある水域内で専ら操業する船舶を除く。）が地域オブザーバー計画のオブザーバーを受け入れるようにすることを確保する。

5 4の規定は、条約区域における公海で専ら漁獲を行う船舶、公海上及び一又は二以上の沿岸国の管轄の下にある水域において漁獲を行う船舶並びに二以上の沿岸国の管轄の下にある水域において漁獲を行う船舶について適用する。地域オブザーバー計画に基づいて配置されたオブザーバーは、船舶が同一の漁獲航行中に旗国の管轄の下にある水域及び隣接する公海の双方で操業する場合には、当該船舶が旗国の管轄の下にある水域にある間は、当該船舶の旗国が別段の合意をする場合を除くほか、6(e)の活動のいずれも行ってはならない。

6 地域オブザーバー計画は、次の指針に従って、かつ、この条約の附属書Ⅲ第三条の規定に基づいて、運用する。

- (a) 地域オブザーバー計画は、漁場の特性を考慮に入れて、委員会が条約区域内の漁獲量の水準及び関連事項に関する適当なデータ及び情報を入力することを確保するために十分な水準の対象範囲を定める。
- (b) 委員会の構成国は、自国民をオブザーバーとして地域オブザーバー計画に参加させる権利を有する。

- (c) オブザーバーは、委員会が承認する統一的な手続に従って訓練され、及び認定されるものとする。
- (d) オブザーバーは、船舶の合法的な操業を不当に妨害してはならない。また、オブザーバーは、その任務を遂行するに当たり、船舶の操業上の要請に妥当な考慮を払い、及びこの目的のために船長と定期的に連絡を取る。
- (e) オブザーバーの活動には、漁獲量データその他の科学的なデータの収集、委員会が採択する保存管理措置の実施の監視及び委員会が作成する手続に従った調査結果の報告を含む。
- (f) 地域オブザーバー計画は、費用対効果の大きいものとし、既存の地域的な、小地域的な及び各国のオブザーバー計画との重複を避けるものとし、並びに実行可能な範囲で条約区域において漁獲を行う船舶の操業への混乱が最小限となるようなものとする。
- (g) オブザーバーを配置するに当たっては、合理的な予告期間が与えられる。
- 7 委員会は、地域オブザーバー計画の運用のために、追加的な手続及び指針を作成する。この手続及び指針には、次の事項に関するものを含める。
- (a) 委員会が秘密の性質を有すると認める集計されていないデータその他の情報の保護の確保
- (b) オブザーバーが収集するデータ及び情報の委員会の構成国への配布
- (c) オブザーバーの乗船。もつとも、オブザーバーが乗船している際の船舶の船長及び乗組員の権利及び義務並びにオブザーバーの任務の遂行に当たつての権利及び義務を明確に定めるものとする。
- 8 委員会は、地域オブザーバー計画の経費の支払方法を決定する。
- 第二十九条 転載
- 1 委員会の構成国は、漁獲物の正確な報告を確保するための努力を支援するため、自国の漁船が実行可能な範囲で港において転載を行うことを奨励する。委員会の構成国は、この条約の適用上、転載港として一又は二以上の港を指定することができる。委員会は、そのすべての構成国に対して指定された港の一覧表を定期的に配布する。
- 2 委員会の構成国の管轄の下にある水域内の港又は区域における転載は、適用のある関係国内法に従って行われる。
- 3 委員会は、条約区域内の港及び海上で転載された種及び量に関するデータを収集し、及び検証するための手続並びにこの条約が対象とする転載が終了した時を決定するための手続を作成する。
- 4 国の管轄の下にある水域を超える条約区域内の海上における転載は、この条約の附属書Ⅲ第四条に定められた条件及び3の規定に基づいて委員会が定める手続に従つてのみ行う。当該手続については、関係する漁場の特性を考慮に入れるものとする。
- 5 4の規定にかかわらず、条約区域内で操業するまき網漁船による海上での転載は、禁止する。ただし、委員会が既存の操業を反映するために特例を採択する場合は、この限りでない。

- 第八部 開発途上国の要請
- 第三十条 開発途上国の特別な要請の認識
- 1 委員会は、条約区域における高度回遊性魚類資源の保存及び管理並びに高度回遊性魚類資源の漁場の開発に関し、この条約の開発途上にある締約国(特に開発途上にある島嶼国)並びに海外領土及び属領の特別な要請を十分に認識する。
- 2 委員会は、高度回遊性魚類資源の保存管理措置を定めることに協力する義務が履行される際に、開発途上にある締約国(特に開発途上にある島嶼国)並びに海外領土及び属領の特別な要請、特に次の事項を考慮する。
- (a) 海洋生物資源の利用(自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む。)に依存する開発途上にある締約国(特に開発途上にある島嶼国)のぜい弱性
- (b) 開発途上にある締約国(特に開発途上にある島嶼国)並びに海外領土及び属領において、自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者、漁業労働者及び原住民に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者の漁場の利用を確保する必要性
- (c) 当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に開発途上にある締約国並びに海外領土及び属領に転嫁されないことを確保する必要性
- 3 委員会は、開発途上にある締約国(特に開発途上にある島嶼国)並びに適当な場合には海外領土及び属領が委員会の活動(委員会及びその補助機関の会合を含む。)に効果的に参加することを促進するための基金を設立する。委員会の財政規則には、当該基金の運用指針及び援助の資格基準を含める。
- 4 この条に定める目的のための開発途上国並びに海外領土及び属領との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助、技術移転(合併事業の取極によるものを含む。)並びに顧問サービス及び諸問サービスの提供を含む。そのような援助は、特に次の事項を対象とする。
- (a) 漁場のデータ及び関連情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じて高度回遊性魚類資源の保存及び管理の改善
- (b) 資源評価及び科学的調査
- (c) 監視、規制、監督、遵守及び取締り(地方の段階における訓練及び能力の開発を含む。)、国の及び地域的なオブザーバー計画の開発並びにこれらの計画に対する資金供与並びに技術取得の機会及び設備の利用
- 第九部 紛争の平和的解決
- 第三十一条 紛争の解決のための手続
- 協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、委員会の構成国(協定の締約国であるか否かを問わない。)間の紛争について準用する。

第十部 この条約の非締約国

第三十二条 この条約の非締約国

1 委員会の構成国は、この条約の非締約国を旗国とする漁船が委員会によって採択される保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑止するため、この条約、協定及び国際法に合致する措置をとる。

2 委員会の構成国は、この条約の非締約国を旗国とする漁船が条約区域において漁獲操業に従事している場合には、当該漁船の活動に関する情報を交換する。

3 委員会は、この条約の非締約国の国民又は当該非締約国を旗国とする船舶によって行われた活動がこの条約の目的の実施に影響を及ぼすと認める場合には、当該非締約国の注意を喚起する。

4 委員会の構成国は、委員会が採択する保存管理措置が条約区域におけるすべての漁獲活動に適用されることを確保するため、この条約の非締約国の船舶が条約区域において漁獲を行う場合には、当該非締約国に対して、当該保存管理措置の実施に十分協力するよう個別に又は共同して要請する。協力的な非締約国は、関連する資源に関する保存管理措置の遵守についての約束及びその遵守の記録に応じて、漁場への参加による利益を享受する。

5 この条約の非締約国は、要請する場合には、委員会の構成国の同意を得ること及びオブザーバーの地位の付与に関する手続規則に従うことを条件として、委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請されることができる。

第十一部 信義誠実及び権利の濫用

第三十三条 信義誠実及び権利の濫用

この条約に基づく義務は、誠実に履行されるものとし、この条約によって認められる権利は、濫用とならないように行使される。

第十二部 最終規定

第三十四条 署名、批准、受諾及び承認

1 この条約は、オーストラリア、カナダ、中国、クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー諸島共和国、フランス、インドネシア、日本国、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ニュージーランド、ニウエ、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国、大韓民国、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（ヒトケン島、ヘンダーソン島、デューシー島及びオエノ島）、アメリカ合衆国及びバヌアツ共和国による署名のために、二千年九月五日から十二箇月の間、開放しておくものとする。

2 この条約は、署名国により、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3 批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府に寄託される。

4 各締約国は、この条約によって設立される委員会の構成国となる。

第三十五条 加入

1 この条約は、前条1に掲げる国及び千九百八十二年条約第三百五条1(c)から(e)までに規定する主

体であつて条約区域内に位置するものによる加入のために開放しておくものとする。

2 この条約が効力を生じた後、他の国及び地域的な経済統合のための機関の国民及び漁船が条約区域において高度回遊性魚類資源を漁獲することを希望する場合には、締約国は、コンセンサス方式により、当該他の国及び地域的な経済統合のための機関に対し、この条約に加入するよう招請することができる。

3 加入書は、寄託政府に寄託される。

第三十六条 効力発生

1 この条約は、(a)及び(b)の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

(a) 北緯二十度線の北側に位置する三箇国

(b) 北緯二十度線の南側に位置する七箇国

2 この条約は、その採択の後三年以内に1(a)の三箇国によって批准されない場合には、十三番目の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の後六箇月で又は1の規定に基づく場合のいずれか早い方の日に効力を生ずる。

3 この条約は、その効力を生じた後、この条約を批准し、正式に確認し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国、千九百八十二年条約第三百五条1(c)から(e)までに規定する主体であつて条約区域内に位置するもの又は地域的な経済統合のための機関については、その批准書、正式確認書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十七条 留保及び除外

この条約については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第三十八条 宣言及び声明

前条の規定は、国、千九百八十二年条約第三百五条1(c)から(e)までに規定する主体であつて条約区域内に位置するもの又は地域的な経済統合のための機関が、この条約の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、特にその国内法令をこの条約の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行つた国、主体又は地域的な経済統合のための機関についてこの条約の規定を適用するに当たり、この条約の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第三十九条 他の協定との関係

この条約は、この条約と両立する他の協定の規定に基づく締約国及び第九条2に規定する主体の権利及び義務（他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

第四十条 改正

1 委員会の構成国は、委員会による審議のため、この条約の改正を提案することができる。その提案は、審議が行われる委員会の会合の少なくとも六十日前に、事務局長にあてた書面による通報に

よつて行われるものとする。事務局長は、すべての委員会の構成国に対し、速やかに当該通報を送付する。

2 この条約の改正は、委員会の構成国の過半数が改正案の審議のための特別会合の開催を要求する場合を除くほか、委員会の年次会合において審議される。特別会合は、六十日前までに通知することによって開催することができる。この条約の改正は、コンセンサス方式によって採択される。事務局長は、委員会が採択した改正を委員会のすべての構成国に対して速やかに送付する。

3 この条約の改正は、当該改正を批准し、又はこれに加入した締約国については、過半数の締約国が批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。その後において、必要とされる数の批准書又は加入書を寄託された後に当該改正を批准し、又はこれに加入する締約国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十一条 附属書

1 附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとする。また、別段の明示の定めがない限り、「この条約」といふ、又は第一部から第十二部までのいずれかの部を指しているときは、関連する附属書を含めていふものとする。

2 この条約の附属書は、随時改正することができるものとし、委員会の構成国は、附属書の改正を提案することができる。前条の規定にかかわらず、附属書の改正が委員会の会合においてコンセンサス方式によって採択される場合には、当該改正は、この条約に組み入れられ、採択の日又は当該改正において指定される他の日から効力を生ずる。

第四十二条 脱退

1 締約国は、寄託政府にあてた書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができるものとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、脱退の効力に影響を及ぼすものではない。脱退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 この条約からの締約国の脱退は、その脱退が効力を生ずる前に当該国が負った財政的義務に影響を及ぼすものではない。

3 この条約からの締約国の脱退は、この条約との関係を離れた国際法に基づく義務であつてこの条約に具現されているものを当該国が履行する義務に何ら影響を及ぼすものではない。

第四十三条 海外領土による参加

1 委員会及びその補助機関への参加は、国際関係について責任を有する締約国の適当な承認を得て、次のいずれにも開放する。

合衆国領サモア
フランス領ポリネシア
グアム

ニューカレドニア

北マリアナ諸島

トケラウ諸島

ワリス・フテyna諸島

2 締約国は、1に規定する参加の性質及び範囲につき、国際法、この条約の対象事項に関する権限の配分並びに1の規定に基づいて参加する海外領土がこの条約に基づいて権利を行使し、及び責任を果たす能力の発展を考慮して、委員会の手続規則に別個に規定する。

3 2の規定にかかわらず、1の規定に基づくすべての参加者は、委員会の活動に完全に参加する権利(委員会及びその補助機関に出席し、及び発言する権利を含む。)を有する。委員会は、その任務を遂行し、及び決定を行うに当たつて、すべての参加者の利益を考慮する。

第四十四条 寄託政府

この条約及びその改正の寄託政府は、ニュージーランド政府とする。寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、この条約を国際連合事務総長に登録する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千年九月五日にホノルルで、原本一通を作成した。

(署名欄は省略)

附属書 I 漁業主体

1 漁業主体は、その船舶が条約区域において高度回遊性魚類資源を漁獲する場合には、この条約が効力を生じた後、寄託政府に対し書面を送付することによって、この条約の定める制度に拘束されることに同意することができる。その同意は、書面が送付された後三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、寄託政府にあてた書面による通告によつて当該同意を撤回することができる。その撤回は、一層遅い日が通告に明示される場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 当該漁業主体は、委員会の活動(意思決定を含む。)に参加し、及びこの条約に基づく義務を遵守する。この条約の適用上、「委員会」又は「委員会の構成国」というときは、当該漁業主体及び締約国をいう。

3 漁業主体が関係するこの条約の解釈又は適用に関する紛争が紛争当事者間の合意によつて解決することができない場合には、当該紛争は、一方の紛争当事者の要請により、常設仲裁裁判所の関連

4 する規則に従い、最終的で、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。
漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のためのものとする。

附属書Ⅱ 再検討協議会

1 委員会の決定に関する再検討の請求は、この条約第二十条6の規定に従い、当該決定の採択から三十日以内に書面による通告によって事務局長に提出する。当該通告には、再検討を求める根拠に関する説明書を添付する。事務局長は、当該通告及び添付された説明書の写しを委員会のすべての構成国に配布する。

2 再検討協議会は、次のとおり構成される。

(a) 再検討協議会は、千九百八十二年条約の附属書Ⅱ第二条の規定に基づいて国際連合食糧農業機関が作成し、かつ、保管する漁業の分野における専門家の名簿又は事務局長が保管する同様の名簿の中からこの附属書に従って任命される三人の委員で構成する。

(b) 再検討の請求を行う委員会の構成国(以下「請求国」という。)は、一人の再検討協議会の委員(自国民であるか否かを問わない。)を任命する。その任命については、1の書面による通告に含めるものとする。

(c) 委員会の二以上の構成国が同一の決定について再検討を求める場合には、当該二以上の構成国は、再検討を求める根拠のいかんを問わず、最初に提出された通告が受領されてから二十日以内に、合意により共同で一人の再検討協議会の委員を任命する。当該二以上の構成国が任命につき合意に達することができない場合には、当該二以上の構成国のいずれかの要請に基づき、(f)の規定に従って任命する。

(d) 委員会の議長は、1に規定する通告が受領されてから二十日以内に一人の再検討協議会の委員を任命する。

(e) その他一人の再検討協議会の委員は、再検討を求める委員会の一又は二以上の構成国と委員会の議長との間の合意によって任命する。当該一又は二以上の構成国及び委員会の議長は、三人の再検討協議会の委員の中から再検討協議会の議長を任命する。当該一又は二以上の構成国及び委員会の議長が再検討協議会の一若しくは二以上の委員又は議長の任命につき1に規定する通告が受領されてから二十日以内に合意に達することができない場合には、いずれかの当事者の要請により、(f)の規定に従って任命する。この要請は、当該二十日の期間の満了の日から十日以内に行う。

(f) 当事者がその選任する者又は第三国により(c)から(e)までに規定する任命が行われることについて合意する場合を除くほか、国際海洋法裁判所長が必要な任命を行う。

(g) 空席が生じた場合には、当初の任命のために規定された方法によって補充する。

3 審理は、再検討協議会の設置後三十日以内に、再検討協議会が決定する場所及び日時に開催される。

4 再検討協議会は、審理が迅速に実施され、並びに請求国が陳述し、及び自己の立場を表明する十分な機会が保障されるための手続を定める。

5 事務局長は、委員会を代表して行動するものとし、決定がされた根拠を理解するために十分な情報を再検討協議会に提供する。

6 委員会の構成国は、再検討の対象となつてゐる事項に関する覚書を再検討協議会に提出することができるとし、また、再検討協議会は、当該構成国に対し、陳述する十分な機会を与える。

7 再検討協議会の経費(委員に対する報酬を含む。)は、事案の特殊事情のために再検討協議会が別段の決定を行う場合を除くほか、次のように負担する。

(a) 請求国が七十パーセントを負担するものとし、請求国が複数の場合には、請求国間で均等に負担する。

(b) 委員会の年次予算から三十パーセントを支払う。

8 再検討協議会の決定は、委員の過半数による議決で行う。

9 再検討協議会は、請求国(複数の請求国がある場合には、いずれかの請求国)が再検討協議会に出席しない場合であっても、手続を継続し、並びに認定及び勧告を行うことができる。請求国の欠席は、再検討手続を妨げるものではない。

10 再検討協議会の認定及び勧告は、請求の対象となつてゐる事項にのみ及ぶものとする。認定及び勧告には、その理由を明示するものとし、関与した委員の氏名及び当該認定の日付を付する。いずれの委員も、別個の意見又は反対意見を認定に付することができる。もつとも、再検討協議会は、その決定を委員会の決定に代えてはならない。再検討協議会は、審理が終了した日から三十日以内に、一又は二以上の請求国及び事務局長に対し、認定及び勧告(その理由を含む。)を通知する。事務局長は、再検討協議会の認定及び勧告並びに理由の写しを委員会のすべての構成国に配布する。

附属書Ⅲ 漁獲の条件

第一条 序

条約区域において漁獲のために使用することを許可されたすべての漁船の操業者は、当該漁船が条約区域にあるときは、常に次条から第六条までに規定する条件を遵守する。これらの条件は、委員会の構成国の管轄の下にある水域において適用される条件(当該構成国が発給する免許を根拠とするもの又は二国間若しくは多数国間の漁業協定に従うもの)に加えて適用する。この附属書の適用上、「操業者」とは、漁船に責任を有し、又はこれを指揮し、若しくは管理する者(漁船の所有者、船長又は傭船者を含む。)をいう。

第二条 国内法の遵守

操業者は、その船舶がこの条約の締約国である沿岸国の管轄の下にある水域に入るときは、当該沿岸国の適用のある国内法を遵守し、当該船舶及びその乗組員が当該国内法を遵守することについて責任を有し、並びに当該国内法に従って当該船舶を操業する。

第三条 オブザーバーに関する操業者の義務

- 1 操業者及び乗組員は、地域オブザーバー計画に基づいてオブザーバーと認定された者のいずれに対しても、次の活動を認め、及び援助する。
 - (a) 合意された場所及び日時における乗船
 - (b) オブザーバーがその任務を遂行するために必要であると認める船上のすべての施設及び設備への十分なアクセス並びにこれらの施設及び設備の使用(船橋、船上の魚類並びに魚類の保有、加工、計量及び貯蔵のために使用される区域並びに記録の検査及び複写のための船舶の記録(航海日誌及び関係文書を含む。))への十分なアクセス並びに航海設備、海図及び無線並びに漁獲に関する他の情報への合理的なアクセスを含む。
 - (c) サンプルの採取
 - (d) 合意された場所及び日時における下船
 - (e) すべての任務の安全な遂行
- 2 操業者又は乗組員は、オブザーバーがその任務を遂行するに当たり、オブザーバーに対し、暴行、妨害、抵抗、遅滞行為、乗船拒否、脅迫又は干渉を行ってはならない。
- 3 操業者は、オブザーバーが乗船している間、オブザーバー又はその政府による経費の負担なしに、乗船中の上級乗組員に対して通常与えられる合理的な水準の食料、宿泊施設及び医療施設と同等のものをオブザーバーに提供する。

第四条 転載の規制

- 1 操業者は、転載された種及び量の検証のために委員会が定める手続並びに条約区域における転載について委員会が定める追加的な手続及び措置を遵守する。
- 2 操業者は、委員会又はその構成国によって承認された者に対し、そのような者が転載の行われる当該構成国の指定された港又は水域においてその任務を遂行するために必要であると認める施設及び設備への十分なアクセス並びにこれらの施設及び設備の使用(船橋、船上の魚類並びに魚類の保有、加工、計量及び貯蔵のために使用される区域並びに記録の検査及び複写のための船舶の記録(航海日誌及び関係文書を含む。))への十分なアクセスを含む。)を認め、及び援助する。さらに、操業者は、承認された者がサンプルを抜き取ること及び漁獲活動の十分な監視のために必要な他の情報を収集することを認め、及び援助する。操業者又は乗組員は、承認された者がその任務を遂行するに当たり、これらの者に対し、暴行、妨害、抵抗、遅滞行為、乗船拒否、脅迫又は干渉を行ってはならない。転載の検査中は、漁獲操業への混乱を最小限にすることを確保するためにあらゆる努力が払われるべきである。

第五条 報告

操業者は、協定の附属書Iに定めるデータの収集基準に従い、船舶の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量、漁獲努力量その他の漁業に関するデータを記録し、及び報告する。

第六条 取締り

- 1 船舶の旗国が発給する許可書及び適当な場合にはこの条約の締約国である沿岸国が発給する許可書又はこれらの許可書の正当に証明された謄本若しくはファクシミリ若しくはテレックスによる確認書は、常時船舶内に備え置くものとし、また、委員会のいずれかの構成国によって権限を与えられた取締官の要請に応じて提示するものとする。
- 2 船舶の船長及び乗組員は、委員会のいずれかの構成国によって権限を与えられ、かつ、身分を証明された取締官が発出した指示(停止し、安全な場所に移動し、並びに安全な乗船並びに船舶、許可書、漁具、設備、記録、施設、魚類及びその製品の検査を容易にすることに係るものを含む。)を直ちに遵守する。乗船及び検査は、可能な限り、船舶の合法的な操業を不当に妨げない方法で行うものとする。操業者及び乗組員は、権限を与えられた取締官の活動を容易にし、及び援助するものとし、当該取締官がその任務を遂行するに当たり、当該取締官に対し、暴行、妨害、抵抗、遅滞行為、乗船拒否、脅迫又は干渉を行ってはならない。
- 3 船舶は、漁船の標識及び識別に関する国際連合食糧農業機関の標準仕様又は委員会が採択する他の代替基準に従って、標識を付され、及び識別される。そのような標識のすべての部分は、船舶が条約区域にある間、常時、見やすく、識別されやすく、及び覆いのないものでなければならぬ。
- 4 操業者は、委員会の構成国の漁業管理、監視及び取締りを行う当局との通信を容易にするため、国際遭難信号周波数二千八百八十二キロヘルツ(HF)又は国際安全信号周波数五百十六・八メガヘルツ(VHF-FM)の第十六チャンネル)を常時傍受することを確保する。
- 5 操業者は、国際信号書(INTERCO)の最新で、かつ、更新された写しを船内に備え置くこと及び常時閲覧することができることを確保する。
- 6 船舶が委員会の構成国の管轄の下にある水域を航行し、かつ、漁獲のための許可を有していない場合及び船舶が条約区域における公海上を航行し、かつ、公海で漁獲を行うことを旗国によって許可されていない場合には、船舶上の漁ろう設備は、漁獲に容易に使用することができないように格納され、又は収納されるものとする。

附属書IV 必要な情報

この条約第二十四条4の規定に従って保持することが義務付けられている漁船記録に記載される各漁船について、次の情報が委員会に提供されるものとする。

- 1 船名、登録番号、過去の船名(判明している場合に限る。)及び船籍港
- 2 所有者の氏名及び住所
- 3 船長の氏名及び国籍
- 4 従前の国籍(該当する場合に限る。)
- 5 国際無線通信呼出符号
- 6 船舶通信の種類及び番号(インマルサットA、B及びC並びに衛星電話の番号)
- 7 船舶のカラー写真
- 8 建造された場所及び時期
- 9 船舶の種類
- 10 通常の乗組員の定員
- 11 漁法の種類
- 12 長さ
- 13 型深さ
- 14 最大幅
- 15 登録総トン数
- 16 主たる推進機関の出力
- 17 旗国によって与えられた漁獲の許可の性質
- 18 積載能力(冷凍庫の種類、能力及び数並びに魚倉容量を含む。)

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

高度回遊性魚類(以下「まぐろ類」という)は、その生息水域が広範であることから、これらの資源の持続可能な利用のために、地域ごとに関係国が適切な保存及び管理の枠組みを作り協力していくことが必要であると国際的に認識されていたところ、世界のまぐろ類の漁業生産の約半分を占める中西部太平洋においても、保存及び管理のための枠組みを設立することは有意義であるとして、平成六年十二月から、条約の起草及び交渉のための多数国間ハイレベル会合が計七回開催された結果、平成十二年九月にこの条約が採択された。

本条約は、中西部太平洋におけるまぐろ類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 西部及び中部太平洋におけるまぐろ類資源の保存及び管理のための委員会(以下「委員会」という)を設立すること。
- 2 委員会の任務は、次のとおりとすること。

- (一) 西部及び中部太平洋におけるまぐろ類資源の総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること。
 - (二) 他の保存及び管理の措置及び勧告を採択すること。
 - 3 委員会の構成国は、次のことを確保するために必要な措置をとること。
 - (一) 自国を旗国とする漁船がこの条約の規定及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること。
 - (二) 自国を旗国とする漁船が締約国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないこと。
 - 4 附属書の改正が委員会の会合においてコンセンサス方式によって採択される場合には、当該改正は、この条約に組み入れられ、採択の日又は指定される他の日から効力を生ずること。
なお、条約の不可分の一部を成す附属書Iは、条約の定める制度への台湾の参加等について、附属書IIは、委員会の決定に関する再検討を行う再検討協議会を設置するための手続について、附属書IIIは、西部及び中部太平洋において漁獲のために使用することを許可されたすべての漁船の操業者が遵守しなければならない諸条件について、附属書IVは、漁船記録に記載される各漁船に関して委員会に提供される情報について規定している。
- 本条約は、平成十六年六月十九日に効力を生じており、我が国については加入書を寄託政府に寄託した後三十日目の日に効力を生ずることになっている。
- よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、中西部太平洋におけるまぐろ類資源の保存及び持続可能な利用を確保することに積極的に協力し、及び我が国のかつお・まぐろ漁業の安定した発展を図るの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十七年六月三日

衆議院議長 河野 洋平殿

外務委員長 赤松 広隆

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十七年六月三日

提出者

環境委員長 小沢 鋭仁

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 動物の適正な飼養及び保管」を「第二章 基本指針等(第五条・第六条)」に、「第三章 動物の適正な取扱」に、「第五章 第七條」を「第七章 第九條」に、「第八章 第十四條」を「第十章 第二十四條」に、「第十五條」を「第二十五條」に、「第十六條」を「第二十六條」に、「第三十三條」に、「第十七條」を「第三十四條」に、「第三章」を「第四章」に、「第十八條」を「第二十二條」を「第三十五條」第三十九條に、「第四章」を「第五章」に、「第二十三條」第二十六條を「第四十條」第四十三條に、「第五章」を「第六章」に、「第二十七條」第三十一條を「第四十四條」第五十條に改める。

第三十條中「図りつつ、」の下に「学校、地域、家庭等における」を加える。

第三十一條中「第九條第二項又は第十條第二項」を「第十六條第一項」に改め、同條を第四十九條とする。

第三十條中「前三條」を「第四十四條から前条まで」に改め、同條を第四十八條とする。

第二十九條第一号中「第八條第一項」を「第十四條第一項若しくは第二項」に、「第九條第一項」を「第二十八條第三項」に改め、同條第二号中「第十三條第一項」を「第二十四條第一項又は第三十三條第一項」に、「同項」を「これら」に改め、同條第三号中「第十五條第二項」を「第二十五條第二項」に改め、同條を第四十七條とする。

第二十八條中「第十二條第二項の規定による命

令に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同條に次の各号を加え、同條を第四十六條とする。

一 第十條第一項の規定に違反して登録を受け

ないで動物取扱業を営んだ者

二 不正の手段によつて第十條第一項の登録

(第十三條第一項の登録の更新を含む)を受

けた者

三 第十九條第一項の規定による業務の停止の

命令に違反した者

四 第二十三條第三項又は第三十二條の規定に

よる命令に違反した者

第二十七條第二項及び第三項中「三十万円」を

「五十万円」に改め、第五章中同條を第四十四條と

し、同條の次に次の一條を加える。

第四十五條 次の各号のいずれかに該当する者

は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

一 第二十六條第一項の規定に違反して許可を

受けないで特定動物を飼養し、又は保管した

者

二 不正の手段によつて第二十六條第一項の許

可を受けた者

三 第二十八條第一項の規定に違反して第二十

六條第二項第二号又は第四号から第六号まで

に掲げる事項を変更した者

第五章を第六章とする。

第二十六條中「第五條第四項、第十一條第一項

若しくは第二十四條第三項」を「基本指針の策定、

第七條第四項、第十二條第一項、第二十一條第一

項、第二十七條第一項第一号若しくは第四十一條

第四項に、「第十五條第一項」を「第二十五條第一

項」に、「第十八條第五項(第十九條第三項)を「第

三十五條第五項(第三十六條第三項)に、「第二十

三條第二項」を「第四十條第二項」に改め、「これら

の下に「基本指針」を加え、第四章中同條を第

四十三條とする。

第二十五條を第四十二條とする。

第二十四條の見出し中「及び事後措置」を「事

後措置等」に改め、同條第三項中「第一項」を「第二

項」に改め、同條を同條第四項とし、同條第二項

を同條第三項とし、同條第一項中「教育、試験研

究又は生物学的製剤の製造の用その他の」を削

り、同條を同條第二項とし、同條に第一項として

次の一項を加え、同條を第四十一條とする。

動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製

造の用その他の科学上の利用に供する場合に

は、科学上の利用の目的を達することができ

る範囲において、できる限り動物を供する方法に

代わり得るものを利用すること、できる限りそ

の利用に供される動物の数を少なくすること等

により動物を適切に利用することに配慮するも

のとする。

第四章中第二十三條を第四十條とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十二條を第三十九條とし、第二十

一條を第三十八條とする。

第二十條第二項中「第十八條第一項」を「第二十

五條第一項」に改め、同條を第三十七條とする。

第十九條を第三十六條とする。

第十八條第四項中「公益法人」を「団体」に改め、

第三章中同條を第三十五條とする。

第三章を第四章とする。

第十七條第一項中「第十三條第一項」を「第二十

四條第一項又は前條第一項」に改め、「又は前條の

規定に基づく条例の規定による立入調査」を削

り、第二章第五節中同條を第三十四條とする。

第二章第四節を次のように改める。

第四節 動物による人の生命等に対する

侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六條 人の生命、身体又は財産に害を加え

るおそれがある動物として政令で定める動物

(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行

おうとする者は、環境省令で定めるところによ

り、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又

は保管のための施設(以下この節において「特定

飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府

県知事の許可を受けなければならない。ただ

し、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六

号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)に

おいて獣医師が診療のために特定動物を飼養

又は保管する場合その他の環境省令で定める場

合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載

した申請書に環境省令で定める書類を添えて、

これを都道府県知事に提出しなければならない

い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は代表者の氏名

二 特定動物の種類及び数

三 飼養又は保管の目的

四 特定飼養施設の所在地

五 特定飼養施設の構造及び規模

六 特定動物の飼養又は保管の方法

七 その他環境省令で定める事項
(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じた環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

二 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)
第二十八条 第二十六条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない

い。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六條第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)
第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。

二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)
第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)
第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該

特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)
第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)
第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二章第三節第十五条を第二十五条とする。

第十四条を削る。

第十三条第一項中「第八条から前条まで」を「第十条から第十九条まで及び前三条」に改め、「飼養施設を設置する」を削り、第二章第二節中同条を第二十四条とする。

第十二条第一項中「前条第一項又は第二項」を

「第二十一条第一項又は第二項」に改め、「飼養施設の構造」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二十三条とする。

2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第十一条第一項中「ために飼養施設の構造」を「とともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため」に改め、同条第二項中「保持する」の下に「とともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止する」を加え、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(動物取扱責任者)
第二十二条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第五号までに該当する者以外の者でなければならない。

3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。)を受けさせなければならない。

第十条を削る。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

動物取扱業者は、第十条第二項第四号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようと

する場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第四号又は第六号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 動物取扱業者は、第十条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九条第三項中「前条第二項」を「第十一条及び第十二条」に、「第一項」を「前二項」に、「について」を「があつた場合に」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の六条を加える。

(動物取扱業者登録簿の閲覧)
第十五条 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)
第十六条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る動物取扱業者を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱

業者であつた法人を代表する役員
2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。
- 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構

造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。

四 第十二条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

五 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

第八条の見出しを「動物取扱業者の登録」に改め、同条第一項中「飼養又は保管のための施設(以下「飼養施設」という。)」を設置して動物取扱業者

「取扱業」に改め、「販売」の下に「(その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。)」を、「展示」の下に「(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。)」を加え、「以下同じ」を「以下

「動物取扱業」というに、「飼養施設を設置する事業所」とに、環境省令で定めるところにより、次の事項を「を」当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄するに、「並びに第十五条第一項及び第二項」を、「第二十五条第一項及び第二項並びに第

四節」に、「に届け出なければならない」の登録を受けなければならないに改め、同条各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に規定する者をいう。)の氏名

四 その営もうとする動物取扱業者の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「飼養施設」という。)を設置しているときは、次に掲げる事項

イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

第二章第二節中第八条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

(登録の実施)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該

当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号口及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

四 第十条第一項の登録を受けた者(以下「動物取扱業者」という。)で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号の

いずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。(登録の更新)

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十条第二項及び前二条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第二章 第一節 第七条を第九条とし、第六条を第八条とする。

第五条 第一項中「動物を」の下に「その種類、習性等に応じて」を加え、同条第二項中「持つ」を「持ち、その予防のために必要な注意を払う」に改め、同条第三項中「措置」の下に「として環境大臣が定めるもの」を加え、第二章第一節中同条を第七条とする。

第二章 動物の適正な飼養及び保管を「第二章 動物の適正な取扱い」に改める。

第二章を第三章とする。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項

五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

本則に次の一条を加える。

第五十条 第十八条の規定による標識掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第三条 新法第十二条第一項、第二十一条第一項及び第二十七条第一項第一号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に新法第十条第一項に規定する動物取扱業(以下単に「動物取扱業」という。)を営んでいる者(次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「旧法」という。)第八条第一項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者(旧法第十四条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。))を除く。は、施行日から一年間(当該期間内に新法第十二条第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、新法第十条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物

の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長とする。次条第三項において同じ。)の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第十九条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。及び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第二十六条第一項に規定する特定動物(以下単に「特定動物」という。)の飼養又は保管を行っている者は、施行日から一年間(当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特

定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第三十一条、第三十二条、第三十三条の規定に係る部分に限る。及び第三十三条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(条例との関係)

第八条 地方公共団体の条例の規定で、新法第三章第二節及び第四節で規制する行為で新法第六章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

より一層の動物の愛護の推進等を図るため、環境大臣による基本指針の策定及び都道府県による動物愛護管理推進計画の策定について定めるほか、動物取扱業について、その対象範囲の拡大、登録制の導入、動物取扱責任者の設置等の措置を講ずるとともに、特定動物の飼養又は保管について、条例による規制措置に代えて許可制を導入する等の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

去る五月三十一日は、会議を開くに至らなかったため、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第二十四号

平成十七年五月三十一日(火曜日)

午後一時開議

第一 独立行政法人住宅金融支援機構法案(内閣提出)